

障害のある子どもの海外学校生活を 支援するガイドブック

— 社員の海外赴任をサポートするために —



障害のある子どもの海外学校生活を 支援するガイドブック

—社員の海外赴任をサポートするために—

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

目次

はじめに

プロローグ かずみちゃん(仮称)の父親の悩みと支援する社内相談室

| | |
|--------------------------------|---|
| 海外転勤辞令と帯同する子どもの教育への思い | 2 |
| 帯同する子どものことで社内相談室を訪問 | 2 |
| 支援を必要とする子どもの教育に関する相談を受けた相談室の困惑 | 3 |
| 不十分だった障害に関する基礎知識 | 4 |
| 知らなかった特別支援教育情報 | 5 |
| 知っておくべき日本人学校の実情 | 6 |
| 社員と共に集めた現地情報と整理 | 7 |
| 日本人学校や補習授業校における特別支援教育情報の収集 | 8 |
| 日本人会や領事館との連携 | 8 |
| 社内相談室長の気づき | 9 |

第1章 障害のある子どもの発見・支援の実情

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 障害の早期発見・早期支援システムの現状 | 12 |
| (2) 地域の教育相談機関情報 | 12 |
| (3) 地域支援としての特別支援学校の教育相談活動 | 13 |
| (4) (独)国立特別支援教育総合研究所の役割 | 13 |

第2章 我が国における特別支援教育の実情

| | |
|---|----|
| (1) 特殊教育から特別支援教育へ＝その理念と法的整備 | 16 |
| (2) 最新の特別支援教育情報 | 18 |
| ① 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査(文部科学省調査) | 18 |
| ② 特別支援教育の推進状況 | 18 |
| ③ (独)国立特別支援教育総合研究所の最新研究情報とその公開 | 19 |
| (3) 特別支援教育理解のための基礎知識Q & A | 19 |
| Q 1 特別支援教育とは何ですか | 20 |
| Q 2 特別支援教育の目指すものとはどういうことですか | 21 |
| Q 3 特別支援教育を進めるために学校ではどのような取り組みがされているのですか | 22 |
| Q 4 通級指導教室と特別支援学級とは何が違うのですか | 22 |
| Q 5 日本における教育機関でどのような支援体制が組まれていますか | 23 |
| Q 6 自立活動とは何ですか | 24 |

第3章 障害のある子どもを帯同して海外生活を送る保護者への支援

| | |
|---|----|
| (1) 障害のある子どもを帯同して赴任する際のチェックリスト…………… | 26 |
| (2) 関係機関の情報…………… | 27 |
| ① 日本領事館や現地日本人会との連絡…………… | 27 |
| ② 関係機関における情報の収集…………… | 28 |
| (3) 安心して家族一緒に海外生活を送るためのQ & A…………… | 31 |
| Q 7 支援の必要な子どもを帯同して海外で生活することで留意すべきことは何ですか…………… | 31 |
| Q 8 障害のある子どもが海外で生活するのに家族として留意することは何ですか…………… | 32 |
| Q 9 障害についてのアセスメントはどこで受けたらいいのですか…………… | 32 |
| Q 10 医療との連携で注意しておくことは何ですか…………… | 33 |
| Q 11 帰国に際して配慮しておくことは何ですか…………… | 34 |

第4章 日本人学校における特別支援教育の実態

| | |
|---|----|
| (1) 日本人学校・補習授業校の設置場所と特別支援学級…………… | 36 |
| (2) 「日本人学校・補習授業校における特別支援教育に関する調査」 結果の概略紹介…………… | 38 |
| 座談会 ☆上海日本人学校…………… | 48 |
| ☆香港日本人学校…………… | 49 |
| ★ コラム 日本人学校等教育現場からの声…………… | 50 |
| (3) 日本人学校での特別支援教育に関するQ & A…………… | 50 |
| Q 12 小学部で特別支援教育を実施している日本人学校はどのくらい ありますか…………… | 51 |
| Q 13 中学部で特別支援教育を実施している日本人学校はどのくらい ありますか…………… | 53 |
| Q 14 障害のある子どもが日本人学校に入学するのに必要な手続きは 何ですか…………… | 55 |
| Q 15 障害のある子どもに対応している現地校の情報はどこで入手 できますか…………… | 55 |
| Q 16 担任の先生や学校が日本のように支援をしてくれますか…………… | 56 |
| Q 17 校内や地域で教育相談を受けることができますか…………… | 57 |
| Q 18 就学前の教育はどのようになっていますか…………… | 58 |
| Q 19 特別支援教育を推進するために日本人学校が抱えている課題は 何ですか…………… | 58 |
| Q 20 日本人学校に対して国や研究所はどのような支援をしていますか…………… | 60 |

| | |
|---|----|
| Q21 海外派遣される社員やその家族への支援はどのようなことが 考えられますか | 60 |
| Q22 全ての子どもが日本人学校で支援が受けられる体制を作るには 何が必要ですか | 61 |

第5章 企業及び社内相談室担当者への支援

| | |
|---------------------------------|----|
| (1) 共に生きる社会と特別支援教育 | 64 |
| ★ コラム 企業からの支援 | 66 |
| (2) 障害のある子どもの理解と支援のためのQ & A | 67 |
| Q23 視覚に障害のある子どもの理解と支援は何ですか | 67 |
| Q24 聞こえ（聴覚）に障害のある子どもの理解と支援は何ですか | 68 |
| Q25 知的障害のある子どもの理解と支援は何ですか | 69 |
| Q26 情緒に障害のある子どもの理解と支援は何ですか | 70 |
| Q27 肢体不自由のある子どもの理解と支援は何ですか | 70 |
| Q28 発達障害のある子どもの理解と支援は何ですか | 71 |
| Q29 病虚弱な子どもの理解と支援は何ですか | 74 |
| Q30 言語障害のある子どもの理解と支援は何ですか | 75 |
| ★ コラム ある保護者の想い | 77 |

エピローグ

| | |
|--------------|----|
| お父さんの思い | 80 |
| 社内相談室等関係者の願い | 80 |

| | |
|-------|----|
| ○参考文献 | 82 |
|-------|----|

○資料

| | |
|--|-----|
| (1) 「日本人学校における特別支援教育に関する調査」結果報告 (2007年調査) | 84 |
| (2) 「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」結果報告 | 99 |
| (3) 全国特別支援教育センター協議会加入機関一覧 | 104 |
| (4) 在外日本人学校一覧 | 109 |
| (5) 関係法令集 | |
| ① 学校教育法（平成19年6月27日改正）抜粋 | 113 |
| ② 学校教育法施行令の一部改正について | 117 |
| ③ 発達障害者支援法 | 120 |

はじめに

外国で暮らすことは、それまで慣れ親しんだ環境とは違った「異質なコミュニティ」への移行を意味しています。国際交流が進み、経済のグローバル化を迎えている今日、外国への転勤という地球規模での転勤が次第に増えてきていますし、その中には当然、障害のある子どもの生活環境の変化という問題も含まれています。このような物理的、異文化間での環境の変化には、障害のある本人のみならず、保護者を含めた家族においても、多くのストレスや困難に直面することとなり、精神的にも様々なリスクを負うことになってしまいます。このようなリスクに対してのサポートシステムの準備と援助的介入が必要なのは言うまでもありません。また、これらのリスクを抱える人々に直接的・間接的にかかわりを持つ教育（心理）関係者の連携によってサポートシステムが構築できれば、種々の困難さへの予防的な対応を図ることができ、また具体的な課題について情報交換をしながら解決法を探ることも出来るようになると思います。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。これに先立って、文部科学省は通常の学級に在籍する特別な配慮を要する子どもの実態を全国調査しました。その結果、通常の学級在籍児の約6.3%、おおよそ16人に1人の割合で特別な配慮を必要とする子どもがいることが推計されています。こうした子どもへの教育支援として「特別支援教育」は推進されることになったのです。

障害のある子どもが保護者に帯同して海外に住む場合でも、様々な機関や人々から教育支援を受けることによって、家族一緒に安心した楽しい海外生活を過ごすことが、いま関係者から強く求められています。

本書は、日本人学校や補習授業校の教育にかかわるすべての関係者が、特別支援教育についての理解を深め、支援を求める子どもたちが安心して教育を受けることができ、家族一緒での海外生活を楽しく過ごすため、学校教職員はもちろんのこと、海外に社員を派遣する企業の方、現地日本人会の方、日本人学校の学校運営協議会の方、教育行政担当者の方々と協力しあい、保護者に帯同して海外で生活する障害のある子どもへの支援のあり方を考える資料を提供することを目的に作成したものです。

この冊子が、日本人学校や補習授業校での特別支援教育の推進、在外企業の理解、支援を求める子どもや保護者への具体的な支援につながることを切に願っています。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 小田 豊

プロローグ

かずみちゃん(仮称)のお父さんの思い
と支援する社内相談室

海外転勤辞令と帯同する子どもの教育への思い

かずみちゃんのお父さんは、ある日、海外事業部長に呼ばれました。

部長 「久里浜君、今度の人事異動で君を海外支社に行ってもらおうと考えている。海外での販路拡大に君の販売ノウハウを是非生かしてきてほしい。期待しているよ。これは内定と考えて、準備にかかってくれ。いいね。」

久里浜 「(よーし、頑張るぞ！俺にもチャンスが来たか。) ありがとうございます。精一杯頑張ります。」

(とは言ったものの、かずみのこと、どうしたらいいかな。一緒に連れて行って、海外で教育を受けさせることができるだろうか。かといって、女房に任せて、単身赴任するのも女房も大変だろうしな。)

かずみちゃんが生まれた時のご両親の喜びは、それはそれは、ことばに表せないほどのものでした。

ところが、かずみちゃんはちょっと気難しいところがあり、お母さんは、時々子育てに自信をなくしたり、落ち込んでしまうこともありました。ある日、お母さんがかずみちゃんを連れて三歳児健診に行ったとき、周りの子どもたちの様子と見比べて、かずみちゃんの発達が何となく遅い気がして、それがずっと気になっていました。

幼稚園に入ってから、お母さんは周囲のお友達と比べて、かずみちゃんは落ち着きがないように思えたそうです。また、スーパーへ買い物に行ってもじっとしていなくて、叱ってもお母さんの言うことを少しも聞いてくれないと心配していました。

そこで近くのお医者さんに相談すると、ADHD（注意欠陥多動性障害）の疑いがあるといわれました。

ご両親は心配しながらも、かずみちゃんの成長に心を砕いて養育しました。

帯同する子どものことで社内相談室を訪問

お父さんは、その夜帰宅して、お母さんに海外転勤のことを話しました。お母さんは お父さんの気持ちがよくわかっていたので、海外に転勤することを薦め

ました。

お父さん 「かずみをどうする？ いま父親の力が、最も大切なときだと思
うし。君一人に任せて、その大変さを思うとなあ・・・」

お母さん 「かずみのような子は、義務教育段階で16人に一人いるって、先生
に言われたことがあるわ。だとすると、海外にも、こんな子どもも
生活して、学校に通っているのじゃないかしら。」

ご両親は、障害のある子どもを帯同しての海外生活には、親の願いとは別に、
様々知っておかねばならないことや解決しておかなければならない課題があるこ
とも話し合いました。

そこでお父さんは、翌日、社内の相談室を訪れてみることにしました。

相談員 「やあ、久里浜さん。どうされましたか・・・」

お父さん 「お久しぶりです。今度、海外転勤の内示を受けたのですが、子ど
もの教育のことでアドバイスをいただけないかと思い、伺いまし
た・・・」

お父さんは、かずみちゃんのことを、詳しく相談員の方に話し、昨夜お母さん
と話しあった疑問点や海外の教育情報等知りたいことについて尋ねました。

お父さんから相談を受けた相談員は、次のようなアドバイスをしました。

「かずみちゃんのような子どもさんの教育をどうするかは国内でも、その体制
が整備されてきており、日本人学校でも関心が大きくなっていると、先日の我々
担当者研修会でも話題にあがっていました。義務教育段階で16人に1人いるとの
情報は、私も知っています。通常の学級の中での支援で、発達していく子どもも
大勢いると聞きましたよ。転勤を決意するのに必要な情報を一緒に集めてみま
しょう。神奈川県横須賀市にある(独)国立特別支援教育総合研究所でも、ホー
ムページを見るか教育相談部に電話をすると情報を提供してもらえると、先日の
研修会でも聞いていますし。結論はそれからでもいいのではありませんか・・・」

支援を必要とする子どもの教育に関する相談を受けた相談室の困惑

相談員から報告を受けた相談室長は戸惑いました。これまで相談室では海外で
子どもの教育を受けることに対する不安等の相談は受けたことは何度もありま
したが、障害のある子どもを帯同することの相談を受けたことがなかったからで

す。これまで何となく個々の家庭事情の問題との考えや雰囲気社内にあったからかもしれません。相談室長はこれまでの経緯を思いながら考えました。

(社内相談室が設立された意義は、社員と共に考えて、社員が自己の様々な悩みに対し、自ら解決していく力を支援することにあった。社員の悩みの中に家族の問題が高い割合で存在することは当然のこと。それを支援するには、私たちが様々な情報を入手していることが出発点だ。障害のある子どもの問題について、あまりにも私たちは知らなさすぎた感がする。障害そのものの科学的で正しい知識。障害のある子どもに対する最新の教育システムや情報。日本人学校の実情や日本人学校が抱えている課題等々。これからの社内相談室もこうした点に関与していく体制が必要だな。最終判断は当事者本人がすべきだが、親にしてみれば大きな問題だろうしな。相談室で何が出来るか検討しなければいけないが、その過程を共に考える姿勢こそが我々の本務なんだよな。)

そこで、相談室長は久里浜さんの話を聞いたことを、相談室の他のメンバーに尋ねてみました。

室員 「私たちは「障害」というのを、あまりにも特別視していませんか。みんなと一緒に生活できない。みんなと一緒に勉強できないと漠然と決めつけていたように思うんです。」

相談室長 「確かにそうだな。いろんな先入観があったかも知れないね。障害のことも、教育のことも、今の子どもたちを取り巻く環境の変化も、本当は充分知らないままだったのかもしれないね。」

室員 「室長。久里浜さんが言っておられたように、発達障害のある子どもが義務教育段階で16人に一人いるのなら、通常の学級で皆と一緒に勉強している子どもも大勢いるということではないですか。久里浜さんと一緒に調べてみませんか。それが久里浜さんへの相談活動だと思うんです。」

不十分だった障害に関する基礎知識

室会議で話し合ってみると、われわれ担当者に障害のことや、障害のある子どもの教育のこと、現在の教育システムや施策などについてあまりにも基礎知識が不足していることに気づきました。

相談室長 「久里浜さんは、かずみちゃんのことをADHDの疑いがあるとかいっていたな。脳性麻痺とか難聴とか知的障害などはそれなりに

知っているつもりだけど、ADHDは聞いたことがある気がするが、よくわかっていないな・・・」

室員 「私もそうです。障害についてのことは知っていても、障害の状態とか、生活上どんな課題があるのかとか、その克服のためにどんな支援が必要なのかとか。障害の重いか軽いは何で判断されているのかとか・・・考えてみればわからないことばかりです。」

相談室長 「曖昧な知識というか、不十分な情報では仕事ができないな。もう少し障害についての基礎情報を集めてみよう。」

相談室での話し合いで、担当者に必要な障害に関する基礎知識（情報）とは、

- ① 各障害に関する基礎的な知識
- ② 各障害に対する基本的な対応と支援の方法
- ③ 各障害に対する教育システム
- ④ 近年話題になっている発達障害<LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症>に関する基礎的な情報

でした。そこで、手分けをして情報を集めることにしました。また、(独)国立特別支援教育総合研究所にも相談してみることにしました。

知らなかった特別支援教育情報

相談室では、また、障害のある子どもへの教育理念やシステム、方法などについても話し合いました。

相談室長 「久里浜君は、かずみちゃんのことを、担任の先生がクラスで少し配慮してくれると、充分みんなと一緒にやっていけるといっていたな。その配慮ってどんな学校でもやってくれるのかい？」

室員 「いまは特殊教育といわずに特別支援教育というんですって。そのための学校内での体制作りがどの学校でも進められているんですよ。」

相談室長 「そのために、日本では法律も変わったとかといっていたな。」

相談担当者が必要とした特別支援教育の基本的な情報とは

- ① 「特別支援教育」とは何なのか
- ② 「特殊教育」と「特別支援教育」の相違点は何なのか
- ③ 「特別支援教育」はどの学校でもやっているのだろうか
- ④ 「特別支援教育」は特別な教育の場で実施されているのだろうか

- ⑤ 特別な配慮を必要としている子どもはどのくらいいるのだろうか
- ⑥ 特別な配慮を必要としている子どもは通常の学級で皆と一緒に勉強できるのだろうか
- ⑦ 特別な配慮を必要とする子どもは、学校で誰が指導してくれるのだろうかといったものでした。

こうした情報についても、(独)国立特別支援教育総合研究所から提供してもらうよう相談することにしました。

知っておくべき日本人学校の実情

相談室での話し合いは、さらに日本人学校のことや日本人学校での特別支援教育の状況にも発展しました。

相談室長 「久里浜君は、日本人学校での特別支援教育の実情を知りたいと
いっていたね。」

室 員 「日本人学校って、海外の主要都市にはどこにでもあるのですか。
どの日本人学校でも、日本国内同様に特別支援教育が、行われている
のでしょうか。」

相談室長 「う〜ん。この間の日本在外企業協会海外子女教育部会主催の研修
会では、確か、全世界でも、日本人学校は100校もなかったんじゃ
ないかな。その中でも、特別支援教育を実施している学校は、10校
そこそこだったのではないかな。それより、全ての日本人学校は私
学なので、学校規模や経営状況で、障害のある子どもの入学は許可
されないこともあるような話だったな。・ ・それぞれの地域事情や
学校事情等で日本国内と同様の支援は受けることは難しいと考える
べきかも知れない。」

室 員 「えっ・ ・ ・。そうなんですか。そんな実情なら、私たちはどのよう
な助言ができるのでしょうか・ ・ ・」

相談室長 「日本人学校での特別支援教育の実情をもっと知るべきだな。あま
りにもその実情について無知というか、無関心だったかもしれない
ね、」

相談担当者が知りたいと思った日本人学校の実情とは

- ① 日本人学校の所在地や特別支援教育を実施している日本人学校の情報
- ② 配慮を必要とする子どもの入学相談等の方法や入学に関する条件等の基本
情報

- ③ 特別支援教育を実施している日本人学校が抱えている課題
- ④ 日本人学校のない地域への就学に関する基礎情報の取り方
といったものでした。このことについても、(独)国立特別支援教育総合研究所に尋ねることにしました。

社員と共に集めた現地情報と整理

そこで、お父さんと相談員は協力し合いながら、現地情報を集めることにしました。

海外に行って必要な情報は、赴任先（現地）に日本で定期的にかかっているような医療機関や相談機関があるかということ、また日本語対応の幼児教育施設についての有無やその内容、日本人学校や補習授業校の所在やその教育内容・障害児等の受け入れ状況、日本人会等日常生活への支援団体の有無などに関するものです。

また、日本で得た現在の医療情報や子どもへの支援情報を、海外で活用する方法や学校との連携方法も知っておきたい情報です。

そこで、お父さんはまず、相談員のアドバイスや文部科学省や(独)国立特別支援教育総合研究所等のホームページから集めた一般的な海外に転勤する際の現地情報や留意事項を整理してみました。

- 収集した情報からや留意事項で分かったことは以下のようなことです。
- ◇日本人が大勢派遣されている国や地域には、日本語対応できる医療機関や相談機関がある。こうした情報は、海外での生活を体験した母親たちで作る非営利自主活動グループ「Group With」がホームページ上で情報提供している。
 - ◇現地の医療機関や相談機関を利用する場合、言語使用が不十分な場合、通訳の雇用が必要である。
 - ◇薬や検査は日本と異なることが多く、すでに処方されている場合は、日本から処方箋を持参した方がいい。その場合、現地語に翻訳されたものを持って行く必要がある。
 - ◇世界の主要都市すべてに日本人学校があるわけではない。世界でおおよそ90校しかない。アジア、ヨーロッパに多く、アメリカには少ない。
 - ◇日本人学校はすべて在留邦人の総意で設立した私学であり、施設設備金や授業料が必要である。特別支援教育に関しても必ずしも十分な支援が受けられるとはいえない現状がある。
 - ◇出発する前や日本に一時帰国した際に、主治医や相談機関とのつなぎをとって

おく方がいい。すでに医療機関等での診断を受けている場合、診断書や処方箋を翻訳したものを準備しておくとう便利である。

日本人学校や補習授業校における特別支援教育情報の収集

お父さんは、滞在する予定の町の近くに、日本人学校があるとの情報を得ました。そこでお父さんは、日本人学校における特別支援教育の状況について、情報を集めてみました。

お父さんは、日本人学校でかずみちゃんが教育を受けることができるなら、家族一緒に海外での生活ができるし、父親である自分がかずみちゃんやお母さんの精神的な支えになれるし、かずみちゃんの成長にもきっと役立つに違いないと考えたからです。

毎年、日本人学校や補習授業校の特別支援教育に関する実態調査を、(独)国立特別支援教育総合研究所が実施していることも知りました。

お父さんは、次のようなことが知りたくて、日本人学校等についての調査と相談を行っている国の研究機関に情報の提供を求めました。

- ① 日本人学校は障害のある子どもへの教育をしているのだろうか
- ② 日本人学校にはどのくらいの障害のある子どもがいるのだろうか
- ③ 入学基準とか入学条件があるのだろうか
- ④ どのような手続きをすればいいのだろうか
- ⑤ どのような教育が行われているのだろうか
- ⑥ 担任の先生や学校が日本のように支援をしてくれるのだろうか
- ⑦ 家庭が学校にすべき協力が何かあるのだろうか

日本人会や領事館との連携

お父さんは赴任先が正式に決まる頃、子どもの教育について、より詳しい現地の情報を知りたいと思いました。

そこで、現地の領事館や日本人会に連絡を取って、詳しく現地のことを聞きました。

最終的な判断は親がすることですが、相談室にもこれまで集めた情報を示して、一緒に考えてもらいました。

家族を帯同して渡航するまでに、保護者がしておくべき行動について、お父さんはこれまでの経験と相談室とで話し合ったことから、次のように整理してみました。

- ① 住居の近くにある日本人学校や補習授業校の有無を確認すること
- ② 日本人学校等と十分事前相談すること
- ③ 渡航まで日本で専門機関等の診断やアドバイス等を得ておくこと
- ④ 現地情報を可能な限り収集しておくこと。できればすでに滞在されている先輩から生活に関する様々な情報を得ること

社内相談室長の気づき

社員の海外転勤内定から端を発し、受けた相談を通して、相談室長はあることに気づきました。

われわれは障害のある子どもの養育や特別支援教育の相談を、個人の問題や社員の家庭事情の問題としてとらえ、ずっと無関心を決めつけていたかもしれない。家庭事情に不用意に介入することは控えなければならないが、久里浜君のような家庭事情がある社員はもっとたくさんいるはずだ。

企業としても、社員が安心して仕事ができる環境を整えることは、これからの企業経営にとって重要なことかもしれない。決断はそれぞれの家族事情があるから、個人がすべきことだが、そのために必要な情報提供や可能な支援は、企業としても積極的に考えていく必要があるのではないか。

社団法人日本在外企業協会が（独）国立特別支援教育総合研究所と協働して研修会を行ったように、われわれも相談担当者だけが研修するのではなく、社員全員に子弟の教育問題に対する研修会を、まず行うことが大切ではないか。

障害の有無だけでなく、海外で仲間と共に過ごすためのノウハウを、親子で考えることは大切だし、障害がある子どもや配慮を必要とする子どもについて、研修することは日本にいても家族のことを考えるいい機会になるかもしれない。

今は特別支援教育の問題を他人事としてではなく、身近な関心事として社員みんなの心の中に呼び起こすことができれば、久里浜君だけでなくこうした子どもを養育している人たちへの支援になるかもしれない。

第1章

障害のある子どもの発見・支援の実情

障害のある子どもの発見・支援の実情

(1) 障害の早期発見・早期支援システムの現状

○日本国内での早期発見システム

日本では、子どもが誕生してから就学に至るまでの障害の発見にかかわる主なシステムとして、母子保健法に基づき市町村が実施している「乳幼児健康診査」や、就学事務の一環として、学校保健安全法に基づき市町村教育委員会が実施している「就学時の健康診断」があります。

乳幼児健康診査は、疾病や障害の早期発見の機会として重要であり、また疾病や発症予防のための保健指導に結び付ける機会としても重要な意義があります。乳児は、市町村が定めた方法で健康診査を受け、必要に応じて、精密検査が行われています。幼児に対しては、1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の実施が、市町村に義務付けられています。

就学時の健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に行われており、市町村教育委員会が実施するように義務付けられています。市町村の教育委員会が就学予定者の心身の状況を把握し、小学校等へのはじめての就学に当たって、治療の勧告、保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学を図ることを目的としています。

この体制が配慮を必要とする子どもへの早期からの支援の橋渡しとなっています。

○日本での早期支援システム

乳幼児健康診査で発見された場合は、市町村の保健所・児童相談所・発達障害者支援センター等での相談支援、通園施設等での発達支援が行われます。また、特別支援教育体制の中で対応したり、保育所において支援したり、入所施設等を活用したりすることもあります。

就学時健診で発見された場合は、特別支援教育体制の中で対応が考えられます。

(2) 地域の教育相談機関情報

(独) 国立特別支援教育総合研究所のWebページに地域教育相談機関情報が記載されています。ここでは、①地域（都道府県別）から、②相談が可能な対象年

年齢から、③相談が可能な障害種別から、④相談が可能な内容から、の四つの内容から教育相談機関を検索することが可能です。下記のアドレスから検索ください。

<http://www.nise.go.jp/sodan/kikan/toppage.html>

(3) 地域支援としての特別支援学校の教育相談活動

地域において特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、特別支援学校(註)は中核的な役割を担うことが期待されています。特に、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒について、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくためには、特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められています。このように特別支援学校が地域の核としての役割を果たすことがセンター的な機能といわれています。具体的に期待されているセンター的機能は、次のようなものです。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

特別支援学校がこのようなセンター的機能を果たすことで、地域への支援が進められていくと考えられ、その推進や取り組みがすすめられています。

(註) 特別支援学校とは、障害のある児童生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行い、また、障害による困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校です。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校は統合されて特別支援学校となりました。

(4) (独)国立特別支援教育総合研究所の役割

(独)国立特別支援教育総合研究所は、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。その目的を達成するため、主として次の業務を行います。

- ① 特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行うこと

- ② 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと
- ③ 特別支援教育に関する実際的な研究の成果の普及並びに特別支援教育に関する研究の促進を行うこと
- ④ 特別支援教育に関する図書、資料及び情報を収集し、整理し、保存し、提供すること
- ⑤ 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと

第2章

我が国における特別支援教育の実情

我が国における特別支援教育の実情

(1) 特殊教育から特別支援教育へ＝その理念と法的整備

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育のことです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法（註1）に位置づけられ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。これに先立って文部科学省は通常の学級に在籍する特別な配慮を要する子どもの実態を全国調査しました。その結果、通常の学級在籍児の約6.3%、おおよそ16人に1人の割合で特別な配慮を必要とする子どもがいることが推計されています。

文部科学省は「特別支援教育」を、これまでの特殊教育の対象（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病虚弱・情緒障害・言語障害・自閉症）だけでなく、知的な遅れのない発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）も含めて、一人一人の子どものニーズに、最も適した支援を行うものとししました。

また、このことは障害の有無やその他の個々の違いや個性を認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共に生きる社会」の実現への基盤としていくものと考えられています。

つまり、特別支援教育とは、障害のある子どもにどう教えるか、どう学ばせるかだけでなく、障害により特別な支援を必要としている全ての子どもが、どう成長・発達していくか、その生涯にわたり、本人の主体性を尊重しつつ、できる支援は何かを具体的に考え、教育を行う取り組みを指しています。

（註1）p20のQ1及び資料（5）の①、②を参照のこと

① 特別支援教育は全ての学校で実施

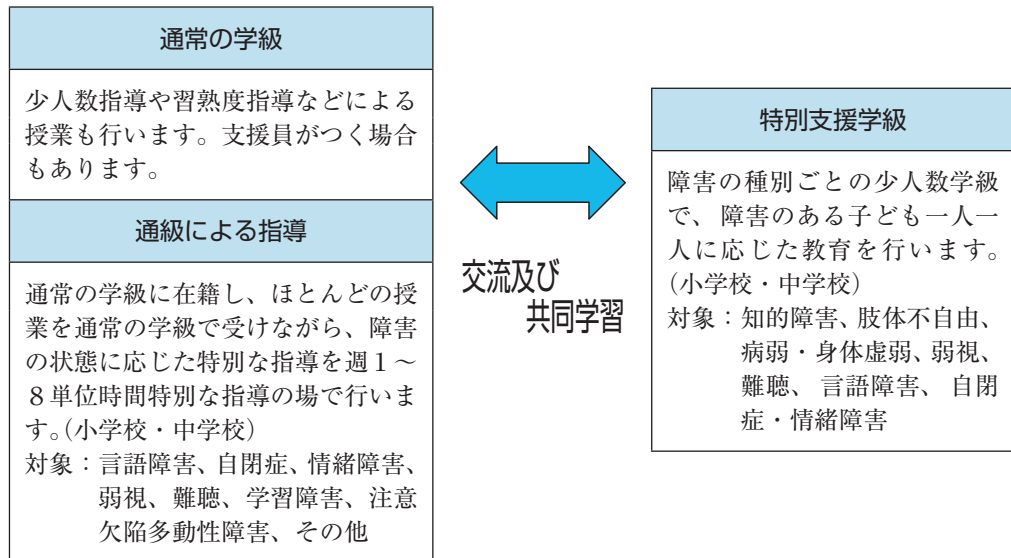
特別支援教育は、特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです（学校教育法第81条による）。

② 学校全体で特別支援教育を実施

特別支援教育は、通常の学級も含め学校全体で実施されています。

通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。小学校、中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。また、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の活用も広がっています。

③ 通常の学級における特別支援教育



特別支援教育は、特別な場で特別な人が行うのではなく、「特別な場でも通常の学級でも」、「教師であれば誰でも」が取り組む教育です。「気になる子どもたち」にどう適切な支援を行っていくかは、みんなで考え協力して支援するという考え方で、全校の支援体制を整えていきます。その支援体制として、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画の作成、巡回相談等があります。

校長のリーダーシップのもと、学校全体で特別支援教育に取り組むことにより、通常の学級での特別支援教育が成立します。居心地のいい学級、安定した仲間関係がある学級経営がなされることにより、特別支援教育が推進されていきます。日頃から、全ての子どもに「わかる授業」をすることが大切です。指導形態は集団だけではなく、小集団も活用し、また集団の中での個別支援を実施しながら授業を行います。複数の教員が指導するチームティーチング、習熟度別指導等、様々な方法を取り入れながら指導にあたっていきます。LDやADHD等の児童生

徒が学級にいる場合は、専門家による巡回相談員（特別支援学校教員、大学教員、心理専門職等）の支援を受けながら、日頃の指導にあたります。

(2) 最新の特別支援教育情報

① 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査（文部科学省調査）

通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で困難を示す子どもの実態調査が、平成14年に実施されました。この結果から、通常の学級における学習面や行動面で著しい困難を持っている児童生徒は約6.3%いると推計されました。

表1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態 調査

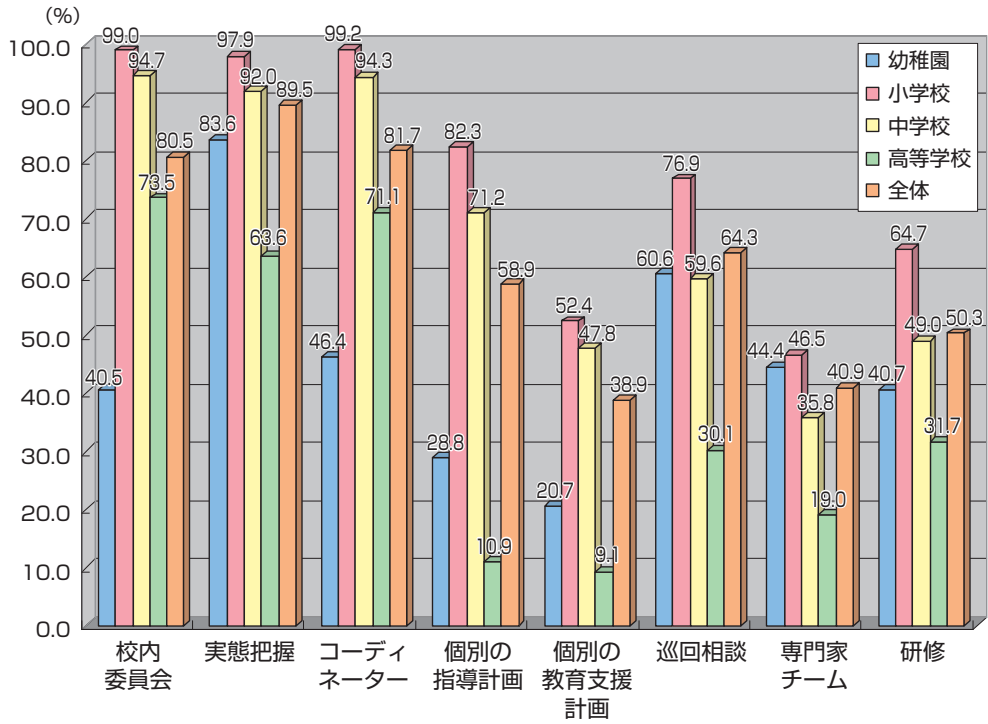
| | |
|--------------------|------|
| 学習面か行動面で著しい困難を示す | 6.3% |
| 学習面で著しい困難を示す | 4.5% |
| 行動面で著しい困難を示す | 2.9% |
| 学習面と行動面ともに著しい困難を示す | 1.2% |

・「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を示し、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」の問題、「多動性 - 衝動性」の問題、あるいは「対人関係やこだわり等」の一つか複数で著しく示す場合を示す。

② 特別支援教育の推進状況

平成20年、特別支援教育の体制整備の進捗状況を下記に示します。小中学校においては、校内委員会の設置やコーディネーターの指名等はほぼ100%近く達成されています。それに反して、幼稚園と高校の取組が小中学校と比べ遅れている状況といえます。個別の指導計画は、小学校が80%、中学校は70%を超える学校が作成しており、個別の教育支援計画においては半数の小中学校において作成されている状況です。

幼稚園、小・中学校、高等学校の状況



出典：「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査」結果から抜粋
(文部科学省ホームページ)

③ (独)国立特別支援教育総合研究所の最新研究情報とその公開

研究所では、重要性及び緊急性という観点から重点的に推進する研究、特別支援教育推進のための横断的研究、障害種別に対応した専門的研究に取り組んでいます。

例えば、「障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究」、「小中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」、「特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究」等です。

また、その研究成果については、Web上において公開しておりますので、ご参照ください。

(3) 特別支援教育理解のためのQ & A

海外に社員を派遣している企業の担当者を対象に実施した「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」の結果では、「特別支援教育」ということばを聞いたことがない人が回答者の約半数(47%)ありました。「聞いたことはあるが、

内容は知らない」という人は36%であり、両者をあわせると83%の人が特別支援教育について知らないと言うことができます。

ここでは、特別支援教育を理解していただくことを目的として、Q&Aを作成しました。

Q1 特別支援教育とは何ですか

A 「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導や必要な支援を行う教育のことです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法（*1）に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。これに先立って文部科学省は通常の学級に在籍する特別な配慮を要する子どもの実態を全国調査しました。その結果、通常の学級在籍児の約6.3%に特別な配慮を必要とする子どもがいることが推計されています。

「特別支援教育」は、これまでの特殊教育の対象（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害等）だけでなく、知的な遅れのない発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）も含めて、これまでの「特殊教育」が培ってきた指導技術等を活用して、一人一人の子どものニーズに、最も適した支援を行うものです。

また、このことは障害の有無やその他の個々の違いや個性を認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共に生きる社会」の実現への基盤としていくものと考えられています。つまり、特別支援教育とは、障害のある子どもをどう教えるか、どう学ばせるかだけでなく、支援を必要としている全ての子どもが、どう成長・発達していくか、その生涯にわたり、本人の主体性を尊重しつつ、できる支援は何かを具体的に考えていく教育の取り組みを指しています。

*1 「学校教育法」の改正と学校教育基本統計資料

平成19年4月に学校教育法の一部が改正され、盲学校、聾学校、養護学校は障害種別を超えた特別支援学校に一本化することや、小中学校等においては、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことが規定されました。学校基本調査の結果は文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp/>）に掲載されています。

Q2 特別支援教育の目指すものとはどういうことですか

A 特別支援教育が目指すものは、教育におけるノーマライゼーションの実現にあります。

その基本的なとらえ方として、

- (1) すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在として認められること
- (2) 幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指すこと
- (3) 幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指すことと考えられています。

ノーマライゼーションとは、「障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して、生活できる社会を目指すという考え方」(「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」平成13年)です。

共に生きる社会の形成を目指すためには、人間の尊厳、機会の均等、社会参加が保障されることが重要です。このことに関連し、「児童の権利に関する条約(平成6年5月16日施行)」第23条第1項において『精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件のもとで十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。』としており、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて必要な支援をどう保障するのが焦点になります。障害のある幼児児童生徒に関わる関係者は、『障害者は多様であり障害のある人の生活を理解する』という基本的な認識をもつことが必要なのは言うまでもありません。

最近の国際的な動向として平成18年12月に「障害者の権利に関する条約」が国連において採択され、我が国も平成19年9月署名を行っています。その第7条(障害のある児童)には1締約国は、障害のある児童が、他の児童と平等に、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。(後略)とあり、またその第24条(教育)には1締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。(中略)2(2)障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。(後略)とその権利の実現を促している。

[川島聡・長瀬修 外務省仮訳とする(2008年4月19日付)]

Q3 特別支援教育を進めるために学校ではどのような取り組みがされているのですか

A 日本の小・中学校では、特別支援教育を推進するために、一人一人のニーズに適切に対応する支援方法の仕組みの一つとして「個別の教育支援計画」の作成を進めています。「個別の教育支援計画」は障害のある子どもを生涯にわたって支援していこうとする観点から、一人一人のニーズを把握して、関係者や関係機関間が連携することにより、適切な教育的支援を効果的に行うためのものです。また、「個別の教育支援計画」により、誰が、どこで、どのような支援をするかという役割分担を明確にすることになります。さらに、学校教育で分担すべき支援計画として「個別の指導計画」が作成されます。これは学校の教育課程に基づいて子どものニーズに応じた支援を学校の中で行う指導計画です。特別支援学校ではこれに基づいた指導が展開されています。

また、すべての小・中学校や特別支援学校には、校内での特別支援教育推進役として、また、福祉や医療機関等地域のリソースとの間での連絡調整役として、特別支援教育コーディネーターが指名されています。さらに、この特別支援教育コーディネーターは保護者に対する学校の窓口の役割をも担っています。

さらに、支援ニーズのある子どもへの具体的な支援を学校全体で行う体制を整備したり検討したりするために、校内委員会が設置されることになっています。構成メンバーは、学校の実情により違うでしょうが、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、特別支援学級担任、養護教諭、関係教職員といったメンバーで構成されるのが一般的です。

校内委員会の役割は、校内での支援体制の整備と推進が最も大きな役割で、これを行うため、特別支援教育コーディネーターを核としながら、支援が必要な子どもの実態把握を行うこと、関係機関や保護者等と連携して具体的な支援シートを作成すること、子どもの指導方法等について全教職員の共通理解を図ること、校内研修を推進すること等です。

校内委員会は、支援を求める子どもだけでなく、学級を構成する他の仲間も協力しながら、共に育つ支援方法を考える場でもあるのです。

Q4 通級指導教室と特別支援学級とは何が違うのですか

A 「通級による指導」とは、各教科等の授業は主に通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別な指導を「特別な教室」等で受ける教育の形態をいいます。障害のある子どもたちは、「通級指導教室」で、おおよそ週に1～8単位時間（*2）、その障害の改善・克服を図るため指導を受けています。指導方法は個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせるなどしていま

す。また、指導をより有効なものとするため、在籍する通常の学級との緊密な連携を図ることも大切な点です。こうした通級による指導によって、子どものニーズに応じた指導が受けられる上に、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながり、その成果が期待されています。

平成19年4月1日から「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されました。この法律により、これまでの「特殊学級」は「特別支援学級」に名称が変わりました。

障害のある子どもは、その障害の種類と程度により、小・中学校に設置された「特別支援学級」で指導を受けることとなります。また、障害のある子どもたちには、通常の学級との交流及び共同学習が積極的にすすめられています。こうした学習は障害のない子どもたちにも、障害のある子どもの理解を進め、共に育つ共生社会の実現を目指しての実際的な指導もおこなわれています。

(※2) 単位時間とは、学校で使用されているもので、一つの授業に当てられている時間を表す単位です。1単位時間は、小学校では45分、中学校や高等学校では50分を標準としています。単位時間という概念は、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（昭和51年1月23日文管振第85号）」に記載されています。

Q5 日本における教育機関でどのような支援体制が組みられていますか

A 基本的には、居住地の教育委員会・教育センター・特別支援学校等が実施している教育相談を受けることで様々な支援が提供されます。教育相談を行っている居住地の教育センター等の機関情報は、(独)国立特別支援教育総合研究所のホームページに「全国の教育相談機関情報」として掲載されています。また、(独)国立特別支援教育総合研究所は全国の教育センターや海外子女教育振興財団等と連携を取り合っていますので、当研究所に連絡してもらっても情報提供を受けることが可能です。

こうした機関での支援内容は、機関によって若干の違いがありますが、基本的には、子どもの発達状態等のアセスメント、地域資源の紹介、学校への引き継ぎや橋渡し、指導方法内容等への助言などが行われています。

また、地元の特別支援学校では、特別支援教育における地域のセンター的役割として、地域の教育機関や保育機関・幼稚園等への支援を行っています。障害のある子どもたちや保護者が受けている継続的な支援はこうした特別支援学校で行われている場合も少なくありません。

また、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部や居住地の教育センターでは、学校コンサルテーション(※1)を実施し、校内体制のあり方や教員の指導方法への支援等も行っています。いわば、専門家による専門家への支援の取り組

みを行うことで障害のある子どもや保護者の間接的な支援を実施しています。

特別支援教育は担任一人に教育を任せるのではなく、様々な立場の専門家が寄り集まって具体的な支援方法を考えたり、支援を求める子どもを校内の学年集団や学校全体で支援していこうとするものです。

(※1) 学校コンサルテーションとは、学校という場で特別支援教育に関する専門家が通常の教育の専門家（担任・校長・教頭等）に子どもの課題や校内体制等について助言することをいいます。

Q6 自立活動とは何ですか

A 自立活動とは、学校教育法第72条を受けて、特別支援学校の設置目的を達成するために特別に設けられた指導領域のことで、障害のある幼児・児童生徒の教育を実施するにあたっての教育課程上重要な位置を占めるものです。かつては、「養護・訓練」と呼ばれていましたが、平成12年度に「自立活動」に名称が改められました。

2001年5月に世界保健機関（WHO）の総会において「国際障害分類（ICIDH）」が改正され、「国際生活機能分類（ICF）」が採択され、障害のある人を取り巻く社会環境等も大きく変わりつつあります。国際生活機能分類（ICF）は、障害があってもバリアフリー等の環境整備が進んだ社会で生活すると、障害のある人の活動や社会参加への制約が少なくなり、生活の質が向上していくという考え方です。これからの自立活動について考えていくうえで、ICFの理念を積極的に取り入れていくべきだと考える専門家もいます。

自立活動の指導は、個々の幼児・児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児・児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して、学校の教育活動全体を通じて指導を行うことを基本としています。

また、自立活動の内容は六つの区分（健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）から構成されており、各教科学習とは異なり、自立的に社会参加するために必要な能力の習得を意図したものであり、必要とされる項目を選定して、それらを相互に関連付けて指導するものです。

(※3) 学習指導要領とは、文部科学省が公示する教育課程の基準のことです。学習指導要領は、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校種と各教科等について、教えられる内容とその詳細について記載されています。これは学校教育法施行規則の規定にその法的根拠があります。また、幼稚園には、学習指導要領に相当するものとして幼稚園教育要領があります。なお、文部科学省は学習指導要領の趣旨や内容について詳細に説明した「学習指導要領解説」を発行しています。

第3章

障害のある子どもを帯同して
海外生活を送る保護者への支援

障害のある子どもを帯同して海外生活を送る保護者への支援

(1) 障害のある子どもを帯同して赴任する際のチェックリスト

健全な子どもを帯同していく時の学校選択に正解がないように、障害のある子どもを海外に帯同するかどうかの「正解」もありません。子どもの年齢や障害の状態、滞在予定年数、居住地域の教育的諸条件（学費等を含む）などにより、ご家族で結論を出すことになります。

ここで提案しているチェックリストは、帯同を判断するために参考となる情報には、どのようなことがあるのかを明らかにしたものです。ここに示されている情報を集め、障害のあるお子さんの帯同について、家族で話し合っていたきたいと思います。

子どもの年齢別に簡単に解説します。お子さんが乳幼児か、幼稚園段階か、義務教育段階か、それ以上かで状況が変わってきます。義務教育段階までの詳細は、チェックリストを参照してください。

<乳幼児期>

親子のかかわりが重要な時期です。家族が揃って生活することが大切ですが、お子さんが医療的な対応が必要な場合は、現地の医療機関情報を特に注意して集めることが重要です。病院に定期的に受診している場合や投薬がある場合などは、主治医に相談することも必要です。また、滞在中は、母親にのみ子育てを任せないような父親の配慮が必要ですし、日本人会等に母子の子育てサークルなどがあるかどうかを確認することも必要かも知れません。

<幼稚園段階>

親子のかかわりを基盤に、子ども同士のかかわりを作っていく時期です。また母語となる言語の基礎もこの時期にできますので、子どもが将来的にどの言語を母語として生活していくのかを考えておくことが必要になります。また、幼稚園は集団生活です。お子さんの状態は、集団生活に十分参加できる状態なのか、支援が必要な状態なのかを考えることも必要です。医療的な対応が必要な場合は、乳幼児期と同様の確認が必要です。

<義務教育段階>

子ども同士のかかわりを深めると共に学習を積み重ねていく時期です。滞在于

定年数や、義務教育段階終了後の進路を考えておくことが大切です。居住地域に日本人学校がある場合、お子さんの状態によっては、あるいは学校の状況によっては、日本人学校への転入学も可能です。実際は日本人学校と話し合っていくことが重要になります。医療的な対応が必要な場合は、乳幼児期と同様です。

<義務教育段階終了後>

自立に向けて、社会と関わることが重要になってくる時期です。日本では、特別支援学校の高等部や総合高校などで職業指導等が行われています。海外では、国によって制度が異なります。言語の問題や生活習慣などの違いを踏まえ、お子さんの状態に応じた判断が必要になります。医療的な対応が必要な場合は、乳幼児期と同様です。

(2) 関係機関の情報

① 日本領事館や現地日本人会との連絡

★日本領事館からの情報収集

領事館は、在外邦人の保護や外交事務、情報収集や国際交流・広報などの拠点として設置されているものです。教育に関する情報も提供されています。

外務省の各国・地域情勢 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>) の Web ページには、「各国情勢を見る（基礎データ、日本との関係、海外安全情報など）」や「在外公館医務官情報（世界の医療事情）」等が掲載されています。

★日本人会の活動

日本人会は、海外（国外）に長期在住する日本人の交流会です。FamiNet という Web (<http://www.faminet.co.jp/d-t/dt-top.htm>) には、「海外 日本人会・日系人・団体一覧」が掲載されています。日本人会等の連絡先は、専属の事務所がなく会員の自宅、会社が持ち回りしている地域が多いので、管轄の在外公館、総領事館へ問い合わせることが早道ようです。

また、商工業の改善・発展を目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織される自由会員制の非営利法人の日本人商工会議所や商工会がある地域もあります。

★日本人会との連携と協働

日本人学校には、日本人会や商工会議所や商工会が母体となって設立されている学校も多く、日本人学校の運営委員には、これらの役員が名を連ねていること

が多く見られます。日本人学校を運営していくうえで、日本人会の協力は欠かせません。

2007年、(社)日本在外企業協会が(独)国立特別支援教育総合研究所との協働で「障害のある子どもの企業意識調査」を実施しています。日本人学校や補習授業校、現地校等の問題点の中に、日本人学校が赴任地でない・日本と同レベルの教育が受けられない・現地との交流がない・費用が高いこと等があげられていました。日本人学校の運営上の課題等は、日本人会とのかかわりの中で解決していくことも多いと思われます。また、日本人会では地域社会交流部を設置し、日本人社会と地域社会との友好親善と相互理解に寄与するための活動を行っているところもあります。日本人学校では、現地理解教育や交流教育の推進をめざしており、日本人会のバックアップは欠かせないものです。

② 関係機関における情報の収集

帯同する子どもの状態により、赴任される現地の情報を収集しなくてはなりません。特に障害のある子どもの場合、現地の医療機関、教育機関、相談できる場に関する情報は重要です。

○医療に関する情報

★日本でかかっていた医療情報を英訳して持参していくと、安心です

帯同する子どもがかかっている医療機関での検査結果・治療状況等を簡単に記載した英文診断書を作成しておくことが大切です。日本でかかっていた医療情報を英訳して持参していくと、現地の医療機関でもこれまでの処方が分かり、処方の変化が少ないかもしれません。

財団法人母子衛生研究会 (<http://www.mcfh.net/index.html>) では、海外における子育て情報として、予防接種や英文診断書等の手引きについても紹介しています。

★一時帰国の際には、これまでの医療機関や相談機関を訪れましょう

主治医の定期健診を受けることで、主治医とのつながりを保ちつつ、子どもの成長が確認できます。また、現地で配慮すべきこと等をきくことができます。現地では発達検査等の実施が難しい場合があるので、帰国時に実施をすることも大切です。検査の結果から、教育上の配慮事項を明らかにすることができます。

また、将来の帰国に備えて、地域の福祉情報を得ておくことも、突然、帰国になる場合にもあわてずに済みます。

★現地の医療機関・医療制度に関する情報も集めておきましょう

下記のホームページから、赴任先の医療に関する情報が得られます。

- ・外務省医療官情報 (JOHAC) <http://www.johac.rofuku.go.jp/>
- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/medi/index.htm/>
- ・海外出産&子育てインフォ <http://www.mcfh.net/>
- ・(財)海外邦人医療基金 <http://www.jomf.or.jp/>

これらの情報から、赴任前に現地の医療機関の目処を立てておくことができます。

○教育機関に関する情報

世界各地の学校教育は、それぞれの国の制度や文化によって内容が異なります。子どもに合った学校を探すためには、渡航前に赴任先の国の教育制度や学校の情報を収集する必要があります。また、どの言語でコミュニケーションを行い、学習を進めるかを決めていくことも大切です。障害のある子どもの場合、言語の獲得が遅くなることが多いことも念頭において検討することが大切です。日本語での教育を求めるならば日本人学校になりますし、現地校に編入させる場合や、国際学校に入学させる場合も考えられます。

教育機関に関する情報は下記の機関から得られます。

- ・(財)海外子女教育振興財団
- ・文部科学省初等中等教育局国際教育課
- ・外務省領事局政策課
- ・(独)国立特別支援教育総合研究所

<アメリカ合衆国の特別支援教育機関>

<http://www.iser.com>

<http://www.nichcy.org>

○相談できる場の情報

現地の相談機関は、現地の言語で、現地の制度の中で行われています。ここでは、障害児の対応等について積極的に調査し、活動している親の会やNPO法人を紹介します。これらの会から情報を集めてみてください。

<非営利自主活動グループ「Group With」> <http://www.groupwith.info>

海外での生活を体験した母親たちの自主活動グループであり、2002年4月より東京で活動を開始しています。海外で育つ子どもたちやその家族が、様々な出会うや体験を通じて異文化に適応し、充実した生活を送ることができるよう応援しています。以下の情報が得られます。

- ・海外で暮らす障害のある子どもと家族のためのサポート団体
- ・海外に暮らす日本人のメンタルヘルスケア 等

また、このWebには、「海外相談機関リスト (64機関掲載(最終更新日2008/6/11))」

として、「2008年度日本語で受けられる海外メンタル相談機関」の一覧があります。

海外で障害児と暮らすための情報（たとえば、JDSNダウン症関連・国際情報リンクページ<http://jdsn.ac.affrc.go.jp/kaigaid.html>や<http://www.mcfh.net/handicap.htm>）等も参考になります。

海外滞在経験のある母親達によるボランティア団体（たとえば、フレンズ 帰国生 母の会、関西帰国生親の会「かけはし」）等が教育に関する情報提供や相談にのっています。

Group OZは1997年7月タイ国バンコクで「こどものことばの発達を考える会」（すくすく会のグループ）として発足された日本人会の婦人部の活動と聞いています。育児に関して互いに相談しあったり、情報交換をしたのがその始まりのようです。現在では、障害を持つ子どもと海外で暮らすための準備と心構え等の情報提供や現地の特別支援教育情報や日本人学校の情報提供をしています。

各地に、このようなグループやボランティア団体があると思います。日本人会のサークル活動等の情報も参考にして、貪欲に情報を集めてください。

障害のある子どもを帯同して赴任する際のチェックリスト

| | 乳幼児期 | 幼稚園段階 | 義務教育段階 |
|------|---|---|--|
| 医療 | <input type="checkbox"/> 日本で受けている医療内容・検査結果の収集 <input type="checkbox"/> 英文の診断書作成 <input type="checkbox"/> 赴任先の医療情報の収集(医療・リハビリ機関等) | <input type="checkbox"/> 日本で受けている医療内容・検査結果の収集 <input type="checkbox"/> 英文の診断書作成 <input type="checkbox"/> 赴任先の医療情報の収集(医療・リハビリ機関等) | <input type="checkbox"/> 日本で受けている医療内容・検査結果の収集 <input type="checkbox"/> 英文の診断書作成 <input type="checkbox"/> 赴任先の医療情報の収集(医療・リハビリ機関等) |
| 相談機関 | <input type="checkbox"/> 日本で受けてきた相談内容の整理 <input type="checkbox"/> 心理・発達検査等の結果の英訳作成 <input type="checkbox"/> 赴任先の相談機関情報の収集 <input type="checkbox"/> 赴任先の子育てサークル等の情報収集 | <input type="checkbox"/> 日本で受けてきた相談内容の整理 <input type="checkbox"/> 心理・発達検査等の結果の英訳作成 <input type="checkbox"/> 赴任先の相談機関情報の収集 <input type="checkbox"/> 赴任先の子育てサークル等の情報収集 | <input type="checkbox"/> 日本で受けてきた相談内容の整理 <input type="checkbox"/> 心理・発達検査等の結果の英訳作成 <input type="checkbox"/> 赴任先の相談機関情報の収集 <input type="checkbox"/> 赴任先の子育てサークル等の情報収集 |
| 教育機関 | | <input type="checkbox"/> 日本の幼稚園での支援内容の整理 <input type="checkbox"/> 赴任先の日本語対応幼稚園の情報収集 <input type="checkbox"/> 赴任先の幼児教育の現状の情報収集 | <input type="checkbox"/> 日本の小中学校・特別支援学校での支援内容の整理 <input type="checkbox"/> 赴任先の日本人学校の情報収集・日本人学校の有無・設置場所、学校の規模、教育の内容等 <input type="checkbox"/> 赴任先の日本人学校における特別支援教育についての情報収集 <input type="checkbox"/> 日本人学校の入学手続き <input type="checkbox"/> 赴任先の補習授業校の情報収集 <input type="checkbox"/> 現地校における特別支援教育体制についての情報 <input type="checkbox"/> インターナショナルでの特別支援教育の有無 <input type="checkbox"/> 個別支援計画や教育ノートの英訳 |

(3) 安心して家族一緒に海外生活を送るためのQ & A

障害の有無に関わらず、幼少期では家族が共に生活し、親の暖かな愛情を享受することが、何にましても重要なことです。このことは以前から様々な心理学者や教育関係者からいわれていることです。

そこで、支援を必要としている子どもが、外国という異文化な環境の中で生活する際、家族あるいは保護者自身が支援を受けながらも、安心して海外での生活を送ることができるための課題について、当研究所で行ってきた教育相談での保護者の不安や思いを基に、Q&Aを考えてみました。

Q7 支援の必要な子どもを帯同して海外で生活することで留意すべきことは何ですか

A 家族がともに助け合い共に生活を営むことが、年齢や支援の必要さの有無に関わらず、子どもの成長発達にとって重要であるとの考え方があります。近年様々な心理学者や教育関係者から強調されていることです。とりわけ、幼少期では家族が共に生活し、子どもは親の温かな愛情を一身に受け、育まれることが何にましても重要であるといわれています。

支援の必要な子どもにとっても、例外ではありません。むしろ発達を丁寧に歩む子どもにとって、家族がともに生活するということが私たちが考えている以上に必要かつ重要なことと思われます。

父親が単身赴任し、日本で母親が留守を守っているとしても、障害のある子どもを母親一人で教育するのは大変なことと思います。海外で過ごすことに対しても、その文化的な異質さや環境の激変等で母親の精神的な負担は大変ですが、相談できる父親や家族が共に生活していることで、母親の不安や辛さもかなり軽減できるものと思われます。そればかりか、父親の育児への参画が期待出来ることを考えれば、母親の安心感はさらに増大するでしょう。母親の精神的なゆとりは家族全体の安定さに連動していくので、障害のある子どもにとっても安心した生活につながります。

こうしたことを考えると、共に生活できる環境を可能な限り支援することが、保護者にとっても子どもにとっても重要なことと分かります。

家族がともに海外で過ごすことを実現するために、日本人学校や学校運営理事会、現地の日本人会、職員を海外に派遣する企業が、また子どもを帯同して海外で暮らす家族同士での支援体制が地域ごとに形成されることが、障害のある子どもやその保護者にとって、何よりの力強いエールと考えられます。

Q8 障害のある子どもが海外で生活するのに家族として留意することは何ですか

A まず、家庭が子どもにとって心の安らぎの場であることです。障害の有無にかかわらず、どの子どもも海外というこれまでの生活環境とは、まったく異なった環境での生活を余儀なくされることで、大変な精神的ストレスを感じています。その過度のストレスからくる心理的不安を保護者の愛しきで和らげることで、しかし、保護者もまた慣れない未知の文化や環境の中で過ごしていますので、子ども同様にストレスを感じています。家族全体で常に話し合う場を意図的に作ることを心がけ、家族全員にとって家庭がほっとできる場にすることが大切です。

次に、子どもの健康管理です。障害のある子どもは時として体調を崩しやすいものです。そのことを訴える術を知らない子どもも多くいます。保護者が子どものバイタルサインに敏感であってほしいものです。子どもの障害の度合いも様々でしょうが、医療機関から投薬を受けている場合、海外でもその治療が続けられるよう、主治医から処方箋を書いてもらっておくこと、その処方箋を英訳したものを持っておくこと、現地での対応を相談していただくこと、が治療を継続する上で必要です。また、近くに日本語対応してくれる医療機関があるか事前に調査しておくことも大切です。（この点については非営利自主活動グループ「Group With」のWebに世界の日本語対応の医療機関情報が提供されています。参考にさせていただきます。） さらに、障害のある子どもたちも家族の一員として、手伝いをさせるなどで家族全員が協力し、可能なことを分担しあうことを教えることも大切です。自立心を育むいい機会になると考えられます。兄弟姉妹の一人一人のよさを認め、褒めるように心掛けることも大切です。特別支援教育はセルフエスティームを高める教育、自分らしさを教える教育だからです。また、保護者のほめ言葉が人としてたくましく成長していく自信やプライドの糧となります。

障害のある子どもは、精神的なストレスが昂じると、集団適応がうまくいけなくなり、不登校になったり、集中することができなくなったりしがちです。障害のある子どもの適応力のご両親や家族の方の心理的な安定が何よりも大切です。特にお母さんの精神的なゆとりが大切といわれています。

また、言葉はコミュニケーションをする際の大切な手段です。日本語の体験が少なくなりがちですので、家庭では日本語の使用し、日本のしきたり等重視しておくことも必要です。

Q9 障害についてのアセスメントはどこで受けたらいいのですか

A 何をアセスメントするか、その目的を整理しておくことが大切です。医学的な治療のためか、教育的な配慮を受けるためか等です。

日本で主治医がおり、診察や治療を定期的に受けている場合、海外に持参したいと相談されて、診断書や処方箋を書いてもらっておくことです。日本語による診断書なら、医療情報翻訳機関で英語に翻訳されておくといいでしょう。

発達面や心理面でのアセスメント（*4）を実施する検査道具は、国毎に標準化されたものですから、海外で実施できるとはいえません。近隣の相談機関（日本人学校調査でも近隣にあると回答している学校がたくさんありますので先生に相談されるといいと思います。）また、すでにどこかで定期的な相談を受けている場合、日本に一時帰国された折を活用されるとか、相談すべき場所が分からない方は、電子メール等で地元の教育センター等で相談を受けられるといいのではないのでしょうか。いずれも予約制でしょうから、事前に計画的に動かれることです。

また帰国後の進路等について教育相談を希望しておられる場合は、地元の教育センター等と早めに連携をとっておくことが望ましいと思います。

学力面でのアセスメントは、担任の先生とよくご相談されるといいでしょう。あらためての検査より、日頃の子どもの状態を把握している担任の先生からアドバイスを得られることが最も適切といえます。それをもとに、家庭学習として力を入れること等を検討されるといいのではないのでしょうか。

（*4）アセスメントとは、子どもの発達のみならず見えにくい状態像を探ることで、子どもについての情報をいろいろな角度から収集し、それらを整理分析して、子どもの状態像に迫っていくプロセスをいいます。そのために医学的検査、行動観察、生育歴、学力面（学校の様子）、知能、認知面の検査等から子どもの状態像を検証していきます。個人の中にある力の強い部分と弱い部分を明らかにすると、強い部分は支援の手だてに繋がっていきますし、弱い部分はみずきのみをメカニズムを理解する手がかりとなります。

Q10 医療との連携で注意しておくことは何ですか

A 日本に主治医がいる場合、主治医の処方箋を元に現地医師とコンタクトをとることが大切です。

特に障害がある子どもの医療に関しては、現地医師の専門領域についての情報がないまま受診することになることもあろうかと思えます。日頃より、ホームドクター的な形での医師をGroup WithのWebから情報を得るなど心がけておくことです。これまで滞在していた先輩の駐在員の方から情報を得るのも一つかも知れません。

また、日本に一時帰国されるような場合、主治医に経過を診察してもらわれることも大切なことです。事前予約が必要ですから、現地からメール等で予約する方法を尋ねておくのも大切です。医師の診察結果を教育に生かすために、学校生

活での配慮事項等を聞いて、担任に伝えることも大切なことです。その際可能なら、担任宛に配慮事項を医師に書いてもらうと学校生活に活用されるし、〇〇先生から問い合わせがあれば、指示してほしいといとお願いされるのも一つです。個人情報大切にされながら、必要なことは情報共有しておくことが障害のある子どもの成長発達に欠かせないことだからです。

Q11 帰国に際して配慮しておくことは何ですか

A 保護者の方の駐在が終え、日本に帰国される時、帯同された子どもの進学先をどうするか大きな問題です。このことを解決するにはいろんな点から考えることが必要です。

日本での住居が渡航される前と同じであるなら、地元情報はすでに持っておられるでしょうからそれほど不安はないのではないのでしょうか。特に、小学校に在学中で渡航されたなら、元いた学校に戻られることが一般的です。かつての担任の先生や知り合いの先生を通じて帰国の対応を考えればよいと思います。

もし、幼児期に渡航されて就学経験がないまま日本に帰国される場合、教育委員会学務課や教育センターで教育相談を受けられ、就学先についての情報や相談をされるといいでしょう。

日本での住居が渡航前と違い、はじめての地域へ帰国される場合、その地域の特別支援教育についての情報やその配慮を受けることができる学校情報等必要に応じて、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部にお問い合わせいただくか、その地域の教育委員会にお問い合わせになるか、ホームページを開いて情報を入手するといと思います。

特別支援学校に関しては都道府県教育委員会へ問い合わせられるといいでしょう。

帰国が予定されたなら、担任の先生と転学先が、通常の学級なのか、通級による指導を受けたほうがいいのか、特別支援学級もしくは特別支援学校がいいのか、子どもの発達や現在の状態等から、十分相談することが大切です。

高校進学の場合は、進学試験のための情報を収集する必要があります。都道府県によって、高校進学制度が違っている場合があります。できるだけ早く、都道府県の教育委員会学務課等に相談されるといいでしょう。また、入試の期日や方法も問い合わせされる必要があります。また、子どもの学力について見極めも担任によく相談されることが必要です。

第4章

日本人学校における特別支援教育の実態

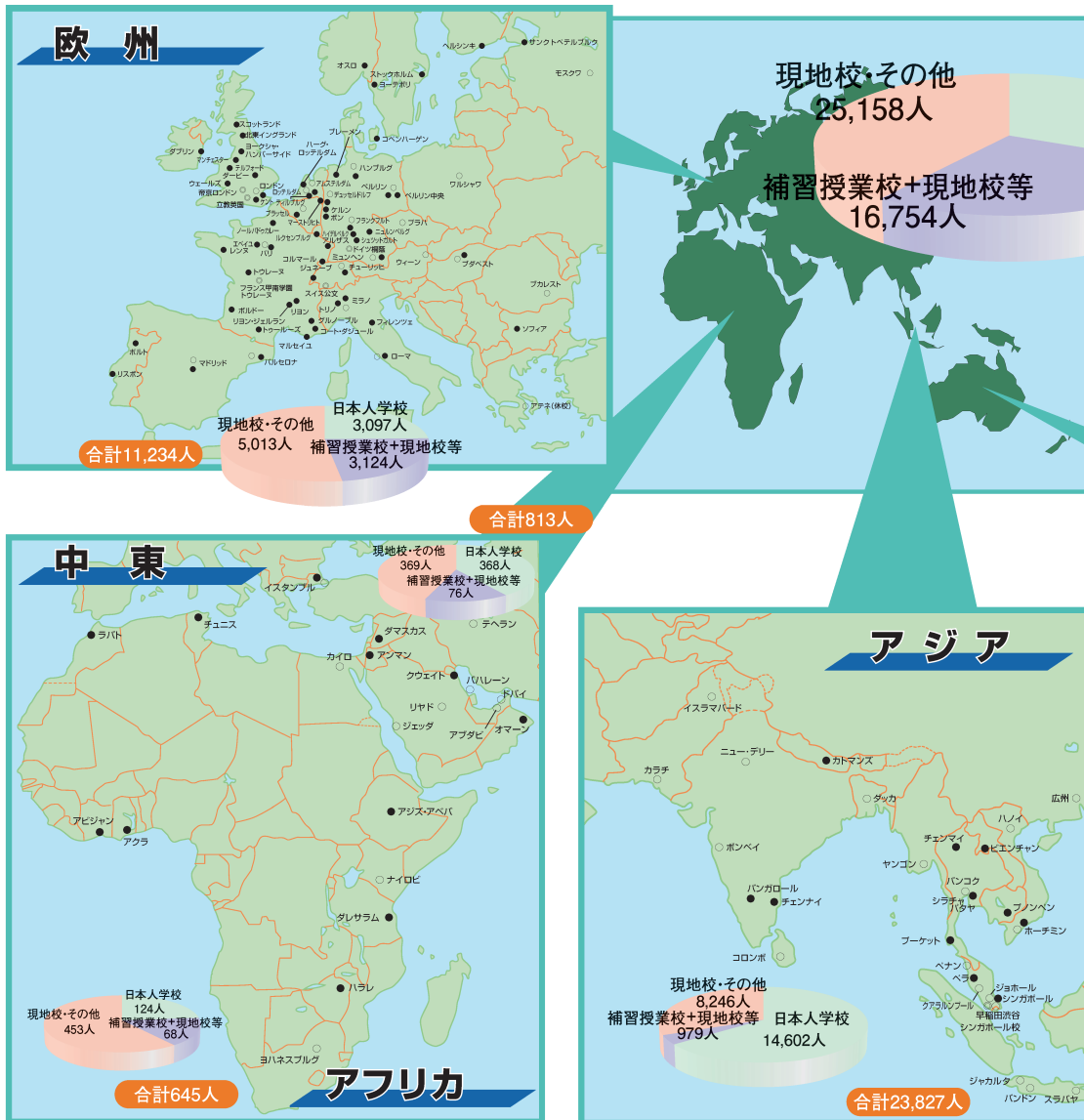
日本人学校における特別支援教育の実態

(1) 日本人学校・補習授業校の設置場所と特別支援学級

海外子女教育について

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、多くの日本人がその子どもを海外に帯同しています。現在約6万1千人の義務教育段階の日本人の子どもが海外で生活しています。また、海外に長期間在留した後帰国する子どもの数は平成19年度間には約1万1千人となっています。

我が国の主権の及ばない外国において、日本人の子どもが、日本国民にふさわしい教育を受けやすくするために、政府は、憲法の定める教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、海外子女教育の振興のために様々な施策を講じています。



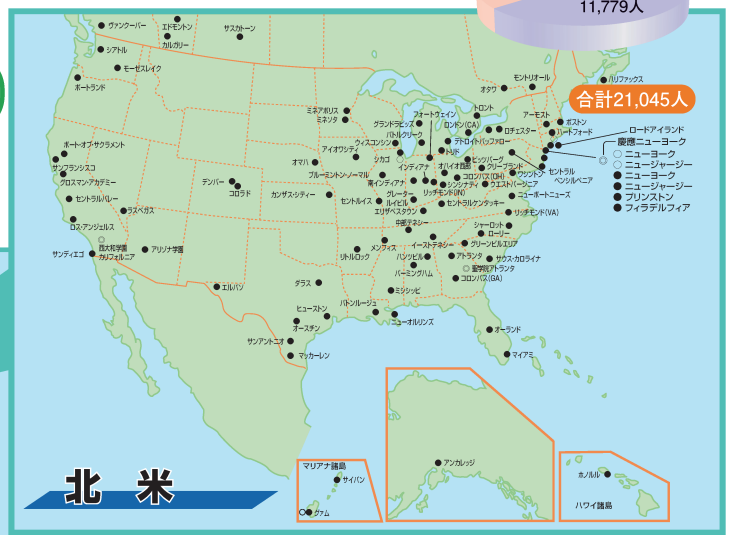
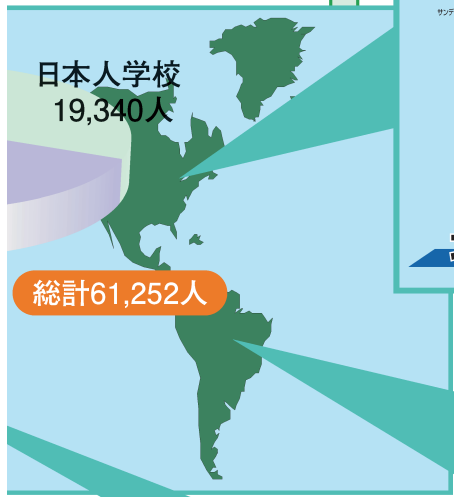
(注)「補習授業校」については、政府援助を受けているもののみ掲載。
 円グラフ中「補習授業校+現地校等」とは、補習授業校と現地校またはインターナショナルスクール等に並行就学する者をいう。
 円グラフ中「現地校・その他」とは、在留当国児童生徒のための学校やインターナショナルスクール等のみに就学する者をいう。
 子どもの数は、外務省「管内在留邦人子女数調査」による、平成20年4月現在の人数である。

世界各地の在外教育施設

地域別・就学形態別 子どもの数(義務教育段階)

- ：日本人学校
- ：補習授業校
- ◎：私立在外教育施設

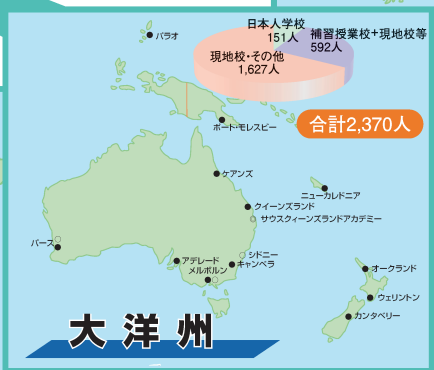
日本人学校
現地校・その他 477人
8,789人 補習授業校+現地校等 11,779人



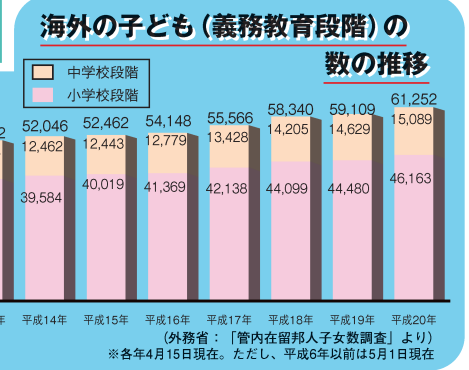
北米



中南米



大洋州



(2) 「日本人学校・補習授業校における特別支援教育に関する調査」結果の概略紹介

1) 小学部・中学部の特別支援教育について

(独) 国立特別支援教育総合研究所教育相談部が2008年9月に行った「日本人学校における特別支援教育に関する調査」(89校中59校から回答、回収率66.3%)の結果から特別支援学級と通級指導教室について紹介します。

アンケート調査回答のあった日本人学校の地域別の内訳は、表1の通りです。また、学校の経営母体についての調査結果は、図1の通りです。

表1 地域別内訳

| 地域 | 学校数 | 回答数 |
|-------|-----|-----|
| アジア | 37 | 20 |
| 北米 | 4 | 4 |
| 中南米 | 14 | 3 |
| ヨーロッパ | 21 | 18 |
| オセアニア | 3 | 1 |
| 中近東 | 7 | 4 |
| アフリカ | 3 | 0 |
| 合計 | 89 | 59 |

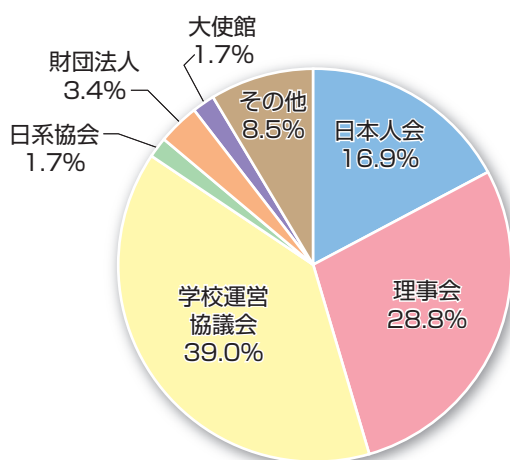


図1 学校の経営母体

① 教員数について

- ・全教員数の平均値は23.2人でした。
- ・全教員数のヒストグラムをみると、10～20人、20～30人の学校の数が多い事が分かりました(表2)。
- ・文部科学省からの派遣教員数の平均値は14.6人でした。10人以上20人未満の学校が多いようです(表3)。
- ・現地採用の教員数の平均値は7.0人でした。10人未満の学校が多いようです(表4)。
- ・非常勤教員数の平均値は4.6人でした。担当内容としては英会話講師と記載されている回答が多かったです。
- ・介助員がいる学校は2校と少なく、介助員の人数も1名と2名でした。

表2 全教員数

| 全教員数 | 学校数 |
|------------|-----|
| 10人未満 | 9 |
| 10人以上20人未満 | 20 |
| 20人以上30人未満 | 20 |
| 30人以上40人未満 | 12 |
| 40人以上 | 8 |
| 合計 | 59 |

表3 派遣教員数

| 派遣教員数 | 学校数 |
|------------|-----|
| 10人未満 | 21 |
| 10人以上20人未満 | 29 |
| 20人以上30人未満 | 11 |
| 30人以上40人未満 | 2 |
| 40人以上 | 2 |
| 合計 | 59 |

表4 現地採用教員数

| 現地採用教員数 | 学校数 |
|------------|-----|
| 10人未満 | 46 |
| 10人以上20人未満 | 10 |
| 20人以上30人未満 | 2 |
| 30人以上40人未満 | 1 |
| 40人以上 | 0 |
| 合計 | 59 |

表5 非常勤教員数

| 非常勤教員数 | 学校数 |
|------------|-----|
| 5人未満 | 43 |
| 5人以上10人未満 | 13 |
| 15人以上20人未満 | 2 |
| 20人以上 | 1 |
| 合計 | 59 |

② 在籍幼児・児童・生徒数について

- ・ 幼児数は1校あたり3人～171人でした(表6)。在籍幼児の平均は3.9人です。
- ・ 児童数は1校あたり6人～1452人でした(表7)。在籍児童の平均は174.1人です。
- ・ 生徒数は1校あたり6人～523人でした(表8)。在籍生徒の平均は59.6人です。

表6 幼児数

| 幼児数 | 学校数 |
|------------|-----|
| 10人以下 | 1 |
| 11人以上20人以下 | 1 |
| 21人以上30人以下 | 4 |
| 31人以上40人以下 | 1 |
| 41人以上 | 2 |
| 合計 | 9 |

表7 児童数

| 児童数 | 学校数 |
|--------------|-----|
| 100人以下 | 30 |
| 101人以上200人以下 | 15 |
| 201人以上300人以下 | 8 |
| 301人以上400人以下 | 2 |
| 401人以上 | 8 |
| 合計 | 58 |

表8 生徒数

| 生徒数 | 学校数 |
|--------------|-----|
| 100人以下 | 3 |
| 101人以上200人以下 | 45 |
| 201人以上300人以下 | 3 |
| 301人以上400人以下 | 2 |
| 401人以上 | 4 |
| 合計 | 57 |

③ 特別支援教育の状況について

特別支援教育の状況については、「特別支援教育体制を整えているところである」と回答した学校がもっとも多く22校（37%）、次いで「特別支援教育体制は今後の課題であり、現在検討中である。」としている学校が16校（27%）でした。（図2）

特別支援教育コーディネーターの指名状況は16校（27%）で昨年度よりも減少していました。校務分掌の位置づけに関しては、コーディネーターの指名状況よりも多い29校（49%）でした。また、特別支援教育に関して話し合う場があるとした学校は43校（73%）でした。

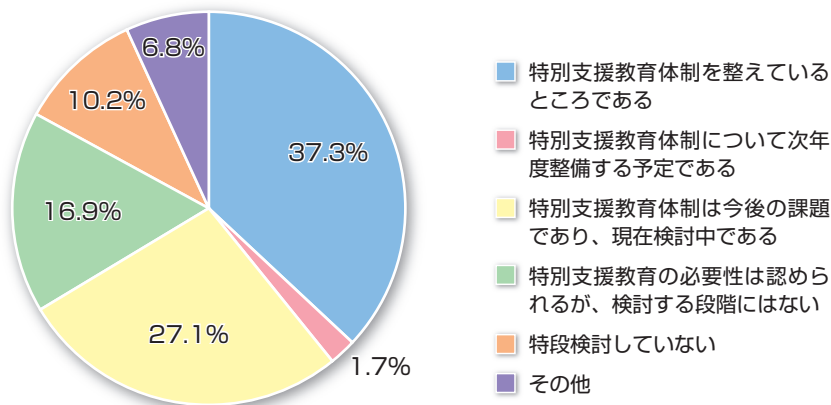


図2 特別支援教育の状況

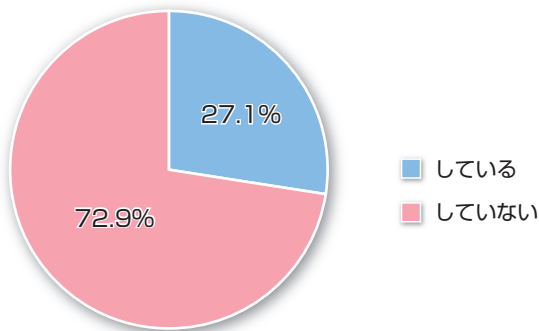


図3 特別支援教育コーディネーターの指名状況(n=59)

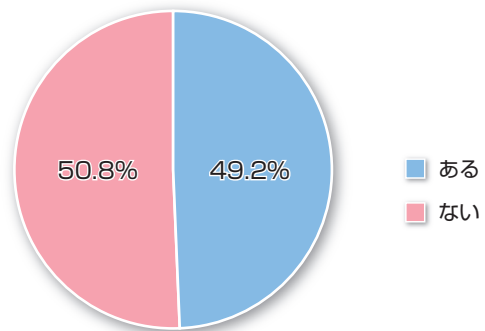


図4 特別支援教育担当分掌の有無(n=59)

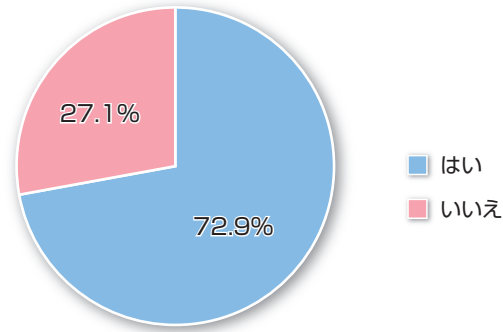


図5 特別支援教育に関して話し合う場の有無(n=59)

④ 小学部・中学部の特別支援教育について

小学部の設置は59校中53校、中学部は49校でした。

<専任担当者>

- ・いわゆる特別支援学級等を担当する特別支援教育の専任担当者がある学校は小学部で13校、中学部で8校との回答でした。(表9)
- ・専任担当者は小学部・中学部ともにおおむね1名～3名の配置でした。
- ・兼任状況としては、小学部の専任が4名、中学部の場合は1名でした。

表9 専任担当者数

| 人数 | 小学部 | 中学部 |
|----|-----|-----|
| 1名 | 5 | 4 |
| 2名 | 3 | 0 |
| 3名 | 3 | 4 |
| 4名 | 1 | 0 |
| 5名 | 0 | 0 |
| 6名 | 1 | 0 |

⑤ 障害がある、または配慮を必要とする児童・生徒数について

- ・学校全体で障害がある、または配慮を必要とする児童・生徒がいると回答した学校は小学部で29校(54.7%)、中学部で18校(36.7%)でした。(図6、図7)

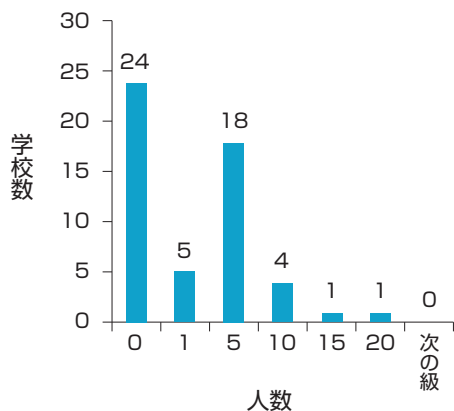


図6 障害がある、または配慮を必要とする生徒数(n=49)

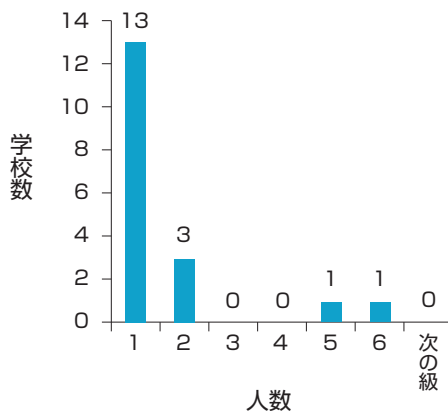


図7 障害がある、または配慮を必要とする児童数(n=53)

⑥ 特別な支援・指導の有無について

- ・ 障害がある、または配慮を必要とする児童・生徒がいるとした学校で、個別指導に限らず、特別な支援・指導を行っているとする学校は小学部で27校(93.1%)、中学部で16校(88.9%)でした。何らかの支援・指導が行われている学校が多いことが分かりました(表10)。

表10 特別な支援・指導の有無

| | はい | いいえ |
|-----|----|-----|
| 小学部 | 27 | 2 |
| 中学部 | 16 | 2 |

- ・支援方法としては、小学部、中学部共に通常の指導の中で担任が配慮を行っている回答が多い（図8、図9）。

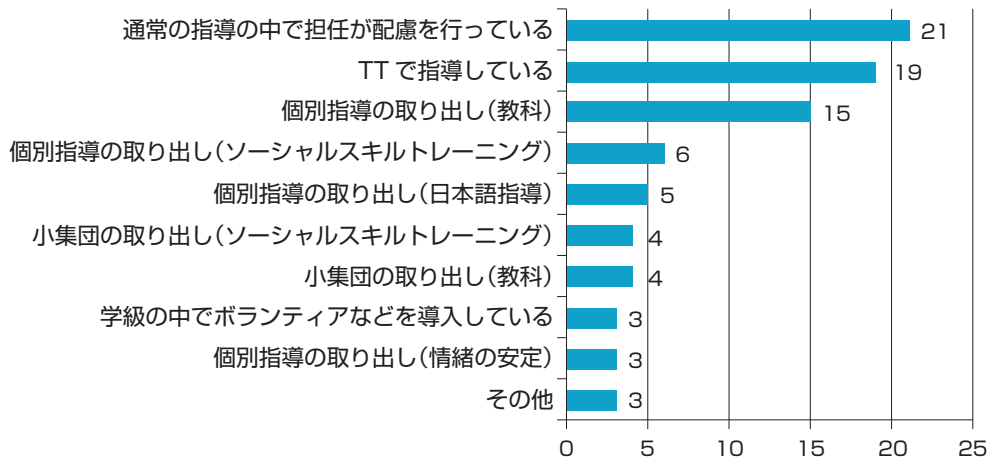


図8 小学部 指導・支援の方法(n=27・複数回答可)

その他の内訳：少人数学級を編制している・放課後に担任が個別指導を行う
施設設備の点検と改良・週1回の生活単元学習

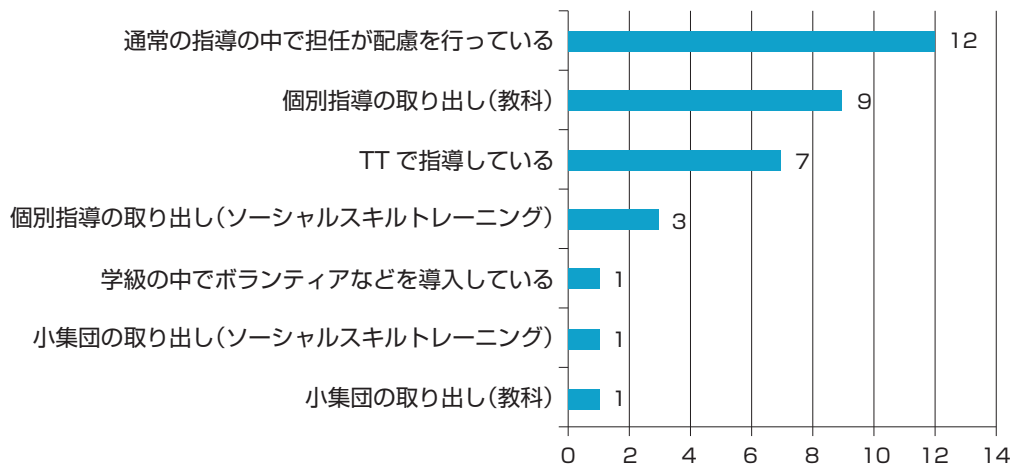


図9 中学部 指導・支援の方法(n=27・複数回答可)

⑦ 児童の障害（課題）について

- ・児童、生徒の障害（課題）としては、発達障害、学業不振、知的障害の順でした（表11）。

表11 児童・生徒の障害

| 障害名 | 小学部 | 中学部 |
|------|-----|-----|
| 発達障害 | 11 | 4 |
| 学業不振 | 10 | 4 |
| 知的障害 | 7 | 5 |
| 情緒障害 | 2 | 2 |
| 聴覚障害 | 2 | 0 |
| その他 | 2 | 0 |

⑧ 個別指導を受けている児童・生徒について

表12 個別指導を受けている児童・生徒数別の学校数

| 人数 | 小学部 | 中学部 |
|----|-----|-----|
| 1 | 5 | 1 |
| 2 | 4 | 2 |
| 3 | 2 | 5 |
| 4 | 4 | 0 |
| 5 | 0 | 0 |
| 17 | 1 | 0 |

⑨ 個別指導の場・指導する教員について

通常の学級の中から抽出されて個別指導を受けている子どもについてその教育の場がどこを聞いた設問の結果を表13にまとめました。

表13 個別指導の場

| 方法 | 小学部 | 中学部 |
|---|-----|-----|
| リソースルームとしても活用している固定された学級で指導 (例：特別支援学級) | 4 | 1 |
| 専任担当者のいるリソースルーム(いわゆる通級指導教室) | 6 | 1 |
| 専任担当者のいないリソースルーム | 3 | 4 |
| 在籍する通常の学級で放課後などに個別指導 | 5 | 2 |
| その他 | 1 | 3 |

個別指導を担当する教員は、小学部では特別支援教育担当者（特別支援教育コーディネーター等）が最も多く、次いで空き時間が指導時間にあう教員でした。中学部では通常の学級担任、特別支援教育担当者（特別支援教育コーディネーター等）、空き時間が指導時間にあう教員がほぼ同数でした（表14）。

表14 個別指導を担当する教員

| 担当職員 | 小学部 | 中学部 |
|----------------------------|-----|-----|
| 通常の学級担任 | 6 | 5 |
| 特別支援教育担当者(特別支援教育コーディネーター等) | 10 | 4 |
| 空き時間が指導時間にあう教員 | 8 | 5 |
| リソースルームの専任担当者 | 3 | 0 |
| 管理職 | 2 | 1 |
| 特別支援学級の担任 | 2 | 0 |

⑩ ボランティアの活用の有無について

ボランティアの活用を行っている学校は小学部で6校、中学部で3校でした。活用するボランティアの人数については、小学部では1名が5校、2名が3校、5名が1校、中学部では1名が2校、5名が1校となっていました。

2) 幼稚部の特別支援教育について

幼稚部設置については、回答した学校59校中10校に設置していると回答がありました。

受け入れ年齢は3歳からが3校、4歳からが7校となっています。また障害がある、もしくは配慮の必要とする幼児がいると答えたのは1校のみでした。

① 近隣の幼稚園の有無と連携について

近隣に日本語による教育がされている幼稚園があると答えた日本人学校は28校でした。

また、その幼稚園と連携を行っている答えた学校は18校でした（表15）。

表15 近隣の幼稚園との連携内容

| 連携内容 | 学校数 |
|-------------------------------------|-----|
| 障害がある、あるいは配慮の必要とする幼児について訪問による情報交換 | 12 |
| 特になし | 9 |
| 障害がある、あるいは配慮の必要とする幼児について電話による情報交換 | 7 |
| 障害がある、あるいは配慮の必要とする幼児について会議などによる情報交換 | 6 |
| 障害がある、あるいは配慮の必要とする幼児についての文書による情報交換 | 4 |
| その他 | 1 |
| 障害がある、あるいは配慮の必要とする幼児についての研修会 | 1 |

3) 学校運営委員会の行う学校運営について

① 学校運営委員会（理事会等）の運営内容

日本人学校の運営に全般的に関わっていると答えた学校が一番多く、その内容は、施設整備に関わったのものでした。その他としては、予算、会計監査、補習校との関係調整、現地教育局との関係調整などが回答されました。

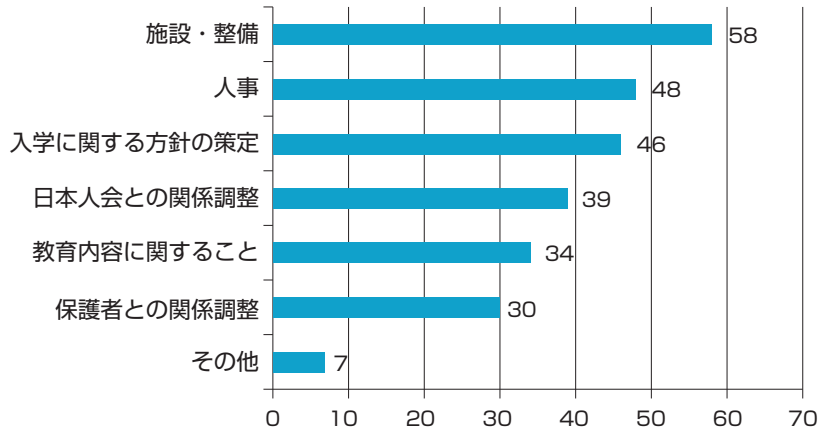


図10 運営内容(n=59・複数回答可)

② 日本人会と日本人学校との関係について

自由記述による回答をまとめると、以下のようなカテゴリーに分類し整理されました。

- 積極的に学校の運営に日本人会が関わっているとする回答
 - 設置主体であり、運営面・資金面での支援がある
 - 運営協議会の委員の何人かが日本人会推薦のメンバーである
 - 学校施設の所有者となっている
- 日本人会が日本人学校へ寄付等の支援を行っているとする回答
 - 金銭的な寄付をしている
 - 図書などの寄付している
 - 日本人学校の行事の時に人的な支援を行う
- お互いの行事へ相互に参加するとする回答
- 特段関係はない

③ 日系企業の学校運営に対する支援内容について

自由記述による回答をまとめると以下のようなカテゴリーに分類されました。

- 学校経営への直接関与
- 学校理事会へ日系企業の代表が理事として参画
- 金銭的な寄付や必要に応じた支援
- 行事等への人的な支援や物品の寄付
- 工場見学やキャリア体験等の教育活動への協力
- 特段関係はない

座談会

(独) 国立特別支援教育総合研究所では、日本人学校の特別支援教育にかかる実態調査の一貫として、学校運営協議会等と座談会を行いました。そこの話しの骨子を紹介します。

☆上海日本人学校

上海日本人学校運営委員会委員長（日本航空上海支店長）米澤 章氏に話を伺い、学校運営委員会の役割等について、以下のようなことを伺いました。

- 浦東校に特別支援学級を設置して、いま数名の障害のある子どもが通学している。しかし学校側が受け入れられる子どもは比較的軽い障害児とならざるを得ない。
- 障害ではないが、例えば落ちつかない子どもとか、集団適応が困難である等の子どもの対応も学校では努力している。
- こうした中で学校運営委員会は施設面では第一に子どもの安全を考えた施設づくりに協力している。
- 上海では、心理的な不安がある子どもや保護者の問題もあり、情緒不安の予防や解決にも努力している。2008年より児童生徒やその保護者を対象としたカウンセリングも開始し支援をしている。
- 「平等」が我々学校運営委員会のポリシーだ。障害のある方も平等に教育が受けられるように、さらに周囲の理解と協力が得られるよう取り組んでいきたい。
- 国立特別支援教育総合研究所が実施しておられるインターネットを通じての担任支援や日本人学校間の協議会の開催はいいアイデアだ。日本人学校間の情報の共有化等に協力・支援してほしい。

☆香港日本人学校

香港日本人学校「学校経営理事会」とは実地調査をした際、座談会を開催した。これには、理事長の伊藤 隆（香港リコーエレメックス有限公司董事長）、副理事長の池内 宏（伊藤忠商事香港有限公司社長）、浅野 雅彦（全日本空輸(株)香港支店長）、理事の浅木 賢介（小学部大埔校校長(代表校長)）、南口 研司（小学部香港校校長）、池田 朝男（小学部香港校教頭）、樫村富士夫（事務局次長）の各氏が集まれ、経営理事会の役割等について、以下のような話を伺いました。

- 障害のある子どもを受け入れた当初はどのような支援ができるか、不安があったが、可能な限りバックアップしようという機運が大勢だった。そこで、就学委員会を設置し、理事会からも委員が入り、入学基準や体制を明確にすることとした。
- 特別支援を推進するには、この教育の専門家を一定の基準を作って雇用することで、これが現地の日本人学校での受け入れにつながると考えている。
- 企業内でも最近精神的な疾患に悩む人が増えている。メンタル支援制度で、こうした社員を見守り、働きやすく、暖かく包み込む雰囲気を作る努力をしている。教育現場でも子ども同士、保護者同士で支え合う環境を作ることが、この教育の推進に大切と考えている。
- 就学委員会という組織をつくり、そこで話し合うのは非常にフェアなシステムだ。この委員会に理事会からも入り、学校経営理事会の中でも入学等について話し合われる。これからは他の日本人学校でもこうした組織を設置していくことが必要ではないか。
- 国立特別支援教育総合研究所が、夏期休業中に一時帰国する保護者等を対象にした教育相談を実施していただき、その結果を担当教師にアドバイスしていただくことで、こうした子どもへの教育の具体的手だてが見つかり、保護者の信頼感や満足感も得られている。今後も是非続けていただきたい。

★コラム

日本人学校等教育現場からの声

日本人学校等の教育現場から、こんな声が聞こえてきます。

「企業等から派遣され、海外に駐在する日本人は年々年齢層が若くなり、子育て期の年齢層になってきている。それに伴って、当然ながら障害のある子どもや教育的なニーズがある子どもを帯同することになる。そのことによるさまざまな不安や悩み、教育・養育・発達等にかかわる相談も増加している現状がある。」

「日本人学校は地元の日本人会等による設立校なので、学校規模、経営（財政）上の問題、専門的な教員がいないことや教育設備が整っていない等、教育環境上の問題でこれまで障害のある児童生徒を受け入れがたい点が多かった。ここ数年、こうした動きに大きな変化があり特別支援教育への関心が急速に高まってきている。」

「時代に即した日本人学校にしていくために学校運営協議会や日本人会、企業団体の特別支援教育への理解と支援がほしい。」

「海外にいと保護者も教師も継続的に相談すべき場が皆無である。相談・助言を継続的に支援してくれる機関と情報提供がほしい。」

「国内外における障害に関する情報、特別支援教育について国や各地の動き、他の日本人学校における取り組み事例についての相互情報交換等、特別支援教育の動きに関する情報を総合的に得ることが難しい。こうした支援がほしい。」

こうした日本人学校教育関係者の一つ一つの声は小さくてもこうした声が多様な関係機関に大きな声となって届き、やがて子どもたちへの確かな支援となるように努力し続けたいものです。

(3) 日本人学校での特別支援教育に関するQ & A

海外に社員を派遣している企業の担当者を対象に実施した「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」の結果では、障害名やその状態を知っていてもその障害のある子どもがどのような教育を受けているかについては、十分に知らな

い実態がありました。また、「特別支援教育を行っている学校」の情報提供を求めている意見もありました。

そこで第4章では、障害児教育の実際や日本人学校における特別支援教育の実態等についてQ&Aを作成しました。

Q12 小学部で特別支援教育を実施している日本人学校はどのくらいありますか

A 日本人学校や補習授業校は私立学校として設置されておりますので、日本国内の公立学校とは運営や体制等に違いがあります。特別支援教育においても同様であり、年度ごとによって校内体制や児童数の変化等の事情により、違いが出ているのが現状です。(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部では、毎年調査しておりますが、その実態は常に変動しているのが実情です。それ故、詳細は当該校に直接相談されることをお勧めします。

ここでは、2007年9月に行った「日本人学校における特別支援教育に関する調査」(89校中67校が回答、回収率75%)結果を中心にまとめました。(一部2008年度の調査結果を参考として記載している箇所もあります。)

<小学部に関する情報>

校内に特別支援教育に関する校務分掌がある学校は14校(21%)でした。また、特別支援教育コーディネーターを指名している学校は、32校(48%)ありました。おおよそ半数の学校が特別支援教育に取り組んでいると考えられます。(2008年度の調査では、特別支援教育に関する校務分掌がある学校は29校(49%)、特別支援教育コーディネーター指名している学校は16校(27%)でした。)

① 障害児もしくは特別な支援や配慮を必要とする児童の受け入れについて

これまでこうした児童が就学を希望してきたことがありますかの問いに対して、67校のうち約70%にあたる47校から「希望してきたことがある」と回答してきました。2005年度の調査結果の39校が「入学に関する問い合わせがあった」との回答から確実に入学を求める要請は増加していると考えられています。今回新たに受け入れ基準を質問いたしますと、以下のような回答がありました。

| | |
|------------------------|----|
| 状態に関係なく受け入れている | 8 |
| 集団生活に適応できれば受け入れている | 19 |
| 障害種によって受け入れている | 8 |
| 学校の受け入れ人数に制限がある | 3 |
| 診断がついていれば受け入れられない | 0 |
| 特別な配慮を必要とする児童は受け入れられない | 13 |
| その他 | 17 |

このことから、障害児もしくは特別な配慮を要する児童の受け入れについては、まだまだ、学校間でその対応に温度差（違い）があるのが実情です。

② 通常の学級において配慮や支援を必要とする児童について

通常のクラスに気になる児童や障害のある児童の有無についてたずねたところ、在籍している学校とそうでない学校は、34校と33校でほぼ半数ずつでした。これも2005年度調査では、在籍していると応えた学校が27校であったことを考えると、増加していると推測できます。日本人学校においても、特別支援教育についての関心や実践への取り組みが確実に増えていると考えられます。

児童の気になる点は、LD（学習障害）を含む学習の遅れについてあげている学校が最も多く、この中には日本語の獲得が課題となっている児童も含まれていました。これ以外には、「情緒面での障害」「コミュニケーションや友人関係の困難さ」「多動傾向」「広汎性発達障害」「知的な発達の遅れ」などがあげられています。

（2008年度調査では、障害がある、または配慮を必要とする児童生徒が在籍している学校は 小学部29校（54.7%）、中学部18校（36.7%）でした。）

③ 通級による指導について

こうした児童に対して通常のクラスから離れて指導する通級による指導形態を実施していると回答した学校は14校でした。アジアの日本人学校が11校、ヨーロッパの日本人学校が3校でした。通級による指導を担当している指導者の職名は、教員が11校、非常勤職員が2校、介助員が1校でした。また、通級による指導の場は特別支援学級を利用している学校が7校、通級指導教室（もしくはリソースルーム）で行っている学校が3校、その他の場所が2校、無回答が2校で

した。通級指導を行っている学校等詳細をお知りになりたい方は、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部にお問い合わせください。

また、通級による指導を利用している児童への支援内容は「教科指導の補充」「ソーシャルスキルの支援」「情緒の安定」「日本語指導」等との回答がありました。

通級指導利用時間数は、週に9時間以上利用しているという学校が最も多い回答でした。利用時間については、児童の実態や学校の実情に応じて時間設定しているというのが実態のようです。

④ 特別支援学級について

特別支援学級を設置している日本人学校は、67校中9校で全体の約15%でした。前回の2005年度調査では13校だったので、数的には減少しています。これは、配慮を要する子どもたちの状態に変化があり、また、教員数等に変化があったため、通級による指導に移行したのか、子どもが転校もしくは卒業したため廃級になったのではないかと推測されます。

このことは、在籍児童がおおよそ3年たてば、日本に帰国する機会が多いという日本人学校の事情に負うことが強いと考えられます。学級ができて組織的に継続し得ない理由が在籍児童の転校や教員の異動等にあると考えられ、今後の検討すべき課題の一つであろうと思います。

なお、特別支援学級を設置している学校等詳細をお知りになりたい方は、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部にお問い合わせください。

特別支援学級で指導を受ける児童の障害種は、自閉症、知的障害、広汎性発達障害、言語障害、肢体不自由、情緒障害、学習障害、病弱・身体虚弱と幅広く指導しています。今回の調査では視覚障害と聴覚障害の子どもはいませんでした。

Q13 中学部で特別支援教育を実施している日本人学校はどのくらいありますか

A 2007年9月に(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部が行った「日本人学校における特別支援教育に関する調査」(89校中67項が回答、回収率75%)では、次のような結果を得ています。

< 中学部に関する情報 >

① 障害児もしくは特別な支援や配慮を必要とする生徒の受け入れについて

中学部でこうした児童が就学を希望してきたことがありますかの問いに対して、67校のうち約33%にあたる22校から「希望してきたことがある」と回答してきました。今回新たに受け入れ基準を質問いたしますと、以下のような回答があ

りました。

| | |
|------------------------|----|
| 状態に関係なく受け入れている | 6 |
| 集団生活に適応できれば受け入れている | 17 |
| 障害種によって受け入れている | 5 |
| 学校の受け入れ人数に制限がある | 5 |
| 診断がついていれば受け入れられない | 0 |
| 特別な配慮を必要とする生徒は受け入れられない | 16 |
| その他 | 18 |

このことから、小学部と同様に、中学部においても受け入れ対応については学校間で温度差（違い）があることがわかりました。

② 通常の学級において配慮や支援を必要とする生徒について

通常のクラスに気になる生徒や障害のある生徒の在籍の有無についてたずねたところ、在籍している学校は、19校で、小学校に比べ28%と就学率は低くなっています。

また、生徒の気になる点は、「LD（学習障害）」「学力の不足」「不登校」「対人関係の未熟さ」「特定の物事へのこだわり」「情緒の不安定さ」などがあげられています。

③ 通級による指導について

「通級指導を行っていますか」という問いに対しては3校から行っているという回答がありました。通級による指導を行っている場所は、3校がすべて特別支援学級を使用しており、1校では特別支援学級以外の場所も使用しているとのことでした。通級による指導を利用している生徒への支援内容は、「教科の補充」「情緒の安定」「ソーシャルスキル」等でした。また、利用時間は、学校の実情により「週3時間程度から週9時間以上」でした。

なお、通級による指導を行っている学校等詳細をお知りになりたい方は、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部にお問い合わせください

④ 特別支援学級について

特別支援学級の設置の有無についての質問に対して、4校（6%）が設置して

いるとの回答がありました。特別支援学級に在籍している生徒の障害は自閉症、広汎性発達障害、知的障害でした。

なお、特別支援学級を設置している学校等詳細をお知りになりたい方は、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部にお問い合わせください

Q14 障害のある子どもが日本人学校に入学するのに必要な手続きは何ですか

A 学校によってさまざまなようです。先に述べましたように、おおよそ7割の日本人学校が、入学に関する相談を受けた経験があります。また、21%の日本人学校には、特別支援教育に関する校内分掌があり、48%の日本人学校では、特別支援教育コーディネーターが指名されています。

これまでに得た情報で、まず、管理職の先生（多くの相談窓口は教頭先生がされているところが多い）に相談の電話若しくはメールを入れられることから始まると思われます。

そこで教育相談の日が話し合われるという手続きになります。相談に行かれる折は、保護者の方の相談内容（主訴）を明確にしておくこと、子どもの様子を詳細に整理しておくこと、これまでに相談に行かれたことがある場合のそこのコメントを整理しておくことなどが大切です。

入学が可能かどうかは、学校の実情によってもかなりの違いがありますので、学校関係者とよく相談され、求める学校での支援内容と家庭で協力できる支援内容について十分話し合われることが必要です。

事前に、日本で情報を得る場合は、各日本人学校のホームページ、財団法人海外子女教育振興財団、(独)国立特別支援教育総合研究所、文部科学省国際教育課などに問い合わせることも可能です。

また、(独)国立特別支援教育総合研究所では、入学後の指導の重点や指導方法等日本人学校の先生等に具体的な指導内容の支援も行っています。

Q15 障害のある子どもに対応している現地校の情報はどこで入手できますか

A (独)国立特別支援教育総合研究所でも、障害のある子どもに対応している現地校の情報を正確に把握していません。

まず、当該国にある日本の領事館に情報を訪ねられることをお勧めします。それぞれの国には、国情によって違いはあれ、インクルーシブな教育であれ、様々な形での特別支援教育がおこなわれております。しかし、いずれも現地の言葉での教育ということになります。こうした言葉の壁をどのような方法で乗り越えることができるかが大きな課題となります。

また、古くから滞在されていた先輩等から情報を得ることも一つかもしれません。日本にはこうした経験を持たれた方々による非営利自主活動グループ「Group With」が活躍されています。さらには現地の教育委員会（名称は様々）に問い合わせることも可能かもしれません。しかし、国によっては、障害のある人にビザを発給しない国があるとの情報もあります。

（独）国立特別支援教育総合研究所でも、目下精力的に現地教育情報の収集を始めていますが、まだまだすべての国の情報を得ているには程遠い状況です。

また、日本人学校以外に、補習授業校というのが世界各国にあります。こうしたスタッフから現地情報を聞くことも可能かも知れません。

いずれにしても、事前に得た情報を整理し、どのような海外での滞在が考えられるか、子どもの状態や現地情報を考慮され、関係者と相談されることが大切です。

Q16 担任の先生や学校が日本のように支援をしてくれますか

A 日本人学校や補習授業校はその設立母体は日本人会や商工クラブといった団体が設立している私立学校です。それぞれの地域事情等を踏まえて学校運営委員会によって運営がなされています。それ故日本と同様の支援が受けられるかという問いかけは、学校間差が大きいというのが実情ではないかと思えます。いずれにしても、事前に得た情報を整理し、どのような海外での滞在が考えられるか、子どもの状態や現地情報を考慮され、学校関係者と相談されることが大切です。

日本人学校における調査結果で述べたように、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対して、各学校が最も重視している支援の一つが学習の遅れ（学力）に対する支援です。これまでに得てきた情報から、まず、こうした子どもへの配慮として、学級担任サイドで様々な支援がなされています。特に国語、算数（数学）に関しては基礎・基本となる教科ですから、担任はわかる授業・楽しい授業を心がけ、その教育実践を実施するため、教材研究等精力的に行っておられます。また、放課後や休憩時間を使っての補習指導を実施されている学級担任もいます。

しかし、それでも効果が見られないときは、通級による指導が試みられ個別に取り出し指導をすることで、学力の向上を図る配慮がなされたりしています。また、特別支援学級が設置されての支援がなされている学校もあります。限られた人材や予算の中での取組ですので、十分な対応とはいかない悩みを先生方も感じておられます。

学校では、このように子どもの実態に即した指導を効果的に行うための工夫を考えています。学校の実情を考えながら、担任による配慮や、通級指導教室の設置、特別支援学級の設置などによる配慮がなされています。こうした支援や配慮

を推進するためには、教師間の特別支援教育についての共通認識、保護者会での理解、学校理事会や日本人会の理解と様々な支援が必要で、今後の課題であるとしている学校も少なくありません。

また、家庭でできる協力体制は何か、学校と協議をしながら、具体的な支援方法を学校と保護者が協議することが必要です。さらに、限られた人員の中で教育が実践されている現状を考えると、教員以外のボランティアの活用等、様々な工夫やアイデアが広く検討される事が、今後必要なのかもしれない。

Q17 校内や地域で教育相談を受けることができますか

A もちろん、日本人学校の中で、管理職の先生や特別支援教育コーディネーターの先生、担任の先生等による教育相談を受けることは可能です。

2007年度の日本人学校調査の結果から、日本人学校に在籍している子どもが、それぞれの国の中で利用している医療機関と相談機関について質問しました。

日本人学校に在籍している子どもが利用している医療機関が少なくとも1機関はあるという回答してきた学校は32校でした。

その医療機関の対応内容は、診察をしているのは8機関、診断をしているのは7機関、治療および投薬をしているのは7機関、指導をしているのは5機関、その他の対応もしくは対応をしている内容が分からないのが5機関という回答でした。

利用している医療機関の対応言語は、日本語の対応をしているのは9機関、英語で対応をしているのは6機関、現地語で対応しているのは6機関、対応言語が分からないのは2機関との回答でした。

また、相談機関について質問してみると、日本人学校に在籍している子どもが利用している相談機関が少なくとも1機関はあるという回答をした学校は26校でした。

相談機関の対応内容は、検査、支援プログラムの作成、学習指導、カウンセリングをおこなっている機関はそれぞれ4機関ずつ、また学習指導プログラムの作成をしているのは3機関、サイコセラピーが2機関、その他の対応もしくは対応をしている内容が分からない機関が合わせて5機関という回答でした。

これらの相談機関での対応言語は、日本語で対応をしているのは7機関、英語で対応をしているのは2機関、現地語で対応しているのも3機関、対応言語が分からない機関が1機関という回答でした。また、対応言語について回答がなかったのが13機関でした。

また、「Group With」のホームページには、全世界の日本語で対応している医療機関の機関情報が掲載されています。

Q18 就学前の教育はどのようになっていますか

A 日本人学校で幼稚部を設置していると回答した学校は12校（18%）でした。幼稚部に受け入れる子どもの年齢は、3歳からが9校、4歳からが3校でした。また、障害のある幼児の受け入れ基準を質問したところ、何らかの形で受け入れていると回答したところは5校、受け入れられないは1校、その他と回答した学校は6校でした。この内容は定かではないので、今後さらに情報を得ていく必要があるとかがえています。

「近隣に日本語による教育をしている幼稚園はありますか」という質問に、25校（37%）があるとの回答がありました。また、就学に際して、幼稚園と連絡を取り合うことがあるかどうかでは、19校で連絡を取りあっているとの回答でした。

また、近隣に日本語の幼稚園が設置されている学校があるかとの質問に、25校があると回答してきました。

こうした地域や国で、インクルーシブ教育がどのように考えられ、進められているか、あるいは取り組まれているか、また、それぞれの地域にはどのような課題があるのか、引き続き調査を行っていく予定です。

就学前教育について詳細をお知りになりたい方は、(独)国立特別支援教育総合研究所教育相談部にお問い合わせください。

Q19 特別支援教育を推進するために日本人学校が抱えている課題は何ですか

A 特別支援教育を推進していくに際して、日本人学校が課題としていることは、これまでの私どもの研究から以下のことがわかってきました。

1. 企業等から派遣され、海外に駐在する日本人は年々年齢層が若くなり、子育て期の年齢層になってきています。それに伴って、当然ながら障害のある子どもを帯同することによるさまざまな不安や悩み、教育・養育・発達等にかかる相談も増加しています。
2. 専門的な教員がいないことや教育設備が整っていない等、教育環境上の問題でこれまで障害のある児童生徒を受け入れがたい点が多かったという現実があります。ここ数年、こうした動きに大きな変化があり特別支援教育への関心が急速に高まってきています。
3. 障害（発達障害を含む）についての専門知識や指導技術がある教員がいないため、障害のある児童生徒の教育相談を受けたときや指導実践の方法等に常に不安があります。学校での取り組みや校内体制へのスーパービジョン、コンサルテーションを強く求めています。

4. 日本人学校には子どもの状態を正しくアセスメントする専門的知識がない現状です。子どもへの評価（学習上のつまずきの評価と具体的指導法）、コミュニケーションや対人関係に困難がある子どもへの接し方、教材・教具の入手方法、指導上のヒントやアイデアなど子どもの実態に即した具体的な支援が必要です。
5. 現地の施設を活用することは、言語の問題もあって現実的には困難な状態です。それ故、障害の状態や子どもの実態把握について、学校としても保護者にしても継続的に相談すべき場が皆無です。
6. 児童生徒が帰国する際、保護者は不安のまま帰国することが多いようです。相談・助言してくれる場、あるいは最寄りの相談機関の情報提供を求めています。
7. 国内外における障害に関する情報、特別支援教育について国や各地の動き、他の日本人学校における取り組み事例についての相互情報交換等、特別支援教育の動きに関する情報を総合的に得ることが難しいのが現状です。ネットワークの構築の必要性を感じていますが、3年で教員が異動する実状の日本人学校ではネットワーク管理をすることは事実上困難です。
8. 日本各地から教員が派遣されており、現時点では派遣している都道府県や市町村の特別支援教育の取り組みに大きな差があり、教員集団の共通意識・認識に立って取り組むことが難しい現状です。
9. 入学してくる障害のある児童生徒が日本でどのような支援を受けてきたかの具体的な情報交換や帰国時に日本人学校でどのように指導をしてきたかの情報をどのようなかたちで、国内で移行する先の学校に伝えたらよいか、個人情報保護の観点からも未確定で教員の不安材料となっています。
10. 子どもだけでなく家族全てが、外国に来ているということが影響している心理的な緊張からくる様々な問題を抱えていることもあります。こうした心のケアへの対応のために、養護教諭、学校カウンセラーの配置が急務と考えます。そのため、特別支援教育担当教員の配置より養護教諭やカウンセラーの職員の配置の方がより優先順位が高いとの認識を示す学校もあります。
11. 派遣教員の人数が削減されてきており、チームティーチングや取り出し指導など校内体制をつくることに困難が生じてきています。特に小規模校に大きな困難さが見られます。
12. 日本人学校では学校運営理事会等が大きな影響力を持っていることが多いようです。また、校長や事務局長の運営・経営方針との関係も強いのが実情です。障害のある子どもの受け入れが可能となり、特別支援教育が日本人学校に深化していくためには、この両者の積極的な理解が特に重要となります。現在、積極的に特別支援教育を推進している学校は、この点に対するの努力が見られます。

Q20 日本人学校に対して国や研究所はどのような支援をしていますか

A (独)国立特別支援教育総合研究所では、日本人学校支援として、次の様な事を実施し、関係機関と連携しています。

1. 日本人学校在籍児童生徒の保護者や教員を対象に、長期休業中に日本に一時帰国する際、教育相談やコンサルテーションを希望する方に対して、子どもの実態把握や指導方法等に関して、相談活動とコンサルテーションを実施しています。すでに、2年前から、夏季集中相談週間を設け、日本人学校に案内を出して、相談希望者を募り、帰国時に相談に応じています。また、その相談結果を文書で日本人学校に報告しています。
2. 日本人学校間の特別支援教育ネットワークが必要との意見が強くありましたので、ICTを活用した「日本人学校特別支援教育協議会」を開催しています。たとえば、アジア地区を対象にテレビ会議システムを設立して、ネットワークの構築とともに、インターネットを通じた実際的な教育支援方策を検討しています。
3. 日本人学校等を支援するすべての機関（海外子女教育振興財団、日本在外企業協会、Group With、等）の連携とネットワークを構築し、海外の教育情報、特に支援を必要とする子どもの教育にかかる情報を集約する方法を講じることが必要です。このことから、海外子女教育振興財団との相談活動の協力体制や日本在外企業協会との企業調査を実施したり、研究会を開催して、企業関係者に特別支援教育の啓発活動を行っています。

このほか、派遣教員等への研修情報や日本人学校等の特別支援教育への取り組み情報や近隣の地元校やナショナルスクールでの情報、現地教育委員会へのアクセス方法等に関する情報提供、更には日本人会等との連携や日本人会等への情報提供を行うことも考えております。本冊子もその企業等向けのガイドブックの一つです。

Q21 海外派遣される社員やその家族への支援はどのようなことが考えられますか

A 基本的には、障害のある子どもを海外に帯同するかはご本人の決断に依るべきかもしれません。しかし、今日の様々な研究から、乳幼児期等子どもの成長段階にある時は、家族そろっての育児が子どもの成長に重要な意味があるとの知見が報告されています。これは障害の有無にかかわらず、障害のある子どもにとってはなおのこと重要な要素といえます。

しかしながら、海外における特別支援教育は教育関係者等の努力にもかかわらず、まだまだ始まったばかりであり、いくつもの課題があります。そうした中で

何よりも勇気づけられるのは物心共に支援をしてくれる企業組織の存在ではないでしょうか。

海外に派遣される社員がもてる能力を企業のために遂行できるのは、安定した家族の支援があつてのことでしょう。環境が変わることの大変さはあるでしょうが、家族そろって生活する中で親も子どもも学び、成長していくものがあるのではないかと考えます。

企業内教育相談室や帯同する子どもが在籍する学校等からの依頼で、(独)国立特別支援教育総合研究所が、子どもの実態把握や面談を行うことで指導計画作成への助言や日本人学校等での担任への指導・支援を行っています。一方、企業も現地日本人会への啓発活動や経済的な支援策を検討しています。こうした支援が少しでも前進すると、障害のある子どもを帯同する社員も日本人学校も力を得ることになるのではないのでしょうか。

現地の日本人会等が、日本人学校の運営に大きく寄与されている現在、後方からの支援が、こうした家族にとっての大きな励みとなります。

これから派遣される予定の場合は、どこに相談に行けば少しでも情報が入手できるかという情報提供が何よりも大切なことと思います。企業内での教育相談室と当研究所の教育相談部とが連携しあい、派遣予定者が安心して子どもとともに海外生活ができる支援が求められています。こうしたことは帰国時においても同様です。

個々の企業との情報交換はもとより、社団法人日本在外企業協会との連携をさらに強化していく必要があると考えています。

Q22 全ての子どもが日本人学校で支援が受けられる体制を作るには何が必要ですか

A 「家族が一緒に生活することが、障害の有無にかかわらず、子どもの成長発達に欠かせないことである。」この理念を問題解決の出発点とすることが、すべての子どもが入学できる支援体制を考える際には大切なことではないのでしょうか。

まず、学校は校内支援体制を作り、担任でできる支援、通級による体制を作ることで可能となる支援、校内でのやりくりによって可能となる支援、特別支援学級を設置することで可能となる支援を整理し、指導計画を作成する必要があります。また、教育ボランティアを導入することで人材面でも問題が解決することもあります。

学校運営理事会は、校長や教員の教育理念を推進するため必要な支援を図ることが必要となってきます。当然、日本人会の理解や現地企業等への理解協力支援を求める中心的役割を担うことが求められることとなります。

保護者は、家庭でできる支援や学校と協働できる支援はなにかを整理し、可能

な支援・協力を行うことが求められているかもしれません。

派遣企業として、支援を求める子どもや保護者をそれぞれの国の日本人会が可能なサポートを進める助言と、日本人学校への資金面でのバックアップが求められます。

こうしたことが、たがいに共通理解され、特別支援教育の本質がわかり推進されると、障害のある子どもやその家族の安心につながるのではないのでしょうか。

第5章

企業及び社内相談室担当者への支援

企業及び社内相談室担当者への支援

(1) 共に生きる社会と特別支援教育

1) 共に生きる社会とは

障害のあるなしにかかわらず、人として分け隔てなくコミュニティをつくり、生き生きとした社会を構成する。これは基本的な福祉概念の一つです。この福祉概念と同様、教育においても、「共に育つ教育」の大切さが教育理念の基本に位置付いています。

「共生社会」の大切な考え方として、三つの「助」、すなわち「扶助」、「互助」、「自助」について考えておくことが重要と考えます。

「扶助」とは、障害のある人の様々な状態や活動の制約を社会全体で支えることを言います。療育手帳や障害者手帳が交付され、社会全体で障害のある人の生活を支援しようとする考えです。この中には、経済的な公的支援策なども含まれます。

「互助」とは、障害のある人となない人がお互いに助けたり、助けられたりする関係を構築することを言います。例えば、パラリンピックで活躍する障害のある人を見て、多くの人が心を揺さぶられ、感動し、生きる勇気を得た人も多いと思います。このように、障害のある人が常に助けられる側にいるというのではなく、障害のない人が、障害のある人から学びとるという関係が大切といわれています。

「自助」とは、自己の機能障害が引き起こす日常生活上や学習上の様々な制約を改善するための取り組みを言います。言い換えれば、障害のある人も学び、成長する権利があること、それに対する自発的な働きを支援することこそが共生社会で必要な事との考えです。これは「エンパワーメント」という考え方に通じるものです。

特別支援教育は、すべての子どもを対象に、子どもに関わる様々な問題の発生を予防し、子どもの発達を支援することと考えられています。具体的には、以下の支援がすべての子どもに行われることを指しています。

- ① 自己発見への支援をすること。これは、自分のやりたいこと、出来ることを見つける支援、自己の人生設計を作る支援を行うことです。
- ② スキル学習への支援をすること。これは、社会のルール等を知り、その中で自己主張する方法等を具体的に学習する支援を行うことです。
- ③ セルフエスティームを高める支援をすること。これは、自分の人生を肯定

的に評価出来るようにする支援、人生を意欲的に切り開いていくための支援を行うことです。

2) 企業体による支援情報

○日外協の研修や各企業が実施する派遣社員家族向けの講習会の実情

社員が、海外派遣の辞令をもらったとき、家族、特に子どもの帯同にかかる学校のことや医療などの情報が欲しいと思われれます。帯同する子どもに障害がある場合は、企業にも相談できず困っておられる場合も多いのではないのでしょうか。そこで、企業が、海外における教育情報、特に障害のある子どもについての研修を実施されることは必要と考えます。

社団法人日本在外企業協会(日外協)では、海外子女教育部会の活動の中で海外赴任する人への応援を行っています。海外赴任前セミナーや海外セミナー等、研修活動にも積極的に取り組んでいます。

(独)国立特別支援教育総合研究所では、海外に在住する障害のある子どもの保護者や日本人学校等の教員への支援や企業への理解啓発を行っています。

企業が研修会を開催される場合、連携が取れる機関を下記にあげました。

- (1) 企業が研修会を開催するときの連携機関
 - ・(社)日本在外企業協会 海外子女教育部会
 - ・(財)海外子女教育振興財団
 - ・(独)国立特別支援教育総合研究所 教育相談部

- (2) 障害のある子どもを帯同する場合の連携機関
 - ・(独)国立特別支援教育総合研究所 教育相談部

障害のある子どもの教育に関する研究を行っている唯一のナショナルセンターです。平成20年度より教育相談部内に、日本人学校・企業支援担当の業務を明確にし、担当研究員を配置しています。企業で実施される研修会や、帯同する子どもの中で障害がある場合、教育相談を実施しています。帯同される場合だけでなく、日本に戻るときの相談も行っています。

★コラム

～企業からの支援～

香港日本人学校では小学部香港校に、支援教室の先生方を中心にした校務分掌として特別支援教育部が設置されています。平成20年度の特別支援教育部では、全教職員だけではなく、保護者に対しても発達障害に関する理解と啓発をすすめるための研修や講演会を企画されていました。できれば、日本から専門の先生を招聘して、講演会や相談会をしたいという希望が学校経営理事会で話題になりましたが、予算的には難しい状況にありました。

理事の一員でもある私は、この会合での話を聞き、弊社の航空券を提供することを思いつきました。日本人学校とは、日頃から子どもたちがお世話になっているだけでなく、似顔絵コンテストや空港見学会など様々なイベント等を通じた交流があります。外地における日本人コミュニティの一つの象徴でもある日本人学校のお役に立てるのであればと、CSR（企業の社会的責任）の観点から会社も賛同してくれました。さらに、学校経営理事会事務局長のご尽力で講師の滞在費等を工面していただき、何とか受け入れの条件が整いました。

あとは、講師の招聘です。香港校の校長先生が（独）国立特別支援教育総合研究所に相談され、招聘が正式に決定しました。講師の先生には、授業参観・講演会・保護者相談・担任面接と3日間をフルに活動していただき、香港日本人学校三校（小学部2校と中学部）の支援の必要な子どもたちに対して、一人一人の状態のとらえ方や指導の方法について具体的な助言をいただくことができました。

企業として、日本人学校の教育に少しでもお役に立てたことがうれしく思っています。

日本航空（株）香港支店長 福田 正

(2) 障害のある子どもの理解と支援のためのQ & A

海外に社員を派遣している企業の担当者を対象に実施した「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」の結果では、「特別支援教育」ということばを聞いたことがない人が回答者の約半数（47%）ありました。「聞いたことはあるが、内容は知らない」という人は36%であり、両者をあわせると83%の人が特別支援教育について充分情報を得ていないといえると思います。

第5章では、特別支援教育を理解していただくことを目的として、Q&Aを作成しました。

Q23 視覚に障害のある子どもの理解と支援は何ですか

A 視覚障害とは、視力、視野、色覚などの視機能の障害を指しています。教育的観点から、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満で、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の認識が不可能もしくは著しく困難なもの。また、点字を常用し、視覚以外の感覚（聴覚や触覚等）を活用して教育する必要がある障害の程度を「盲」といい、通常の文字や図形等の認識に困難ではあるが、拡大鏡等の活用により、視覚による学習が可能な程度の障害を「弱視」といっています。

視覚に障害のある子どもにみられる主な様相は以下のようなことです。

1. 周囲の様子を的確に把握するのが難しい
2. 言葉と事物や事象との対応関係が難しい
3. 歩行などの行動に大きな制約を受ける
4. 見てまねる活動が困難である
5. 部分と全体との対応が難しく、全体像の理解が困難である

視覚に障害のある子どもへの対応としては、以下のようなことが行われます。

1. 視知覚訓練の実施

目と手の協応動作訓練、視覚認知力を高める訓練、視る経験の拡大を図る等が行われます。見え方の問題を考えるには生活全体の中での見えやすさに配慮されたり、フロスティッグの視知覚学習ブックという教材を活用できる子どももいます。

2. 拡大鏡、弱視レンズ、拡大教科書や点字の活用

教材によっては、拡大鏡や弱視レンズを使用させることで見え方を支援します。必要に応じて、拡大教科書等、教材の文字を拡大することや点字の活用についても考えられています。

3. 残存視力の保持と疲労感への配慮

子どもたちは、目を長時間使用することで疲労しやすく、学習の展開には特に配慮を要します。また、視力の低下や過激な運動又はショックによつての失明等に十分留意しながら残存視力を大切にす教育も必要です。

Q24 聞こえ(聴覚)に障害のある子どもの理解と支援は何ですか

A 聴覚障害とは、一般的には、外耳から大脳皮質の聴覚野にいたる部位に何らかの損傷があつて、聞こえにくくなつてゐる状態(聴力感度の低下)か、聞き分けにくくなつてゐる状態(聴覚的弁別力の低下)を指しています。また、心因性難聴のように聴覚経路に何の器質的損傷がないにもかかわらず、聞こえに支障がある場合もあります。

聴覚障害は、教育的な観点から、①聞こえの程度による分類 ②障害の部位による分類 ③障害の始まつた時期による分類の三つの分類(見方)でその対応が考えられています。

1. 補聴器の活用

音の聞こえにくさを解決するために補聴器を装用します。しかし、それでも音声を実に聞き取ることができるとは限りません。なぜなら補聴器は聞きたい音も聞きたくない雑音も同時に一緒に増幅して耳に届けてしまうからです。そのため、聞きたい音を選別する聴能訓練を行います。近年、デジタル補聴器や、直接聴神経を刺激する人工内耳により、少しでも聞き取りがよくなる方法も考えられています。

2. 発音の指導

周囲の人の声や物音等正しく聞き取つてゐるか自分で判断したり、間違つた発音や言葉を修正することが困難です。そのため視覚的な情報(口の形や舌の動き)や残存聴力の活用によつて、正しい音を学習する発音指導がとて重要と考えられます。

3. ことばの獲得

聴覚障害のある子どもは文章の読み取りや作文は特に苦手で、小さいころから絵日記等で表現力やことばの学習を行うなどことばの獲得に力が注がれます。

4. コミュニケーション手段の獲得

聴覚障害のある子どもは、音声でコミュニケーションが可能な子どもから

キュード・スピーチや指文字、手話などをコミュニケーション手段とする子どもまで様々です。そのため、障害の状態や発達段階等を考慮して、子どもにとって使いやすい適切なコミュニケーション手段を考えていくことが重要と考えられています。

Q25 知的障害のある子どもの理解と支援は何ですか

A 「知的障害」という用語が「精神薄弱」に代わる用語として一般的に使われるようになったのは、つい最近のことです。法律上は、平成11年から精神薄弱という言葉を使わなくなりました。

知的障害とは、発達期（一般的には18歳以下）に起こり、知的機能（認知や言語などにかかわる機能）の発達に明らかな遅れがあり、日常生活や社会生活や安全・仕事・余暇利用等に関する適応行動がその年齢で一般的に要求される状態までに至っておらず、全体的な発達の遅れとして現れている状態を指しています。

知的障害の原因はわからないことが多く、誰にでも起こりうるものといわれています。染色体異常、妊娠中の中毒、出産時の障害、生まれた後の脳障害などが考えられています。脳に障害がなくても、知的障害になる場合もあるという報告もあります、様々な起因で障害が発症すると考えられています。

知的障害の診断は、知的能力と適応行動の両面から行われます。知的能力は主に知能検査等を中心とした諸検査によって測定され、適応行動は、環境に適応し社会生活を営むために必要な行動のことで、その能力が測れて判断されます。知的障害のある子どもへの教育的対応は、個々の子どもの発達の状態や学習上の特性に応じて、次の10点が考えられています。

- ① 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する
- ② 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つようにする
- ⑤ 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する
- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する
- ⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生

徒の学習活動への意欲が育つよう指導する

- ⑧ できる限り児童生徒の成功体験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する

Q26 情緒に障害のある子どもの理解と支援は何ですか

A 情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が過激になったりする状態を、自分の意志でコントロールできず、そのような状態が持続し、学校生活や社会生活等人との係わりに支障がおこる状態をいいます。

情緒に障害のある子どもは、情緒の発達にアンバランスがあり、対人関係や社会性、行動面等に問題を抱えているため、学級集団での適応が困難な状態にある子どもたちです。個々の障害の克服・改善と毎日生活している環境への適応を目標として、一人一人の能力や状態に応じて個別の指導計画を作り、計画的に指導を行うことが大切です。

また、自立活動の内容を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を小集団か個別の指導形態で行います。小集団指導では、人との関わり方やコミュニケーションの取り方、集団のルールを理解、場面や状況に合わせた行動のコントロール等、社会的能力に関する指導（ソーシャルスキルトレーニング）がおこなわれます。また、個別指導を通して、認知能力や学習に関わるスキルの習得等が行われます。

支援内容としては、以下のようなことが考えられています。

1. 対人関係の育成や社会的スキルの向上
2. 情緒の安定を図るための心理的不適応の改善
3. 相互性のあるコミュニケーション能力の向上
4. 認知能力の偏りや弱さの改善、概念の習得
5. 運動機能の協応性や巧緻性の困難の改善
6. 生活のリズムや基本的な生活習慣の形成

Q27 肢体不自由のある子どもの理解と支援は何ですか

A 肢体不自由とは、運動に制限がある状態で、その原因は種々ありますが、学校に多く在籍している「脳性まひ」による障害を説明します。

脳性まひとは、脳が未熟である間に、脳の中の運動神経の中枢に何らかの損傷を受けたときに起こる疾病であり、運動中枢が損傷されると、手足が自分の思い通りに動かない、動きがスムーズにいかない、バランスをとることが困難であるなど、運動に関わる障害が起こるといわれています。障害のタイプとして、アテトーゼ型（自分の意志とは違った動き不随意運動がおこってくるタイプ。言語障害を伴うことも多い。）失調型（小脳の損傷で起こり。運動のリズムやバランスが取りにくく立っていると不安定で倒れやすい。言葉もゆっくり話すなどの特徴がみられる。）強剛型（関節を伸ばすと、徐々に伸びるが固い。拘縮等が起こりやすい。）無緊張型（筋肉は力がなく、はりがない。成長とともに上記のどれかに移行していくといわれている。）混合型（以上の病型が相半ばするように出現する状態を呼ぶ。）

脳性まひ以外に運動障害を引き起こす障害として、進行性筋ジストロフィー、二分脊椎症、先天性骨形成不全症、脊椎側弯症、レット症候群、モヤモヤ病などがあげられます。

こうした子どもへの対応は、排泄に対する配慮（和式ではなく洋式便器、車いすで利用できるスペース等）、段差の少ないバリアフリーな環境（移動の際、廊下や階段には手すりや昇降機がある、段差がない施設等）、などの工夫が求められています。

Q28 発達障害のある子どもの理解と支援は何ですか

A 発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と発達障害者支援法には記されています。発達障害を早期に発見し支援するため、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、発達障害児への教育支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等を定め、発達障害者の自立及び社会参加と生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的に「発達障害者支援法」が、平成16年12月10日（法律第127号）に制定されました。

発達障害児への基本的な対応は、「自尊心の維持・向上」、言い換えれば、「子どものプライドを大切にすること」が重要といわれています。自暴自棄、不登校、引きこもりやうつ状態などの二次障害につながる場合もあるといわれています。そのためには、子どもが理解し納得できる褒め方の工夫が大切です。また、「自信をもたせる」工夫も大切な点です。「否定的なメッセージ」を幼い時から言われ続けている子どもには、自信をもたせるために、大人の話し方の工夫が大切です。「指示」や「注意」は、丁寧に短くはっきりと行い、特に「注意」する際は、

どうしたらよいかを具体的に示すことが重要です。

また、こうした子どもを取り巻く環境（教室環境等）への配慮も大切です。たとえば、

1. 教える内容を示す図や表は、単純かつ明快にする
2. 教室環境は、すっきりと整える
3. 机の上の整理・整頓をする
4. 具体物の提示は精選し、多すぎないようにする
などです。

LDとは、Learning Disabilitiesの略で、「学習障害」のことです。学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないけれど、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、家庭、学校、地域社会などの環境的な要因が直接の原因になるものではありません。彼らの学習上の課題は、認知の偏りによって生じ、異なります。そのため、支援方法も一人一人違った工夫をすることが大切です。また、その行動から、彼らは、ほめられ、受容されることが少なく、そのため自己評価（セルフエスティーム）が低くなり、結果として二次的な不適応行動を起こすこともあるといわれています。

教育的な配慮して、以下のことが実践されています。

1. 聞くことが苦手な子どもへの支援方法

彼らに話すときには、絵、写真、文字など視覚的な情報を使用し提示すると良い効果が得られます。また、集中しやすいように教室での座席位置の工夫なども大切です。

2. 話すことが苦手な子どもへの支援方法

体育、音楽、図工などの楽しい活動の中で、表現することの楽しさを体験させたり、自分の気持ちを表現する方法を学習したりすることが大切です。

3. 読むことが苦手な子どもへの支援方法

子どもが関心を持った本を選び、読むときには行を飛ばさないように他の行を隠すために短冊や下敷きを添えたり、さらに指で文章をなぞらせるなどの工夫が大切です。

4. 書くことが苦手な子どもへの支援方法

点と点を結んだり、線と線の間がはみ出さないように書くなど目と手の協応動作を訓練して試みるのが大切です。文字を学ぶため文字カードと文字カードを対応させる、絵カードと文字カードを対応させるなどして文字への関心を高める工夫なども必要です。

5. 計算や図形（推論する）でつまずきのある子どもへの支援方法

九九の表や電卓を近くに置き、具体物で操作をしたり、パソコンなどの機器を活用して学習を進めてみることも大切です。文章題を学習するときは、図解などを通して具体的イメージをもたせる工夫も必要です。

ADHD（注意欠陥多動性障害）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。ADHDには、①不注意優勢型 ②多動性・衝動性優勢型 ③混合型の三つのタイプがあります。不注意とは、注意の集中が困難、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、毎日の活動を忘れてしまう等の状態をいい、多動性とは、何となくそわそわ、席を離れてしまう、しゃべりすぎる、頻繁に高い所に登る等の状態をいいます。また、衝動性とは、順番を待つことが苦手、考えないで行動する、他人にちょっかいを出す等の状態をいいます。

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

自閉症児への対応は、イギリスの自閉症協会が提唱している5つの対応があります。

Structure：構造化

Positive：肯定的なアプローチ

Empathy：共感

Low arousal：低い刺激

Links：連携

構造化には、次のようなことが考えられます。

1. 物理的構造化（決まったことを決まった場所でする）

2. ルーチン化（課題や指示の手順を一定にする）
3. 一日のスケジュールを一定にして見て分かるようにする
4. ワークシステムの確立
5. 視覚的構造化（目で見て分かるようにする）

教育的な配慮として、以下のことが実践されています。

1. 保護者と学校の共同作業（学習や習慣づけには繰り返しが必要）
2. 個別の評価・個別のプログラム（オーダーメイドマニュアルの作成）
3. 周囲の者も歩み寄る（子どもの修行だけでは上手くいかない）
4. 構造化（これが基本）
5. 理解し誉めること
6. 低刺激（情報が多すぎると混乱）
7. 地域の理解協力（気楽に床屋や買い物が出来るように）

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを指していいます。原因は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されているようです。一般的にはIQ70以上を指すことが多く、アメリカ精神医学会によると、自閉性障害の基準を満たし、知的に遅れがなければ高機能自閉症といえるようです。

アスペルガー障害（症候群）とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものといわれています。

Q29 病虚弱な子どもの理解と支援は何ですか

A 「病弱」とは、疾病が長期にわたるか、長期にわたる見込みのもので、その間、医療または生活規制の必要なものをいいます。「生活規制」は健康の回復・改善を図るため、運動や日常の諸活動（運動、入浴、学習など）及び食事の質や量について、病状や健康状態に応じて配慮することです。

「虚弱」とは、様々な原因で身体諸機能の異常がおこり、病気に対する抵抗力の低下や罹患しやすい状態で、健康な児童生徒と同じ教育を行うと、健康を害するおそれがある状態をいいます。

こうした子どもへの対応は、次のように考えられています。

1. 医療との連携を図ること。多くの場合、教育環境は、医療施設と隣接され

ています。教育活動が円滑に行えるように、医療と連携を図るための病棟連絡会等の組織を生かした運営が重要です。

2. 学習の遅れや空白への配慮をすること。欠席が多いために学習が遅れている子どもは、学習の遅れを補う指導を計画的に行う必要があります。また、授業時数に制約があるため、指導内容の精選と時間配分などの工夫が大切です。また、身体の状態の変化に対応ができるように、指導計画を適宜変更して取り扱う工夫も重要です。
3. 心理的不安に配慮し、情緒の安定を図ること。彼らがつ不安には、病気に対する不安、今までとは異なる環境に対する不安、家族から離れる孤立に対する不安、学習の遅れに対する不安等があるといわれています。当初の指導目標は、一日も早く不安を取り除くことに重点をおいた楽しい活動内容を考えることが大切です。
4. 自己の個性及び病状等を把握させること。自己の病気を克服するには、自己の病気について正しい知識を持つことが大切です。病気を克服する工夫とともに考えることが、自立する上で大きな力となります。

Q30 言語障害のある子どもの理解と支援は何ですか

A 言語障害は、話しことばが、その社会一般の話し方と異なっているために、話の内容よりも話し方に注意がいくために、コミュニケーションに支障が生じ、そのために、話し手の不全感をや不適応をもたらす状態であると説明されています。子どもに見られる言語障害の主なものは、構音障害、吃音、言葉の発達の遅れです。

構音障害とは、「はさみ」を「ハタミ」とか「ハチャミ」と言ったり、「からす」を「タラス」と言うように、特定の音を誤って発音することです。構音障害には、発音器官の形態や機能に何らかの問題がある場合とそうでない場合がありますので、心配であれば、小・中学校に設置されていることばの教室に相談されるといいでしょう。

吃音とは、話すときの最初の音を「ぼ、ぼ、ぼくは・・・」というように何回も繰り返したり、「ぼおーくは・・・」と引き伸ばしたり、「・・・ぼくは」と、音がすぐには出なかったりする状態をいいます。その原因は、よく分かっていません。最近では、吃音は流暢に話せないことにあるのではなく、したいことせねばならないことを回避する消去的な生き方をするにありといわれています。こうした子どもには言い直しをさせず、話し方よりも話す内容に関心を向けて対応することが大切です。

ことばの発達の遅れとは、自動車のことをブーブーと言うなど幼児語を使って

いたり、日常生活に必要な基本的なことばを知らなかったり、て・に・を・は（助詞）を使って話しができなかったり、順序立てて話しが出来ないなど、年齢に見合ったことばを使うことができない状態をいいます。こうした子どもには、「ちゃんと話しなさい！」「赤ちゃんことばを使うんじゃないの！」と叱責することは、話す意欲を損なうことになるので、話したい気持ちやその内容を理解し、分かったことを子どもに伝えてあげることが大切です。ことばは、周囲とのコミュニケーションを通して、育まれるものです。大人が、子どもに分かるように話してあげることや、子どものことばを整理して示してあげることも、正しいことばのモデル学習につながっていきます。

★コラム

ある保護者の想い

私の娘は、今年7歳になりました。小学2年生です。娘は、ことばの発達が遅くお友達と一緒に遊ぶことが好きではありません。いつも一人砂場で砂いじりをしているような子どもです。はにかみやですが、でも素直で、優しい一面も持っています。お勉強には 皆さんについて行くことが難しいようです。家に帰れば、私と一緒に頑張っ、宿題をやるのですが・・・

主人の海外赴任が決まりまして、赴任先の日本人学校を尋ね、入学をお願いしました。校長先生は 私たちの話をじっくりと聞いてくださり、「日本人学校には お嬢さんをきちんと教育していく設備も 専門的な教育を受けてきた教員もおりません。自分ことが一人ででき、教室に入って勉強することができるようなので 私たちも勉強しながら 頑張ってみましょう。ご家族の方も私に協力してください。」

このときの校長先生のことばは 神様の声のように感じました。家族一緒に暮らすことができる。そのことだけで幸せでした。

一年間、過ごしてみて、改めて感じるがあります。海外にいても私たち家族は少しも孤立していません。学校では先生やお友達がしっかり娘をサポートして下さいます。時にはお友達と諍いもあるようですが・・・先生はそういった時、きちんと間に入って指導して下さいます。娘が至らないことが多いようですが・・・、日本人家族ばかりで暮らすマンションですが、ご近所の奥様が娘によく話しかけて下さいます。もちろん困ったことがなかったなんてことはありません。いろいろありました。でも、家族一緒に来て本当に良かったと思います。

欲を言っはいけないことですが、少しでも先生方が安心して子どもの指導ができるように、相談したりできる専門家が身近にいるといいなと思います。先生方のご苦労がわかるからです。娘は年に一回日本で経過観察してもらえる機関があります。それはとても幸せなことですが、往復の旅費がかなりかかります。経済面での支援を国や会社がもう少ししてくればいいな、なんて厚かましい思いをしているこの頃です。

エピローグ

かずみちゃん(仮称)のお父さんと
社内相談室等関係者の願い

お父さんの思い

かずみちゃんのお父さんは、社内相談室の相談員の方々の支援を得て、日本人学校の情報をたくさん収集することができました。

日本人学校では、校長先生を中心に特別支援教育コーディネーターや校内支援体制のもとで、週に数時間の取り出し指導があることもわかりました。先生方の中には、障害児教育の専門家がいらないとのことでしたが、学校あげて努力されている様子が伝わってきました。

相談室長さんが、「家族と一緒に生活することは、子どもに障害があるからではなく、幼い子どもの成長には何よりも両親がそばにいることが大切なことと思いますよ。」と親身に話してくださったことも心に響きました。

お父さんは、障害のある子どもを帯同することは、現実的には予想しなかった問題も起こってくるかもしれない。現実の厳しさに遭遇することもあるかもしれない。でも、日本に家族を残して不安を持つより、たとえ問題が起こったとしても家族で解決していくことの方が、親にも子どもにもいいように思えるようになったのです。

相談室長さんの発案から、社内で教育問題についての研修会が開かれました。お父さんは、「かずみのことが話題になったわけでもないが、同じような子ども抱えている仲間もいそうだなあ」と研修会に参加して気付きました。

そこで、お父さんは、決して気負うわけではないが、今回の経験がこれからの海外に転勤する人への何か役にたてたらいいなと思いました。

「元気で楽しい毎日が過ごせるようにいろんな人の支援を受けながら、家族が協力し合い、助け合って楽しい海外生活を送ろう。俺もかずみに負けられないな。」

そう思うお父さんでした。

社内相談室等関係者の願い

社内相談室や教育相談センターの仕事仲間と情報交換を頻繁にするようになった相談室長らは、いろんな声を聞くようになりました。

相談室長は、相談を担当する関係者として今回の経験から、次のような願いを持ちました。

平成19年が特別支援教育元年といわれ、一人一人の子どものニーズに応じた教育の実現に向けて、障害のある子どもや通常の学級に在籍する配慮を必要とする子どもの教育環境は大きく前進していると聞いています。

しかし、一方では、家族でともに暮らしたい。その当たり前の、ささやかな願

いすら実現ができない現実。教育相談をしていて一番つらく、もどかしさを感じるときです。

海外で国際貢献をする企業職員が、帯同する子どもとともに安心して海外生活を送ることができるために、国等の教育行政や派遣する企業や隣人がそれぞれ子どもの発達に思いと支援を今以上にしていける機運をもっと作り上げる必要があります。声を上げることが大切だと思います。それは当事者だけでなく、こうした教育や相談に関わる全てのものが声を一つにすることが必要であり、それがなによりの支援だと思います。

これから、共に手を携えて頑張っていきましょう。子ども1人1人のために。

参考文献

- 「はじめての教育相談」
障害のある子どもの教育相談マニュアルVer. 1
平成16年3月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 「地域を支える教育相談」－教育相談担当者の役割
障害のある子どもの教育相談マニュアルVer. 2
平成16年3月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 「外国在留邦人に対する特別支援教育に関する相談新体制の構築」
(課題番号 17402048)
平成17～18年科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書
(研究代表者 後上鐵夫)
- 「日本人学校における障害のある子どもへの対応」に関する調査の結果報告
教育相談年報第27号 19-27, 国立特別支援教育総合研究所, 平成18年6月.
- 「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」結果報告
月刊「グローバル経営」2月号 24-25, 社団法人日本在外企業協会, 2008年.
- 「日本人学校における特別支援教育」に関する調査—2006年度の調査とその結果
教育相談年報第28号 13-15, 国立特別支援教育総合研究所, 平成19年6月.
- 「ニューデリー日本人学校における校内支援体制の実際—一人ひとりに寄せた
細やかな支援・指導を目指して」
教育相談年報第29号 19-22, 国立特別支援教育総合研究所, 平成20年6月.
- 「ニューヨーク日本人学校における「予防的な視点」で取り組む特別支援学校の実践」
教育相談年報第29号 23-34, 国立特別支援教育総合研究所, 平成20年6月.
- 「日本人学校および補習授業校における特別支援教育の推進状況に関する調査研究」
報告書 平成21年3月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所.
- 「平成20年度日本人学校及び補習授業校に対するアンケート結果について」
教育相談年報第30号 33-45, 国立特別支援教育総合研究所, 2009年.

資 料

- (1) 「日本人学校における特別支援教育に関する調査」結果報告（2007年調査）
- (2) 「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」結果報告
- (3) 全国特別支援教育センター協議会名簿一覧
- (4) 在外日本人学校一覧
- (5) 関係法令集
 - ① 学校教育法（抜粋）
学校教育法施行令の一部改正について
 - ② 発達障害者支援法

資料（1）

「日本人学校における特別支援教育に関する調査」結果報告（2007年調査）

1. 調査の趣旨・目的

当研究所の教育相談では、特別支援教育についての理解が広がる中、障害のある子どもについての海外生活や学校生活の在り方、帰国にあたっての移行に関する相談、教員からの指導方法に関する相談が増えてきている。平成17・18年度よりアンケート調査を実施してきているが、日本人学校の特別支援学級の設置及び特別支援教育の状況は、年度によって大きく異なることが明らかになっている。

そこで「日本人学校における特別支援教育に関する調査」として、平成19年度における日本人学校に在籍する障害のある子どもに対し、教育相談支援や特別支援教育を行う体制及び支援の実態を明らかにすることを目的とした。

2. 方法

（1）調査対象

全日本人学校89校を対象とし、メールによる調査依頼を行った。

（2）手続き

調査は質問紙法で、当研究所のアンケートサーバーでの回答を求めた。調査期間は、2007年9月17日～10月5日であり、この期間中にアンケートサーバーにアクセスし、9月1日現在の実態を記入するよう依頼した。なお、アンケートサーバーには、IDとパスワードを設定して、情報が容易に漏れないようにした。

（3）調査内容

調査内容は、以下の5項目で構成され、合計81問の質問事項である。

【項目1】学校に関する基本的な情報（11問）

【項目2】学校もしくは在籍している子どもが利用している医療機関・相談機関に関する情報（12問）

【項目3】小学部に関する情報（25問）

【項目4】中学部に関する情報（23問）

【項目5】幼稚部に関する情報（10問）

3. 結果の概要

今回の調査では、68校から回答があり、回収率は76%であった。

【項目1】学校に関する基本的な情報

回答のあった、地域別の内訳は、表1の通りである。学校の経営母体については、図1の通りである

表1 地域別内訳

| 地域 | 学校数 | 回答数 |
|-------|-----|-----|
| アジア | 37 | 29 |
| 北米 | 4 | 4 |
| 中南米 | 14 | 10 |
| ヨーロッパ | 21 | 16 |
| オセアニア | 3 | 3 |
| 中近東 | 7 | 4 |
| アフリカ | 3 | 2 |
| 合計 | 89 | 68 |

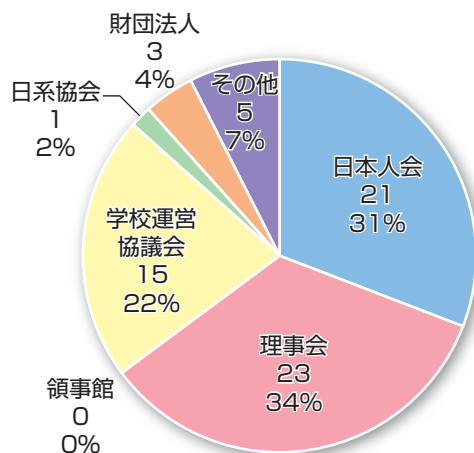


図1 学校の経営母体

<教員数>

- ・文科省からの派遣教員数は合計で1050人であり、1校あたり5人～69人であった。
- ・現地採用の教員数数は431人であり、1校あたり0人～41人であった。
- ・非常勤の教員数は300人であり、1校あたり0～23人であった。英会話講師と記載されている回答が多かった。
- ・介助員は28人であり、介助員のいない学校が54校あり、最大では7人であった。

<児童・生徒数>

- ・児童数は総計14798人であり、1校あたり5人～1936人であった)。また、生徒数は総計で3764人であり、1校あたり0人から504人であった。

<特別支援教育について>

校内に特別支援教育に関する分掌がある学校は15校（22%）であった)。また、特別支援教育コーディネーターを指名している学校は、33校（49%）あった。特別支援教育に関する分掌はないが、約半数の学校では特別支援教育コーディネーターを指名していることが明らかになった。

【項目2】学校もしくは在籍している子どもが利用している医療機関・相談機関に関する情報

日本人学校に在籍している子どもが利用している医療機関と相談機関について回答を求めた。結果は以下の通りである。

<医療機関について>

日本人学校に在籍している子どもが利用している医療機関が少なくとも1機関はあるという回答が得られたのは32校からであった。

日本人学校に在籍している子どもが利用している医療機関のうち、診察をしているのは8機関、診断をしているのは7機関、治療および投薬をしているのは7機関、指導をしているのは5機関、その他の対応もしくは対応をしている内容が分からないのが5機関という回答であった。

利用している機関のうち、日本語の対応をしているのは9機関、英語で対応をしているのは6機関、現地語で対応しているのも6機関、対応言語が分からないのは2機関という回答であった。

また利用機関はあるものの、対応言語について回答が得られなかった機関は9機関であった。

対応頻度については、毎日対応しているのは4機関、週に1～2回対応しているのは2機関、2週に1回対応しているのは1機関、半年に1回対応しているのは1機関、不定期、その他、不明なのは7機関であった。また、17機関については回答が得られなかった。

<相談機関について>

日本人学校に在籍している子どもが利用している相談機関が少なくとも1機関はあるという回答が得られたのは27校からであった（表2）。

その内訳は、検査、支援プログラムの作成、学習指導をおこなっている機関はそれぞれ5機関、学習指導をしている機関は4機関、学習指導プログラムの作成、カウンセリングをしている機関はそれぞれ3機関、その他の対応もしくは対応をしている内容が分からない機関を合わせて6機関であった。また、これらの機関のうち、日本語の対応をしているのは8機関、英語で対応をしているのは3機関、現地語で対応しているのも3機関、対応言語が分からない機関が1機関という回答であった。また、対応言語について回答がなかったのが13機関であった。

対応頻度については、週に1～2回対応しているのが2機関、毎日もしくは1ヶ月に1回対応しているのが1機関、不定期の対応、その他、対応頻度が不明な機関は合わせて9機関であった。利用している相談機関があるという回答のうち、14機関については対応頻度について回答がなかった。

表2 相談機関の対応内容

| 対応内容 | 機関数 |
|--------------|-----|
| 検査 | 5 |
| 支援プログラムの作成 | 5 |
| 学習指導プログラムの作成 | 3 |
| 学習指導 | 4 |
| カウンセリング | 5 |
| サイコセラピー | 3 |
| その他 | 4 |
| 不明 | 2 |

【項目3】小学部に関する情報

① 障害がある、もしくは特別な支援や配慮を必要とする児童の受け入れについて

今までに、障害児もしくは特別な支援を必要とする子どもが就学を希望してきたことがあるかどうかをたずねたところ、回答のあった68校のうち、約71%にあたる48校は「希望してきたことがある」という回答であった。こうした現状の中、障害がある、もしくは診断はなくとも特別な支援や配慮を必要とする児童が就学を希望してきた際の受入れ基準について48校から回答を得た(図2)。最も多かったのは「集団生活に適応できれば受け入れている」という20校(29%)からの回答であり、次いで「その他」が18校(27%)と多かった。一方、「特別な配慮を必要とする児童は受け入れられない」という学校も13校(19%)あった。「診断がついていたら受け入れられない」という学校は1校もなかった。

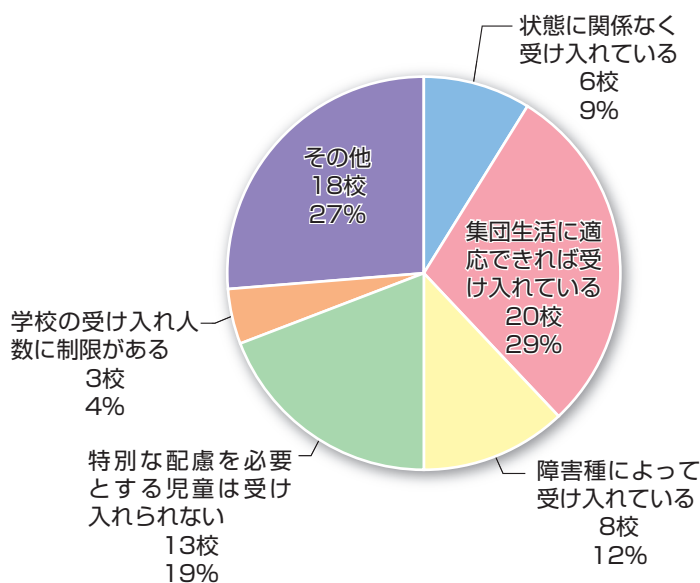


図2 受け入れの基準

② 通常の学級において配慮や支援を必要とする児童について

通常の学級において、気になる児童や障害のある児童の有無をたずねたところ、在籍している学校とそうでない学校は35校と33校でほぼ半数ずつであった（表3）。

表3 気になるもしくは障害のある児童の在籍

| 在籍の有無 | 学校数 |
|---------|-----|
| 在籍している | 35 |
| 在籍していない | 33 |

児童の気になる点については、LDを含む学習の遅れについてあげている学校が最も多く、その中には日本語の獲得が課題となっている児童についても含まれている。日本語の獲得については、母国語が日本語でないため難しさが生じているという回答もあった。この他には以下のような課題があげられていた。

- ・情緒面での障害
- ・コミュニケーションや友人関係の難しさ
- ・広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）
- ・多動傾向、ADHD
- ・知的な発達の遅れ
- ・骨折をしやすい、身体に病気を持っている
- ・弱視

また、教員側が感じている気になる点として「児童の障害の種類や程度が確認できない」、「授業を中断せざるを得ない現状」、「個に応じた学習の必要性」があげられていた。

気になる児童や障害のある児童が在籍している学校内に、「どれくらい気になる児童が在籍しているか」についてたずねたところ、32校から回答が得られた。結果は、1人という学校が最も多く9校であった。また、取り出し指導がおこなわれている15校では1～10人の児童に指導がされているという回答が得られたが、そのうちの約80%にあたる12校が1～4人までに回答していた。

③ 通級指導について

回答のあった68校のうち、通級指導をおこなっているのは15校であり、約78%の学校では通級指導は行われていないという結果であった。

通級指導を行っている15校のうち、アジアの日本人学校が11校、ヨーロッパの日本人学校が3校、北米の日本人学校が1校であった（表4）。通級指導をおこなっているという14の学校のうち、12校で教員が指導を担当しており、非常勤職

表4 通級指導をおこなっている学校

| 学校名 |
|-------------------|
| ソウル日本人学校 |
| 北京日本人学校 |
| 蘇州日本人学校 |
| 上海日本人学校 浦東校 |
| 広州日本人学校 |
| 香港日本人学校 香港校 |
| ジャカルタ日本人学校 |
| バンコク日本人学校 |
| ジョホール日本人学校 |
| ニュー・デリー日本人学校 |
| シンガポール日本人学校 チャンギ校 |
| パリ日本人学校 |
| ブラッセル日本人学校 |
| ロンドン日本人学校 |
| ニューヨーク日本人学校 |

員は2校、介助員は1校であった。

また、通級指導をおこなっている場をたずねたところ、特別支援学級を利用している学校が7校、通級指導教室（もしくはリソースルーム）を利用している学校が4校、その他の場所を利用している学校が2校、無回答が2校であった。

通級指導を利用している児童については、1人の学校が4校、2人の学校が2校、3人の学校が3校、4人の学校が2校、6、7、9人の学校が各1校ずつで、無回答が1校であった。

通級指導を利用している児童への支援内容を複数回答で求めたところ、教科指導の補充が13校と最も多く、続いてソーシャルスキルの支援と情緒の安定が各8校と続いた。日本語指導とその他の内容については5校ずつであった（図3）。

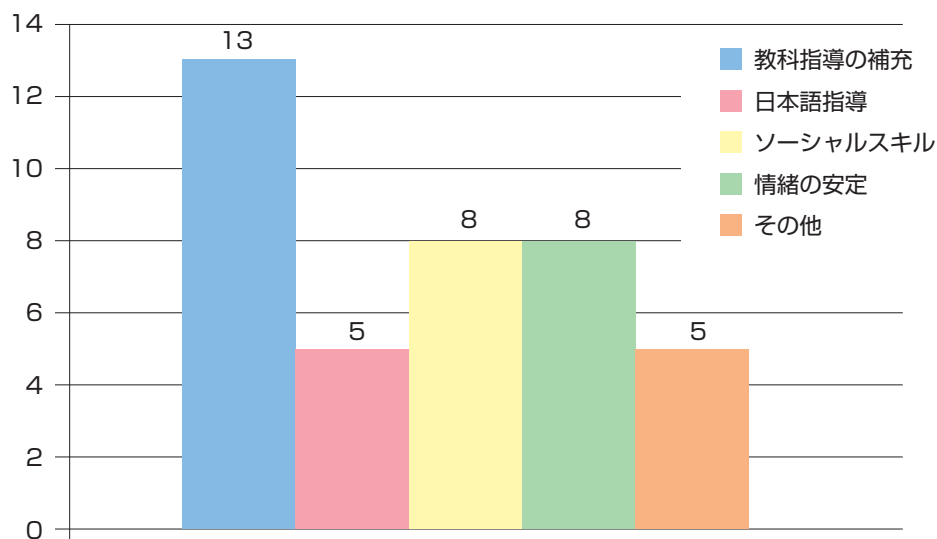


図3 通級指導の内容

児童の通級指導利用時間数については、週に9時間以上利用しているという学校が最も多く6校であった。その他は週1～3時間、週2時間、週2～3時間という比較的利用時間の短い学校もあれば、週1～9時間以上、週2～9時間以上と利用時間にかなり幅を持たせている学校もあり、利用時間については各学校の現状により異なるようである。

なお、月に1～2回程度の利用時間を設けているという学校はなかった。

④ 特別支援学級について

回答のあった68校のうち、特別支援学級を設置しているのは10校で全体の約15%であった。特別支援学級を設置している9校は、アジアに多く7校、ヨーロッパには2校、北米に1校という回答結果であった（表5）。

特別支援学級を設置している10校のうち、担当者数が3人の学校が5校、1人の学校が3校、2人もしくは4人の学校が各1校で、5人以上が担当しているという学校はなかった。

設置している10校のうち、特別支援学級の担当者はすべてが教員であり、このうち赴任前に特別支援教育に携わった経験のない者が5人、1年経験している者が5人であった。

特別支援学級の在籍児童数については9校から回答があり、2人在籍しているという学校が3校で、1人在籍している学校、3から6人および10人在籍している学校も各1校であった。

特別支援学級を設置していると回答のあった10校に、在籍している児童の障害を複数回答で求めたところ、全体で25人の子どもが在籍しており、その内訳は、自閉症と知的障害の児童が各6人（24%）、広汎性発達障害の児童が4人（16%）、言語障害の児童が3人（12%）、肢体不自由と情緒障害の児童が各2人（8%）、学習障害と病弱・身体虚弱の児童が各1人（4%）であった（図4）。

⑤ 卒業後の進路について

障害がある、もしくは特別な支援や配慮を必要とする児童の卒業後の進路先について複数回答でたずねたところ、以下のような結果であった。

表5 特別支援学級を設置している学校

| 学校名 |
|-------------------|
| 上海日本人学校 浦東校 |
| 香港日本人学校 香港校 |
| バンコク日本人学校 |
| ジャカルタ日本人学校 |
| ニュー・デリー日本人学校 |
| クアラルンプール日本人学校 |
| シンガポール日本人学校 チャンギ校 |
| ミラノ日本人学校 |
| ロンドン日本人学校 |
| ニューヨーク日本人学校 |

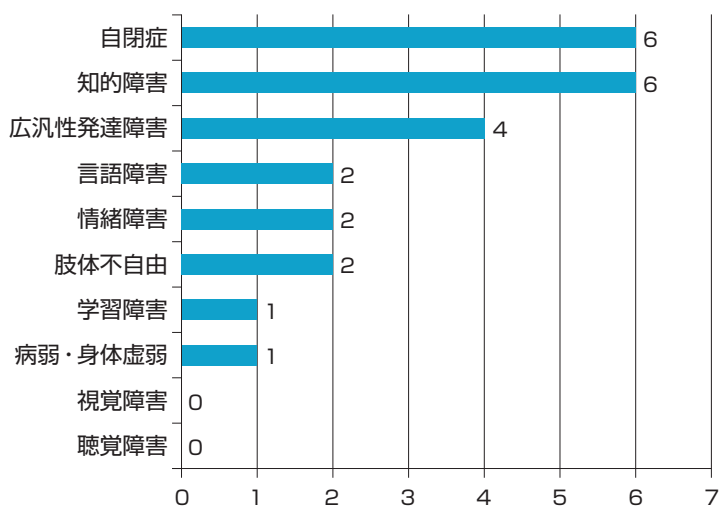


図4 在籍児童の障害

表6 進学する際の苦慮点

| |
|--------------------------|
| 通常の学級 |
| 進学試験や進路先に関する情報収集 |
| 特別支援学校への進学に向けた指導・助言 |
| 日本の公立校についての情報不足 |
| 進学先に適切な指導体制があるか否かの確認作業 |
| 在学時の状況の引き継ぎ・情報共有の難しさ |
| 都道府県・市町村による受け入れ態勢の違い |
| 中学部の受け入れ態勢が整っていない点 |
| 通級指導 |
| 進学希望校の受け入れ |
| 日本の公立校の情報不足 |
| 進学先に適切な指導体制があるか否かの確認作業 |
| 引継ぎに関すること |
| 体験不足から予想される学習の遅れや集団への不適応 |
| 都道府県・市町村による受け入れ態勢の違い |
| 特別支援学級 |
| 個別の教育支援計画の作成 |
| 進学先に適切な指導体制があるか否かの確認作業 |
| 日本の特別支援学級に関する情報提供 |

「通常の学級」に在籍している児童、「通級指導」を受けている児童、「特別支援学級」に在籍している児童のいずれも日本人学校中学部に進学することが多い。進路の決定の際に帰国となった場合、もしくは日本の学校を選択した場合、「通常の学級」もしくは「通級指導」に在籍していた児童は公立および私立中学校への進学が多く、「特別支援学級」に在籍している児童は、日本の特別支援学校に進学することが多いという結果であった。また「特別支援学級」に在籍している児童はインターナショナルスクールへの進学はなかった。

障害があるもしくは特別な支援を必要とする児童が進学する際、学校として苦慮している点については表6のとおりである。

「通常の学級」に在籍してい

る児童、「通級指導」を受けている児童、「特別支援学級」に在籍している児童のいずれの場合も最も苦慮しているのは、進路に関する情報収集だという回答が多かった。必要としている情報については、「試験について」、「進路先の学校について」、「児童に適切な指導をしている学校かどうかについて」と多岐に渡っていた。

また、進路相談をおこなうための進学先学校との引継ぎ作業や情報共有の難しさ。海外生活から生じる文化の違いから、進学に向け、体験不足による学習の遅れや不適応についてどのように対応していくかについても苦慮しているという回答があった。

【項目4】 中学部について

① 障害があるもしくは特別な支援や配慮を必要とする生徒の受け入れについて

今までに、障害がある、もしくは特別な支援や配慮を必要とする生徒が就学を希望してきたことがあるかどうかを尋ねたところ、回答のあった68校のうち、23校(33%)から「希望してきたことがある」という回答があった。また、障害がある、もしくは診断はなくても特別な支援や配慮を必要とする生徒が就学を希望する際、どのような受け入れ基準があるかを、7項目の選択肢から回答を求めた。結果、「集団に適応できれば受け入れている」と回答した学校が18校(27%)、「特別な配慮を必要とする生徒は受け入れない」と回答した学校が16校(24%)であった(図5)。

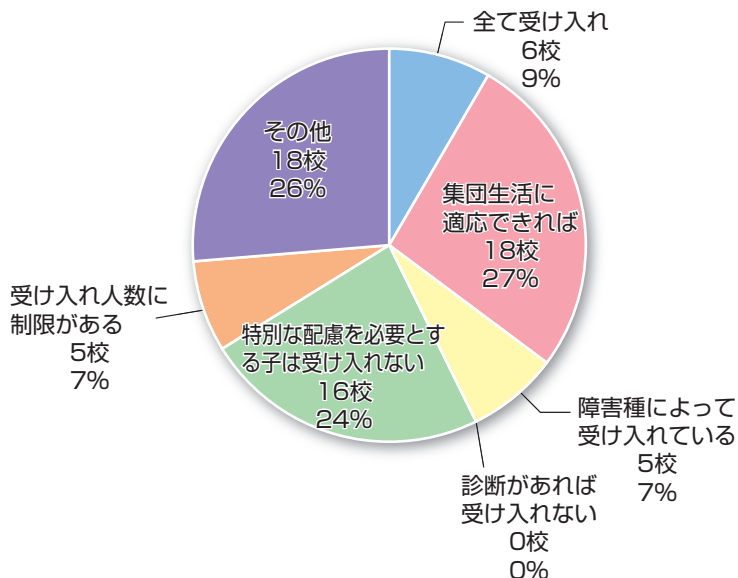


図5 生徒の受け入れ基準

② 通常の学級において配慮や支援を必要とする生徒について

通常の学級に気になる生徒の有無を尋ねたところ、在籍していると回答した学校は、20校(29%)であった。

これら20校全体で、気になる子どもは40名であった。

気になっている点としては、以下のようなことがあげられていた。

- ・学習障害（LD）、ADHDやPDD傾向など発達障害がある。（複数校が回答）
- ・人との関わりがうまくとれない。（複数校が回答）
- ・学力の不足、学習の遅れ。（複数校が回答）
- ・自閉症的傾向がある。（対人処理の未熟さ・特定の物事へのこだわり）（複数校が回答）
- ・不登校の傾向がある。
- ・学習の遅れが著しく、自分の行動をおさえられないことが多い。
- ・一斉学習に適応しにくい。
- ・情緒の不安定さがある。
- ・軽度の麻痺がある。
- ・生活面で課題がある。
- ・コミュニケーションが全くとれない。多動であり、授業に集中できない。学力的に小学部の一年生程度であり、言語も明瞭でない。
- ・周囲の状況にあわせることができず、精神的な付加（時間的な束縛や集団における基本的なルールなど）が加わると動かなくなってしまう。単純な作業は行いうが、思考を伴う場面では1対1の授業でも動かなくなってしまう。

卒業後の進路については、図10に示すように日本の公立学校、私立学校が多かった。

生徒が進学する際に学校として、苦慮している点については、「進路先の情報不足（学校情報・校内状況）」「進学試験の情報不足」「移行の際の課題」が述べられていた。

具体的には、以下の通りである。

○進路先の情報不足

「学校情報」について

- ・進学のための情報不足
- ・特別支援学校を含めた進路選択
- ・受け入れ校を探すこと
- ・本人や保護者の希望に合った学校を探すこと
- ・日本全域を対象とした、適切な進路先の情報収集
- ・学力面と進学学校の選択・決定

「校内状況」について

- ・個に応じた指導をすすめてくれるかどうか心配である
- ・その生徒に合った、学校の資料不足
- ・学習についていけず、孤立しないかといった点

○進学試験の情報不足

- ・進学試験のための情報収集、学力向上について

○移行の際の課題

- ・相談機関受け入れ先が全く無く、日本その他の国に頼らざるを得ない。また、診断が出来ないので、対応も難しい
- ・在学時の状況の引き継ぎ
- ・諸関係機関との連携
- ・帰国後、家族が揃うことができない場合の生活環境
- ・保護者との考えを一致させる

③ 通級指導について

「通級指導を行っていますか」という問いに対して「クアラルンプール日本人学校」「ジャカルタ日本人学校」「バンコク日本人学校」「ニューヨーク日本人学校」の4校から行っているという回答を得た。

通級指導を行っている場所は、3校が特別支援学級を使用しており、そのうち1校では特別支援学級以外の場所も使用していた。1校は通級指導教室を使用していた。通級指導を利用している生徒数は、1名から7名であり、その支援内容は、「教科の補充」「情緒の安定」「ソーシャルスキル」等であった。利用時間は、「週1時間程度」「週3時間程度」「週7時間程度」「週9時間以上」であった。

通級指導を利用している生徒の進路先としては、日本の公立学校が最も多く、次いで私立学校・特別支援学校、そして現地校・その他であった。

④ 特別支援学級について

特別支援学級の設置については、5校（7%）が設置されていると回答した。5校は、表7の通りである。

表7 特別支援学級設置校(中学部)

| 学校名 |
|-------------|
| 上海日本人学校 浦東校 |
| ジャカルタ日本人学校 |
| ロンドン日本人学校 |
| ミラノ日本人学校 |
| ニューヨーク日本人学校 |

5校の中学部の特別支援担当者は合計で10名であり、特別支援学級の担当者数は1校あたり1人から3人であった。担当者は、全員教員であり、非常勤職員や介助員はいなかった。10名のうち赴任前に特別支援教育に携わっていなかった人は4名であった。

特別支援学級に在籍している生徒の障害は自閉症2、広汎性発達障害1、知的障害3であった。学級は設置しているが、在籍生徒数は0人の学校もあった。特別支援学級に在籍していた生徒の卒業後の進路は、日本の特別支援学校2、その他8であった（複数回答）。

【項目5】幼稚部について

<幼稚部の設置>

幼稚部の設置については、12校（18%）が設置していると回答した。その12校は、表8の通りである。

幼稚部に受け入れる子どもの年齢は、3歳からが9校、4歳からが3校であった。

表8 幼稚部設置校一覧(順不同)

| 学校名 |
|---------------------|
| 大連日本人学校(中国) |
| ソウル日本人学校(韓国) |
| ジャカルタ日本人学校(インドネシア) |
| スラバヤ日本人学校(インドネシア) |
| ニュー・デリー日本人学校(インド) |
| クアランプール日本人学校(マレーシア) |
| ヤンゴン日本人学校(ミャンマー) |
| ダッカ日本人学校(バングラディシュ) |
| グアム日本人学校(アメリカ) |
| ローマ日本人学校(イタリア) |
| ハンブルグ日本人学校(ドイツ) |
| アブダビ日本人学校(アラブ首長連邦) |

在籍している幼児数は、合計で526名であった。

障害のある幼児が就園を希望する際、どのような受け入れ基準があるかを、7項目の選択肢から回答を求めた。結果は、図6に示すとおりである。幼稚部のある学校の半数の6校から、「その他」の回答あった。これは、状況に応じて対応しているのではないかと推測される。「状態に関係なく全て受け入れている」学校も2校あった。

幼稚部に気になる子どもが在籍していると回答があった学校は2校であった。その際の配慮していることとしては、「指導の工夫」「教員の加配」「保護者との連携」等であった。

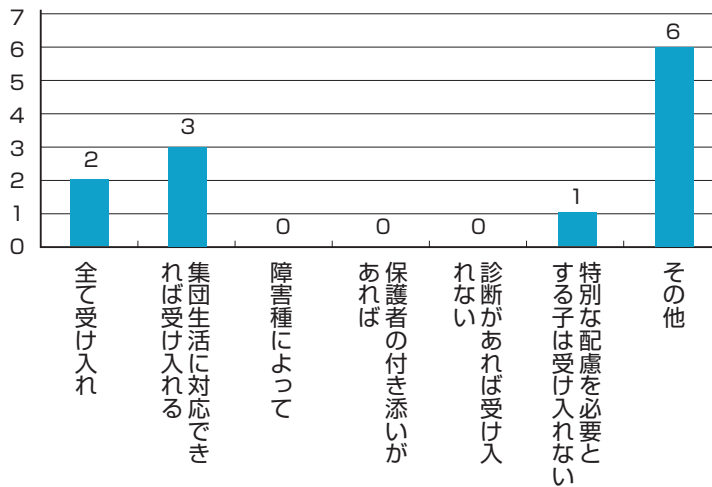


図6 障害のある幼児の受け入れ

<近隣に設置されている日本語の幼稚園>

「近隣に日本語による教育がされている幼稚園はありますか」という質問に、25校（37%）があると回答した（図7）。近隣に幼稚園がある学校は表9の通りである。また、近隣に日本語による教育がされている幼稚園がある学校のうち、就学に際して幼稚園と連絡を取り合っている学校は18校であった。

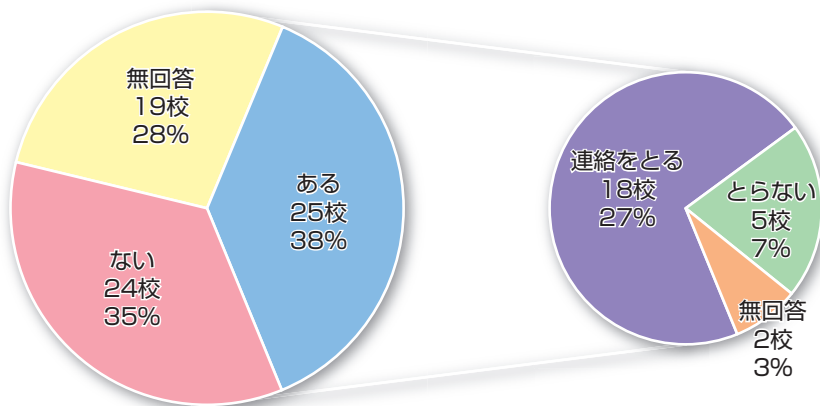


図7 近隣の幼稚園の有無と就学に際しての連絡

表9 近隣に日本語の幼稚園が設置されている学校

| 学校名 | |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| 上海日本人学校虹橋校(中国) 浦東校(中国) | マニラ日本人学校(フィリピン) シカゴ日本人学校(アメリカ) |
| 広州日本人学校(中国) | ロンドン日本人学校(イギリス) |
| 香港日本人学校香港校(中国) 大埔校(中国) | パリ日本人学校(フランス) |
| 北京日本人学校(中国) | ベルリン日本人学校(ドイツ) |
| 高雄日本人学校(台湾) | アムステルダム日本人学校(オランダ) |
| ホーチミン日本人学校(ベトナム) | ブラッセル日本人学校(ベルギー) |
| シンガポール日本人学校クレメンティ校 ウエストコースト校 | カイロ日本人学校(エジプト) |
| クアランプール日本人学校(マレーシア) | マナオス日本人学校(ブラジル) |
| ベナン日本人学校(マレーシア) | サンチャゴ日本人学校(チリ) |
| バンコク日本人学校(タイ) | アスンシオン日本人学校(パラグアイ) |

4. 考察

日本人学校における障害がある、もしくは診断はなくとも特別な支援や配慮を必要とする子どもに対しての特別支援教育の体制について調査をおこなった結果、平成19年度は、校内に特別支援教育に関する分掌がある学校が15校と全体の約2割であった。また、特別支援教育コーディネーターを指名している学校は、33校であり、回答した学校の約半数であった。

このことから、特別支援教育に関する分掌は学校にはないが、約半数の学校では特別支援教育コーディネーターを指名しており、日本の特別支援教育推進の影響が海外に及んでいることが推測できる。こうした現状の中、障害がある、もしくは診断はなくとも特別な支援や配慮を必要とする児童が就学を希望してきた際の受入れ基準についての回答では、「集団生活に適応できれば受け入れている」という学校が最も多く、全体の3割弱であった。次いで「その他」が多かった。「診断がついていたら受け入れられない」という学校は1校もなかったが、一方、「特別な配慮を必要とする子どもは受け入れられない」という学校も約2割程度あった。これらの傾向は、小学部でも中学部でも同様であった。

しかし、小学部と中学部で傾向が異なっている部分もあった。

たとえば、障害があるもしくは特別な支援や配慮を必要とする子どもの就学希

望についてである。障害があるもしくは特別な支援や配慮を必要とする子どもが就学を希望してきたのは小学部に多く、回答のあった学校の約7割であった。一方、中学部の場合はその状況が逆転し、就学を希望してきたのは約3割の学校であった。

また、通常学級において配慮や支援を必要とする子どもの在籍の有無にも差がみられた。通常学級において配慮や支援を必要としている子どもは、小学部では回答のあった学校の半数に在籍しているのに対して、中学部では、約3割である。

通級指導の実施や特別支援学級の設置は、全体的にもその割合は少ないが、中学部はさらに少なくなっている。「通級指導」については、設問の中で「通級指導」がどのような指導形態をさすのかを明確に定義していなかったため、いわゆる「取り出し」指導について回答した学校とそうでない学校とがあったと予想される。設問の仕方に問題があったことは事実であるが、特別の指導を集団指導とは別の場で行っている学校が小学部で15校、中学部で4校あった。特別支援学級は小学部で10校が、中学部で5校が設置されていた。このように特別支援教育に関する体制は小学部と中学部で違いが見られ、小学部の方が指導の体制作りが進んでいるといえる。

また、小学部と中学部では、進路先にも差が見られる。小学部の子どもたちの約3割は、そのまま日本人学校の中学部に進学する。それ以外の小学部の子どもたちの進路先で、中学部と異なる点は、通級指導を受けていた子どもがインターナショナルスクールに進学していることである。また、中学部の特別支援学級の卒業生は、日本の特別支援学校へ進学するか、選択肢としてあげた以外の学校への進路を選択している。日本人学校の特徴である、子どもの在籍期間の不安定さに加え、障害のある子どもの場合には、中学卒業後の進路の選択にも難しさがあることは明らかである。日本国内の進路先の情報不足という海外にある学校ゆえの課題とあわせ、卒後の支援・指導の引き継ぎの難しさが中学部において特別支援教育の体制作りを進められない要因の一つとなっていることが推察される。

今後は、中学部に対しては、特別な支援を必要とする中学生の卒業後の具体的な進路先とその後の状況、小学部に対しては、具体的な入学基準や転出時の情報提供の在り方等、より具体的な内容についての調査を行って行きたいと考えている。

資料(2)

「障害のある子どもの教育に関する企業意識調査」結果報告

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
教育相談部

(独)国立特別支援教育総合研究所(NISE)教育相談部では、日本人学校における特別支援教育の進展に対する支援をおこなっており、東アジア地区の日本人学校を対象にICTを活用した特別支援教育の研究協議会を実施してきている。これまで、教育相談部では日本人学校に特別な教育的ニーズがある子どもの実態や指導・課題等について調査し、夏期教育相談の実施等の支援策をおこなってきた。今回は、社団法人日本在外企業協会の協力をいただき、海外に社員を派遣している企業の担当者が特別支援教育をどのように理解しているのかを明らかにする目的で調査をおこなった。

調査方法

1. 対象：日本在外企業協会の調査対象会員企業273社
2. 方法：FAXによる送付・回収
3. 期間：2007年9月3日～10月10日
4. 回収：回収数109件（39.9%）

調査結果

1. 「特別支援教育」について（図1）

「特別支援教育」ということばを聞いたことがありますか」という問いに対して、「聞いたこともあるし、その内容も知っている」は18件（17%）だった。「聞いたことはない」は、半数近い51件（47%）の回答で、「特別支援教育」ということばの認知度は低い。

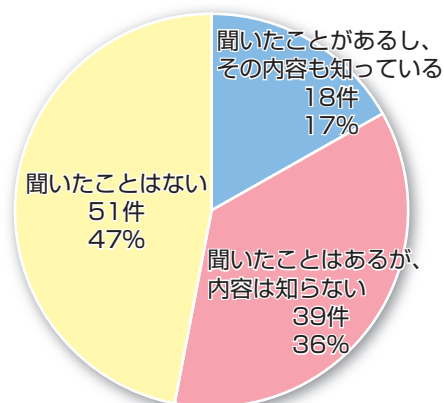


図1 「特別支援教育」について

2. 社員からの相談について（図2）

「障害のある子どもを帯同して赴任する際に、社員から相談を受けたことがありますか」

という質問に対して、「相談があった」19件(17%)、「相談なし」90件（83%）であった。「相談なし」の回答には、「そのような事例がない」の回答も含まれている。「相談有り」の場合、以下の5つの内容から選択する回答を求めた。（複数選択あり）

- ①現地における障害のある子どもの教育機関についての相談（13件）
- ②子どもの障害の程度と日本人学校への入学についての相談（10件）
- ③障害のある子どもの日常の接し方についての相談（2件）
- ④現地における障害のある子どもの相談機関や医療機関についての紹介（10件）
- ⑤上記以外のことで、障害のある子どもの教育について相談された事柄
 - ・北米地区へ赴任される子女の件で相談があった。現地学校の受入態勢について聞かれているが、その後現地から心配事などの相談はない。
 - ・医師紹介状の英訳依頼があった。
 - ・帰国時の日本の受け入れ、特に進学を希望する場合、社会的訓練が主体の高等養護学校でなく、学習を中心とした学校への希望が多い。

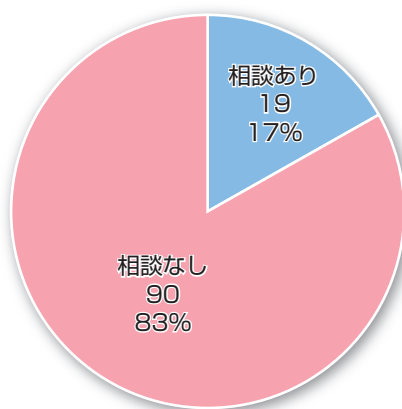


図2 障害のある子どもを帯同して赴任する際の相談

3. 障害のある子どもを帯同することについて（図3）

「障害のある子どもを帯同することをあなたはどのように考えていますか？」という設問に5つの選択肢から回答を求めた。複数回答もあったが、「2. 可能な限りの支援は行うが、基本的には個々人の意向に任せる」というが最も多く、半数以上の回答者の考えであった。

「その他」に記述されていた3つの意見は、以下の通りである。

- ・ 赴任そのものに、十分な検討が必要である。検討した結果、赴任するとなれば、最大限の支援が必要だと思う。
- ・ 状況に応じ対応する。
- ・ 本人派遣の必然性（代わりに派遣できる人がいるか否か）お子様の障害の程度、現地の環境、家族の状況等を総合的に判断し、本人とも相談の上、派遣・帯同を判断する。

これらの意見は、状況を見極めその上で必要ならば、支援をしていくということである。選択肢の「3. 現地での環境を考慮して、対応する」と近い意見かも知れない。

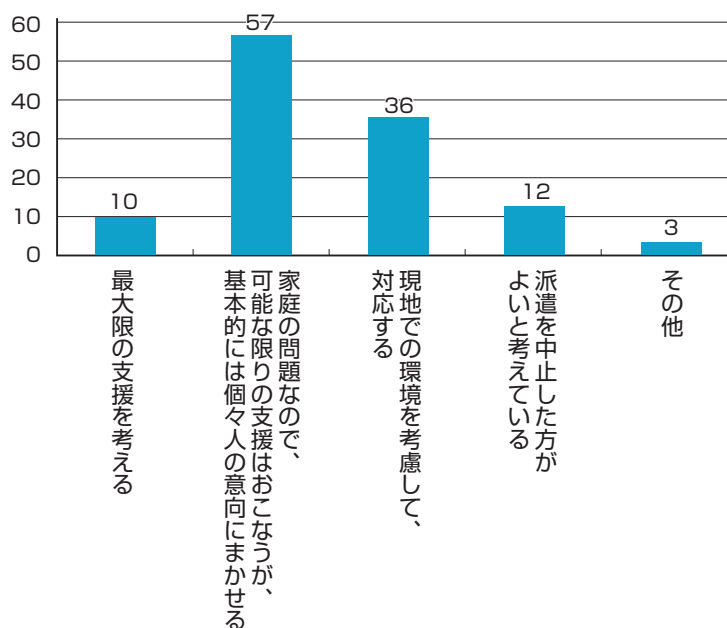


図3 障害のある子どもの帯同

4. 障害名や教育について（図4）

「知的障害」「視覚障害」「聴覚障害」「自閉症」については、全員が聞いたことがあると回答していた。「肢体不自由」と「発達障害」については、10人前後の人が「このことばを聞いたことがない」と回答しており、その原因としては、「肢体不自由」ということばは、教育では使われることばであるが、社会では「身体障害」と言われていることが多いことによると考えられる。また、「発達障害」は、医学的な定義には示されていないこと、最近になって注目されてきていることによると考えられる。

また、「障害名を聞いたことがある」人の約8割以上の人は、それがどのような状態かを知っていた。「発達障害」は7割弱の人がどのような状態かを知って

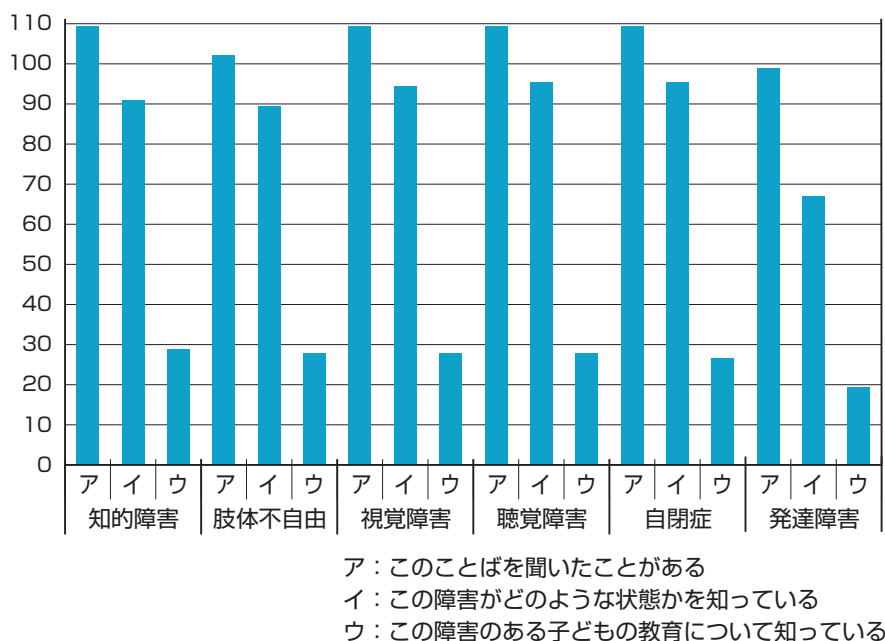


図4 障害名や教育について

いた。しかし、障害のある子どもの教育については、30人弱の人が知っているにとどまった。「発達障害」に関しては、19人がその教育を知っているという回答であった。

このようなことから、企業の相談担当者は、障害名やその状態については、知っているが、その教育については、十分に知らないという実態が分かった。

5. 当研究所に求める情報や資料

「日本人学校における特別支援教育の推進を支援しています。あなたはどのような情報や資料があると役に立つと思いますか」という質問に対して、自由記述での回答を求めた。

回答内容は、「日本人学校の障害児の受け入れ状況や特別支援学級の設置の有無に関する情報」「日本人学校の課題点」「実践例の提供」「特別支援教育に関する情報の提供」「海外の情報」等の大きく4つのまとまりに分けることができた。これらについては、実行できることから、行って行きたいと考えている。

- ① 日本人学校の障害児の受け入れ状況や特別支援学級の設置の有無に関する情報
各学校の障害児受入の実態や具体的な支援内容など25件
- ② 実践例の提供
保護者の体験談や障害に関する経験など6件

- ③ 日本人学校の課題点
保護者への就学相談についての支援や、学校と当該地の病院等の専門機関との連携など7件
- ④ 特別支援教育に関する情報の提供
障害のある子女を帯同する場合の留意事項などが解説されたガイドブックなど15件
- ⑤ 海外の情報
日本と外国の特別支援教育の違いや日本人学校のない地域における情報など3件

*当結果報告に関する問い合わせ先：(独)国立特別支援教育総合研究所 教育相談部
wsodan1@nise.go.jp

資料（3）

全国特別支援教育センター協議会加入機関一覧

平成20年5月現在

☆ 独立機関（10機関）

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（<http://www.nise.go.jp>）
〒239-8585 横須賀市野比5-1-1
教育相談部 TEL：046-839-6885 FAX：046-839-6906
発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp>
研究所ではメールマガジンもお届けしています。登録はこちらから
<http://www.nise.go.jp/magazine/>
- 北海道立特別支援教育センター
〒064-0944 札幌市中央区円山西町2-1-1
TEL：011-612-6211 FAX：011-612-6213
- 宮城県特別支援教育センター
〒981-3213 宮城県仙台市泉区南中山五丁目3番1号
TEL：022-376-5432 FAX：022-376-5435
- 福島県養護教育センター
〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1
TEL：024-952-6497 FAX：024-952-6599
- 福井県特別支援教育センター
〒910-0846 福井市四ツ井2丁目8番1号
TEL：0776-53-6574 FAX：0776-52-627
- 兵庫県立特別支援教育センター
〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1-18 兵庫県福祉センター5階
TEL・FAX：078-222-3604
- 千葉市養護教育センター
〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3
TEL：043-277-0101 FAX：043-277-1852
- 横浜市特別支援教育総合センター
〒240-0041 横浜市保土ヶ谷区仏向町845番の2
TEL：045-336-6020 FAX：045-333-1455
- 北九州市立特別支援教育相談センター
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
TEL：093-921-2230 FAX：092-923-3010

- 福岡市発達教育センター
〒810-0065 福岡市中央区地行浜二丁目1番6号
TEL：092-845-0015 FAX：092-845-0025

併設機関（48機関）

- 青森県総合学校教育センター
〒030-0123 青森県青森市大矢沢字野田80-2
電話：017-764-1997 FAX：017-728-6351
- 岩手県立総合教育センター
〒025-0395 岩手県花巻市北湯口第2地割82番1
TEL（代表）：0198-27-2711 FAX：0198-27-3562
- 秋田県総合教育センター
〒010-0101 秋田県潟上市天王字追分西29-76
TEL：018-873-7200（代表）
- 山形県教育センター
〒994-0021 天童市大字山元字犬倉津2515
TEL：023-654-2155
- 茨城県教育研修センター
〒963-8041 福島県郡山市富田町字上ノ台4-1
TEL：024-952-6497 FAX：024-952-6599
- 栃木県総合教育センター
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070
TEL：028-665-7200
- 群馬県総合教育センター
〒372-0031 群馬県伊勢崎市今泉町1-233-2
TEL：0270-26-9211（代） FAX：0270-26-9222
- 埼玉県立総合教育センター
〒336-8555 埼玉県さいたま市緑区三室1305-1
TEL：048-874-1221 FAX：048-810-1013
- 千葉県総合教育センター 稲毛庁舎（特別支援教育部）
〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2
TEL：043-207-6023 FAX：043-207-6043
- 東京都教職員研修センター
〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号
TEL：03-5802-0201（代表） FAX：03-5802-0333
- 神奈川県立総合教育センター 亀井野庁舎 教育相談センター
〒252-0813 藤沢市亀井野2547-4
TEL：0466-81-8521（代）

- 新潟県立教育センター
〒950-2144 新潟市西区曾和100番地1
TEL：025-263-1094（代） FAX：025-261-0006
- 山梨県総合教育センター
〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1456
TEL：055-262-5571 FAX：055-262-5572
- 長野県総合教育センター
〒399-0711 長野県塩尻市片丘南唐沢6342-4
TEL：0263-53-8800 FAX：0263-51-1290
- 富山県総合教育センター
〒930-0866 富山市高田525
TEL：076-444-6161
- 石川県教育センター
〒921-8153 石川県金沢市高尾町ウ31-1
TEL：076-298-3515（代） FAX：076-298-3518
- 岐阜県総合教育センター
〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1
TEL 058-271-3514（教育相談担当）
- 静岡県総合教育センター
〒436-0294 掛川市富部456
TEL：0537-24-9700
- 愛知県総合教育センター
〒470-0151 愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾68
TEL：0561-38-2211（代表） FAX：0561-38-2780
- 三重県教育委員会事務局研修分野（三重県総合教育センター）
〒514-0007 三重県津市大谷町12番地
TEL：059-226-3728（教育相談）
- 滋賀県総合教育センター
〒520-2321 滋賀県野洲市北桜
TEL：077-588-2311 FAX：077-586-0011
- 京都府総合教育センター
〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町
TEL：075-612-3266 FAX：075-612-3267
- 大阪府教育センター
〒558-0011 大阪市住吉区菟田4-13-23
TEL：06-6692-1882 FAX：06-6692-1898
- 奈良県教育研究所
〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1
TEL：0744-32-8201

- 和歌山県教育センター学びの丘
〒646-0011 田辺市新庄町3353-9
TEL: 0739-26-3511 (代) FAX: 0739-26-8120
- 鳥取県教育センター
〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201番地
TEL: 0857-28-2321 FAX: 0857-28-8513
- 島根県教育センター
〒690-0873 島根県松江市内中原町255-1
TEL: 0852-22-5859 FAX: 0852-28-2796
- 岡山県総合教育センター
〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11
TEL: 0866-66-9101 FAX: 0866-56-9121
- 広島県立教育センター
〒739-0144 広島県東広島市八本松南1-2-1
【代表】TEL: 082-428-2631 FAX: 082-428-7100
- やまぐち総合教育支援センター
〒754-0893 山口県山口市秋穂二島1062 (セミナーパーク内)
TEL: 083-987-1160 FAX: 083-987-1200
- 香川県教育センター
〒760-0004 香川県高松市西宝町2-4-18
TEL: 087-833-4235 FAX: 087-834-1105
- 愛媛県総合教育センター
〒791-1136 松山市上野町甲650
TEL: 089-963-3111 FAX: 089-963-3146
- 高知県教育センター
〒781-5103 高知県高知市大津乙181
TEL: 088-866-3890 (代) FAX: 088-866-0074
- 徳島県立総合教育センター
〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7
特別支援・相談課 TEL: 088-672-5200 FAX: 088-672-5229
- 福岡県教育センター
〒811-2401 福岡県糟屋郡篠栗町高田268
TEL: 092-947-0079 FAX: 092-947-8082
- 佐賀県教育センター
〒840-0214 佐賀県佐賀市大和町大字川上
TEL: 0952-62-5211 FAX: 0952-62-6404
- 長崎県教育センター
〒856-0834 長崎県大村市玖島1丁目24-2
TEL: 0957-53-1131 FAX: 0957-54-0578

- 熊本県立教育センター
〒861-0543 熊本県山鹿市小原
TEL：0968-44-6611 FAX：0968-44-6495
- 大分県教育センター
〒870-1124 大分県大分市大字旦野原847番地の2
TEL：097-569-0118（代） FAX：097-567-2425
- 宮崎県教育研修センター
〒880-0385 宮崎市阿波岐原町前浜4276-729
TEL：0985-24-3122 FAX：0985-32-1664
- 鹿児島県総合教育センター
〒891-1393 鹿児島市宮之浦町862
TEL：099-294-2311 FAX：099-294-2309
- 沖縄県立総合教育センター
〒904-2174 沖縄市字与儀587番地
TEL：098-933-7555
- 仙台市教育センター
〒983-0825 仙台市宮城野区鶴ヶ谷北1-19-1
TEL：022-251-7441 FAX：022-251-7486
- 川崎市総合教育センター
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
TEL：044-844-3600 FAX：044-844-3804
- 名古屋市教育センター
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号
TEL：052-683-6401
- 大阪市教育センター
〒552-0007 大阪市港区弁天1-1-6
TEL：06-6572-0567（特別支援教育相談）
- 広島市教育センター
〒732-0068 広島県広島市東区牛田新町一丁目17番1号
TEL：082-223-3563 FAX：082-223-3580

資料（４）

在外日本人学校一覧

| 国名 | 学校名 | HPアドレス |
|--------|--------------------------|---|
| インド | ニュー・デリー | japaneseschool@airtelmail.in |
| | ボンベイ | http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Namiki/6682/ |
| インドネシア | ジャカルタ | http://www.jjs.or.id/ |
| | バンドン | http://bandung40142.web.fc2.com/ |
| | スラバヤ | http://sby.centrin.net.id/sjs/ |
| ベトナム | ハノイ | http://www.jshanoi.com/ |
| | ホーチミン | http://jschool-hcmc.net/ |
| シンガポール | シンガポール(小学部) クレメンティ校 | http://www.sjs.edu.sg/clehptop/enter.htm |
| | シンガポール(小学部) チャンギ校 | http://www.sjs.edu.sg/ |
| | シンガポール(中学部) ウエストコースト校 | http://www.sjs.edu.sg/second/secIndex.asp |
| スリランカ | コロombo | http://www.jscol.com/ |
| タイ | バンコク | http://www.tjas.ac.th/index.htm |
| | シラチャ | http://www.tjas.ac.th/sriracha/index.php |
| 韓国 | ソウル | http://www.sjshp.or.kr/ |
| | 釜山 | http://user.chol.com/pusjpnsc/ |
| 中国 | 北京 | http://www.Jsb.org.cn/ |
| | 上海日本人学校虹橋校 | http://www.srx.net.cn/ |
| | 上海日本人学校浦東校 | http://www.srx.net.cn/ |
| | 蘇州 | http://www.jsscن.org/ |
| | 大連 | http://www.Japanda.org/ |

| | | |
|-----------|----------|---|
| | 広州 | http://jsgcn.com/ |
| | 天津 | http://www.tensinjs.com.cn/ |
| | 青島 | http://www.qingdaojs.org |
| | 香港校小学部 | http://www.hkjs.edu.hk/-hkjspri/index.html |
| | 香港校中学部 | http://www.hkjs.edu.hk/-hkjssec/index.html |
| | 杭州日本人学校 | http://www.hzjschool.com/ |
| | 大埔校 | http://www.hkjs.edu.hk/~jisjs/index.html |
| パキスタン | イスラマバード | http://zindabadpk.hp.infoseek.co.jp/ |
| | カラチ | http://www.geocities.co.jp/NeverLand/2664/ |
| バングラディッシュ | ダッカ | http://www.jsclhaka.com/ |
| フィリピン | マニラ | http://www.mjs.org.ph/ |
| マレーシア | クアラルンプール | http://www.sjs.edu.sg/ |
| | ジョホール | http://www.japanclub.org.my/jsj/ |
| | ペナン | http://www.mypjs.com/ |
| | コタキナバル | http://www.sabah.edu.my/kjs/ |
| ミャンマー | ヤンゴン | http://yjs.fc2web.com/ |
| 台湾 | 台北 | http://www.taipeijs.org/ |
| | 台中 | http://tjs97.myweb.hinet.net/ |
| | 高雄 | http://takaojs.hihosting.hinet.net/ |
| アメリカ | グアム | http://www.geocities.co.jp/NeverLand/3604/ |
| | シカゴ | http://www.chicagojs.com |
| | ニューヨーク | http://www.gwjs.org/ |
| | ニュージャージー | http://www.newjerseyjapaneseschool.org/ |
| アルゼンチン | ブエノスアイレス | http://www.jpsschool-arg.com.ar/ |
| ヴェネゼエラ | カラカス | http://www.geocities.jp/colgioccs/ |

| | | |
|--------|----------------|---|
| グアテマラ | グアテマラ | http://www.geocities.jp/ejaponjp/ |
| コスタリカ | サン・ホセ | http://sjo-escuelaj.com |
| コロンビア | ボゴダ | http://www.geocities.jp/bogotaacj2007/ |
| チリ | サンチャゴ | http://www.colegiojapones.cl/ |
| パナマ | パナマ | http://www.geocities.jp/heartland6570/ |
| パラグアイ | アスンシオン | http://vwww.geocities.jp/coljap2/ |
| ブラジル | サンパウロ | http://world.nethall.com.br/s0.escolajp/index.html |
| | マナオス | http://cliente.argo.com.br/ass-japao/ |
| | リオ・デ・ジャネイロ | http://www.yuchicom.com/rionihonjingakko/ |
| ペルー | リマ | http://www.acjlima.edu.pe/ |
| メキシコ | 日本メキシコ学院日本コース | http://www.lmjapones.edu.mx/ |
| | アグアスカリエンテス | http://www.geocities.jp/escuelajaponesa/ |
| イタリア | ローマ | http://www.mclink.it/assoc/sc.gs/ |
| | ミラノ | http://www.mngitalia.net/ |
| オーストリア | ウィーン | http://www.japaneseschool.at/ |
| オランダ | アムステルダム | http://www.jsa.ril/ |
| | ロッテルダム | http://www.jsrotte.nl/index.htm |
| スイス | チューリッヒ | http://www.jszurich.ch/ |
| スペイン | マドリッド | http://www.cjmspain.com/ |
| | バルセロナ | http://www.colegiojaponesbcn.net/ |
| ロシア | モスクワ | http://www.mosnichi.com/ |
| チェコ | プラハ | http://www.jschool.cz/ |
| ドイツ | デュッセルドルフ | http://www.jisd.de/ |
| | ハンブルグ | http://homepage.hamburg.de/jshh/ |
| | フランクフルト日本人国際学校 | http://www.schoolweb.ne.jp/weblog/index.php?id=4810001 |

| | | |
|--------------|----------------------------|---|
| | ベルリン日本国際学校 ミュンヘン日本人国際学校 | http://www.jap-schule-berlin.de/ http://www.jismuenchen-jism.de/Default.htm |
| ハンガリー | ブタペスト | http://www.bpjpschoolw |
| フランス | パリ | http://www.parinichi.com/ |
| ベルギー | ブラッセル | http://www.japanese-school-brussles.be/ |
| ポーランド | ワルシャワ | http://www.japoland-pl/gakko/ |
| ルーマニア | ブカレスト | http://www.jpsschool.ro/ |
| イギリス | ロンドン | http://www.thejapaneseschool.ltd.uk/ |
| ギリシア | アテネ | http://www.geocities.jp/arinokey/TOP/index-j.htm |
| オーストラリア | シドニー パース メルボルン | http://www.sjs.nsw.edu.au/ http://www.japaneseschool.wa.edu.au/ http://www.jsm.vic.edu.au/ |
| アラブ首長国連邦 | アブダビ ドバイ | http://www.jsad-ae/ http://www.japanese.sch.ae/ |
| イラン | テヘラン | http://www.tehran-jschool.com/ |
| サウジアラビア | リアド ジェッダ | http://www.geocities.co.jp/NeverLand/3850/ http://www.geocities.jp/jjssa1/ |
| トルコ | イスタンブール | http://www.ijstr.com/ |
| バハレーン | バハレーン | http://www.jpngakko.com.bh/ |
| エジプト | カイロ | http://www.cjseg.com/ |
| ケニア | ナイロビ | http://www.ke.emb-japan.go.jp/jschool/schoolindex.html |
| 南アフリカ | ヨハネスブルク | http://www.jsj.org.za/index2.htm |
| 文部科学省初等中等教育局 | 国際教育課 CLARINET(クラリネット) | http://www.mext.go.jp/a_menu/01_f.htm http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm |

資料（５）

① 学校教育法（平成19年6月27日改正）抜粋

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

○2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第二章 義務教育

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

○2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

○3 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項

は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならぬ子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、

中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

○2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

○2 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 - 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

② 学校教育法施行令の一部改正について

14文科初第一四八号
平成一四年四月二四日
文部科学事務次官通知

学校教育法施行令の一部改正について

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」(以下「改正令」という。)が閣議決定され、平成一四年四月二四日付けをもって政令第一六三号として公布されました。その改正の趣旨及び内容は、左記のとおりですので十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても、改正の趣旨及び内容について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第一 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すためのものです。具体的には、次のような改正を行うものです。

- 一 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学、医学の観点から盲・聾・養護学校に就学すべき障害の程度(以下「就学基準」という。)を改正したこと。
- 二 就学基準に該当する児童生徒について、その障害の状態に照らし、就学に係る諸事情を踏まえて、小学校又は中学校(以下「小・中学校」という。)において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村の教育委員会が認める場合には、小・中学校に就学させることができるよう就学手続を弾力化したこと。
- 三 障害のある児童の就学に当たり、市町村の教育委員会は専門家の意見を聴くものとしたこと。

第二 改正の内容

一 就学基準の見直し(第二二条の三関係)

学校教育法に基づき同法施行令において規定される就学基準は、盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の障害種ごとに規定されているが、各々の障害ごとに医学や科学技術の進歩等を踏まえた内容に見直すこととしたこと。

(一) 視覚障害

矯正視力〇・一未満の者を一律に盲者とする規定を改め、「両眼の視力がおおむね〇・三未満又は視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能又は著しく困難な程度」の者を盲者と規定したこと。

(二) 聴覚障害

両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のものを一律に聾者とすることを改め、「両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度」の者を聾者と規定したこと。

(三) 知的障害

知的障害者の判断は、現在既に日常生活等の適応性の観点を考慮に入れて行われており、その観点を法令上明確にするため、知的発達の遅滞の程度が中度以上等と規定することを改め、「知的発達の遅滞があり、意志疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度」の者及びその程度に至らないが、「社会生活への適応が著しく困難」な者を知的障害者と規定したこと。

(四) 肢体不自由

上肢・下肢など身体各部位ごとに障害を判断する規定を改め、障害の状態を上肢、下肢を含め全身で捉え総合的に判断することとし、「補装具を使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度」の者を肢体不自由者と規定したこと。

(五) 病弱

医療等に要する期間の予見が困難になっていることに加えて、入院期間の短期化と入院の頻回化傾向がみられることを踏まえ、「六月以上」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者とする規定を改め、「継続して」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者と規定したこと。

二 就学手続の見直し

就学基準に該当する児童生徒で市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）については、小・中学校に就学することとしたことに伴い、規定の整備を行うこととしたこと。

(一) 入学期日等の指定に係る手続（第五条、第六条、第一一条、第一四条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者で、[cir1] 就学基準に該当しない者、[cir2] 就学基準に該当する者のうち、その者の心身の故障の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに小・中学校の入学期日を通知することとしたこと。

また、就学基準に該当する者については、市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に対し盲・聾・養護学校に就学させるべき旨を通知することとするが、このうち、認定就学者については当該通知を行わないこととしたこと。その通知を受けた都道府県の教育委員会は、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに盲・聾・養護学校の入学期日を通知することとしたこと。

(二) 転学手続（第六条、第六条の三、第六条の四、第一一条の三、第一二条の二、第一四条関係）

今回の改正により就学基準に該当する児童生徒が認定就学者として小・中学校に就学することになったことに伴い、盲・聾・養護学校に在学している児童生徒が障害の状態の変化により認定就学者に該当することとなった場合及び小・中学校に認定就学者として就学している者がその障害の状態が変化したことにより認定就学者に該当しなくなった場合等の転学の手続を整備することとしたこと。

三 専門家の意見の聴取（第一八条の二関係）

障害の種類、程度等の判断について専門的立場から調査・審議を行うために就学指導委員会が設置されている現状も踏まえ、その位置付けの明確化を図るとともに、一人一人の障害の状態等に関する専門家の意見を踏まえて適切に就学指導が行われることが必要であることから、市町村の教育委員会は、教育学、医学、心理学その他の心身の故障のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとしたこと。

四 施行期日（附則関係）

改正令は平成一四年九月一日から施行するものであること。

③ 発達障害者支援法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策（第五条—第十三条）
- 第三章 発達障害者支援センター等（第十四条—第十九条）
- 第四章 補則（第二十条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、発達障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、発達障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

（児童の発達障害の早期発見等）

- 第五条** 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
 - 3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関（次条第一項において「センター等」という。）を紹介し、又は助言を行うものとする。
 - 4 市町村は、前三項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。
 - 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技

術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第三十三条の指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、必要に応じ、発達障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校において行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(地域での生活支援)

第十一条 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した

生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(発達障害者の家族への支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようにすること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第三章 発達障害者支援センター等

(発達障害者支援センター等)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

- 一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。
- 二 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。
- 三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務（次号において「医療等の業務」という。）を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。
- 四 発達障害に関して、医療等の業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害

者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

第四章 補則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対し、発達障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

理 由

発達障害者をめぐる状況にかんがみ、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

執筆分担

後上 鐵夫（上席総括研究員兼教育相談部長）

プロローグ、第5章、各章Q&A、エピローグ

小林 倫代（教育相談部総括研究員）

第1章、第3章

藤井 茂樹（教育相談部総括研究員）

第2章、第4章

障害のある子どもの海外学校生活を支援するガイドブック —社員の海外赴任をサポートするために—

平成21年12月 発行

発行元 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

住所 〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-1-1

電話 046-839-6885

FAX 046-839-6906

URL <http://www.nise.go.jp>
